

ドイツ事業承継税制等に焦点を当てたベンチマーキング研究について

Benchmarking Study Focusing on German Business Succession Taxation Systems, etc.

目 次

Abstract

はじめに

I. リサーチの趣旨

II. 先行研究を踏まえたドイツ事業承継税制に関する考察

III. ドイツの相続法（民法）と相続税法の概要

IV. ドイツの産業構造と中小企業の概況

V. ドイツの事業承継税制とドイツ税理士の実務

VI. 日本の相続法（民法）と相続税法の概要

VII. 日本の産業構造と中小企業の概況

VIII. 日本の事業承継税制と税理士の実務

IX. ベンチマーキング研究による日本の事業承継税制の課題

X. 新たな産業構造と構築促進税制等への提言（まとめ）

あとがき

参考文献

2026年1月

日本税理士会連合会国際税務情報研究会

RESEARCH COMMITTEE ON INTERNATIONAL TAXATION

JAPAN FEDERATION OF

CERTIFIED PUBLIC TAX ACCOUNTANTS' ASSOCIATIONS (JFCPTAA)

Abstract

Based on an international comparative survey of business succession tax systems conducted by our Research Committee on International Taxation in 2020, this research paper points out the problems with the postponement of tax payment system, which is a characteristic of the current Japanese business succession tax system (corporation version), and, while benchmarking Germany's business succession tax system, presents the need for a tax deduction system (write-down system) in Japan's business succession tax system.

However, for the purpose of ensuring fairness in taxation with taxpayers subject to the current system, we will first propose the introduction of a tax deduction system as a new special provision after the abolition of the current special measure, limited to companies below the median in terms of corporate size, such as those whose total value of unlisted stocks, etc. at the time of inheritance is below a certain amount.

Meanwhile, in addition to the policies to maintain and protect small and medium-sized enterprises, we discuss the need for a new policy package to further strengthen support for entrepreneurship, business start-ups (including second business start-ups) and third-party succession, from a new perspective of "promoting the smooth generational change of players in the small and medium-sized enterprise market" in order to transition to a new stage of Japan's economy, which is relatively inferior to Germany in economic power indicators. Furthermore, regarding the tax system, we present some specific policy ideas, focusing on matters related to the business succession tax system.

はじめに

日本税理士会連合会

国際税務情報研究会 長谷部 光哉

本稿は、2024年4月9日付の日本税理士会連合会会長諮問「ドイツ事業承継税制等に焦点を当てたベンチマーキング研究」を受けて、所要の研究活動を経て、答申するものである。

答申に当たっては、先ず、当研究会による「事業承継税制に関する国際比較に基づく研究」（2020年1月会長向け答申）の成果をレビューし、論点を明確化したうえで当研究会委員による2025年10月のドイツ視察を実施し、最終的な取りまとめの作業に入った。

取りまとめ作業では、税務専門家としての視点を尊重する趣旨から、ドイツの産業構造及び中小企業の概況並びにドイツ相続法（民法）及びドイツ相続税贈与税法の確認だけでなく、ドイツ税理士法の原典までを確認しながら、ドイツ税理士における事業承継税制業務への実務的側面も検討することにした。

結果、ベンチマーキング研究のフレームワークに従い、ドイツ事業承継税制の仕組みや利用の実態を明らかにしながら、我が国の事業承継税制の仕組みとその利用の実態との差異を識別することができた。

最終的には、この識別のプロセスを経て、我が国の同税制の課題が浮き彫りになり、当該課題を解決するための今後の税制改正の必要性について認識することができた。

本稿の総括では、この認識をはじめとした研究結果に基づき、会長諮問の趣旨に従い、当研究会として、可能な範囲でその課題解決のための税制改正のアイデアを提示することとする。

本稿が日本税理士会連合会の今後の税制改正建議のみならず、関係諸機関の研究活動や提言活動に資することで、我が国の経済や雇用の下支えをしてきた中小企業の事業承継をより円滑に推し進めるだけでなく、より発展的な視点から、中小企業における第二創業の促進までを後押しする税制改正に寄与することを期待したい。

I リサーチの趣旨

本稿では、当研究会が2020年に行った事業承継税制に関する国際比較に基づく研究（以下、「研究会（2020年）」という。）を基礎とし、現行の日本の事業承継税制（法人版）について、その特徴である納税猶予方式に係る問題点について、ドイツの事業承継税制をベンチマークしながら、改めて、控除制度（評価減制度を含む。以下同じ。）の必要性を提示する。

但し、現行制度を適用している納税者との課税の公平を図る目的から、先ずは非上場株式等の相続時評価額の総額等が一定の金額以下など企業規模において中位以下の会社に限り、控除制度を現行の特例措置廃止後の新たな特例規定としての導入を提起する。

一方、中小企業の維持保護政策だけでなく、ドイツに比し、相対的に経済力指標の劣位が見られる日本経済の新たなステージへの移行のため「中小企業市場のプレーヤーの円滑な世代交代の促進」という新たな視点から、より一層の起業、創業（第二創業を含む。）及び第三者承継の支援の強化のための新たな政策パッケージの必要性を論じたうえで、税制については事業承継税制に関連する事項に絞り、具体的な政策アイデアをいくつか提示する。

II 先行研究を踏まえたドイツ事業承継税制に関する考察

1. ドイツ事業承継税制に関する違憲審査の推移

(1) 1995年と2006年の違憲判決

ドイツの事業承継税制は1993年改正により始まったものであるが¹、当該税制に係る相続税法上の事業用不動産の評価基準や優遇規定の内容に関する平等性の問題から、これまで連邦憲法裁判所により三度（1995年、2006年、2014年）の違憲判決を受けている。このうち1995年と2006年の判決は以下のとおり、主として財産評価方法における事項を問題としたものである。

1995年6月22日の連邦憲法裁判所による違憲判決（2 BvR 552/91）は、当時不動産の評価方法として採用されていた統一価格が、1964年当時の評価に基づいており、他の評価財産に比べて著しい格差を生じていたことから、平等原則に反するとしたものであった²（2 BvR 552/91, C II）。

この判決においては事業用財産課税についても述べられ、特に中小企業が社会的拘束性のなかで事業を継続していることから、それによる担税力の減退に配慮し、相続税の負担が事業継続を阻害しないようにすることの重要性を述べて、応能負担原則に基づく事業承継税制の存在意義を認めている³。そこでは、事業用財産を相続し、その事業を継続する相続人は、事業用以外の財産を相続した者に比して、その財産の利活用が制限されるという事情が考慮されている（2 BvR 552/91, C I）。

これらの問題につき判決は、速やかに立法による対応をすべきことを命じた⁴。そこで、1996年改正相続税法では、土地の評価について収益価額や基準地価に基づく評価方法を採ることに改め、事業用財産については新たに評価上の優遇規定が導入された⁵。

連邦憲法裁判所の2006年11月7日の判決（1 BvL 10/02）は、特に事業用財産につき、1996年改正法が評価上の優遇措置を認めていたことを問題とし、財産評価は通常価額での計算を維持すべきで、評価の段階において優遇特例（特に税務貸借対照表価額）を認めるのは不平等を招くとして修正を求めた。また同判決は、事業用の積極財産の評価が低く抑えられているのに対して、債務は額面金額で認識されるという問題についても、その不整合を指摘する（1 BvL 10/02, C II）。

¹ 野田裕康「ドイツ相続法における事業承継問題～2014年相続税法違憲判決を受けて～」駿河台経済論集26巻1号（2016）72頁。

² 渋谷雅弘「ドイツにおける相続税・贈与税の現状」日税研論集56号（2004）181頁。2 BvR 552/91, C II.

³ 吉村典久「ドイツにおける相続税の歴史—外国の遺産取得税（ドイツ）—」日税研論集61号（2011）234頁。

⁴ 天野史子「ドイツ相続贈与税法と資産取得課税について」立命館法学4号（320号）（2008）360頁。

⁵ 吉村・前掲235頁。

ただし、この判決は事業承継に対する優遇特例自体を否定しているわけではなく、評価段階では一律の基準を適用すべきとしつつ、評価レベルの後に行う措置において、合理的な理由がある限り、誘引あるいは優遇措置を適用することを許容する⁶。

これを受けて、2009年に施行された改正相続税法では、すべての財産について通常価額での評価を実現しつつ、評価後の特例措置の段階で、事業用財産を含む優遇を拡充しており、これが現行の事業承継税制の原型といえる。

この改正においては、給与総額が5年間で400%以上、管理資産50%以下という条件を満たす限り、事業用財産に対して少なくとも85%の評価減額特例を適用可能とした。さらに、従業員数20人以下の事業者は、減額特例適用に当たり、この給与総額条件を満たすことが不要とされた⁷。

しかし、平等原則についての司法判断に起因するドイツの事業承継税制の曲折は、これで終わりではなかった。2014年において、今度は事業承継税制による優遇措置が、必要以上に広範囲に適用され得ることによる公平性の欠如を理由として、以下に述べるとおり、三度目の違憲判決が出されている。

(2) 2014年の違憲判決

ドイツ連邦憲法裁判所は2014年12月17日、上記2009年改正相続税法上の事業用財産に係る優遇規定につき、その内容がボン基本法3条(1)の平等原則に反するとして違憲判決(1 BvL 21/12)を出した。具体的な理由は以下の3点にまとめることができる⁸。

- ① 大多数の企業(従業員20人以下の企業)に給与総額規制なしに免税規定が適用されること。
- ② 特例適用上許容される管理資産の割合の上限(50%)が大きすぎること。
- ③ 大企業の株主に対しても、中小企業と同じ要件のみで免税が適用されること。

①に関して、ドイツでは、従業員20人以下の企業が90%以上を占めるため、これら企業に係る事業用財産を無条件に免税とするのは行き過ぎであり、平等原則に反するとされたものである。さらに、この要件を満たすため、作為的に企業を分割して従業員20名以下とするなどの租税回避的行為が見られたという⁹。

②に関しては、個人資産を事業用資産に振り替えるなど、企業の操作次第で、簡単に相続税回避が可能であることも、2009年相続税法の違憲理由の一つに挙げている。さらに、対象企業の管理資産割合が高い場合、これを子会社等に分散させて割合を引下げることによ

⁶ 吉村・前掲243頁はこの評価レベルの後における段階を「嚮導規範レベル」と呼ぶ。

⁷ 吉村・前掲254頁。

⁸ 稲村健太郎「事業承継税制の現状と行方—ドイツと日本—」産業経理82巻3号(2022)69頁。

⁹ 野田・前掲73頁。

る租税回避（カスケード効果）を誘発するという問題もあった¹⁰。

③について判決は、中小企業のみならず大企業の株主にまでこのような免税措置が必要であるか否かの検証が行われないうままに、企業規模を特定することなくこの特例を適用することにつき問題視している（1BvL 21/12, BIII, 2., f, dd, (1)）。

判決においては、ボン基本法3条(1)は、すべての国民が平等に扱われることを要求するが、これは法による差別のすべてを否定するものではなく、その差別が事実に基づき正当化されるものであることを必要とする趣旨であるとする（1BvL 21/12, B1a）。

判決は上記のように、13a条と13b条による評価減額特例の要件を満たすことが容易であることと、またそれが中小企業以外にも適用され得ることからこの規定を違憲としたが、小規模企業の流動化を防止し、雇用の安定を図るために、特例が必要であること自体は認めている（1BvL 21/12, B2c）。

同判決は特に、中小企業はドイツ経済にとって重要であり、対象を中小企業に限定した上で、これを相続税、贈与税の負担による流動性の問題から保護するという事業承継税制の目的自体は、重要な正当性を有すると述べている¹¹。

2. 事業承継税制と平等原則の関係性の変化

以上でみてきたように、ドイツの事業承継税制（相続・贈与税制）は、これまで三度にわたる違憲判決により改正を余儀なくされてきた。しかし、一貫して言えるのは、これらの判決が、中小企業に対する事業承継税制の存在ないし必要性自体を否定するものではないことである。

しかしながら、ドイツ事業承継税制はそれらの違憲審査を通じて、特にボン基本法上の平等原則との関係から、その内容と存在意義を問われ続けてきたことも事実である。そして、現在再び事業承継税制の平等原則上の問題につき、連邦憲法裁判所で審理中という深刻な時期を迎えている。

ここで、マックスプランク租税研究所におけるシェーン教授の論説と、連邦財政裁判所のヒュッセニツヒ判事らの解説をもとに、ドイツ事業承継税制につき、平等原則上の意義の変遷について記す。まず、この税制について、1995年の違憲判決の時点では、中小企業所有者の担税力への配慮から、応能負担原則に基づき事業用財産優遇は必要とされていた。ところが、2006年の違憲判決においては、事業用財産の評価上の優遇が行き過ぎである点が批判され、事業承継税制に関して趣旨目的の合理性をより明確に問う姿勢に変わった。

その後、2014年の違憲判決において、事業用財産の優遇に対して、さらに厳格な目的適合性が求められることとなった。これらの判決を通じて、事業承継税制の必要性自体が否定されたわけではないが、事業用財産の優遇措置に対する連邦憲法裁判所の態度は次第に厳

¹⁰ 野田・前掲75頁。

¹¹ 稲村・前掲70頁。

しくなってきたといえる。

これらのことから、事業承継税制は当初、応能負担原則に基づき必要な特例措置という位置づけであったが、徐々にその理念は後退し、現在では中小企業の存続と雇用の継続のために必要な範囲で、限定的に存置することができる特例と捉えられている。

現在、多くの経済（財政）学者は、事業用財産優遇規定を廃して、他の財産とともに一律の低税率で課税する方法を提唱するという。この背景には、事業の相続や贈与を優遇して家族の一員を後継者に据えることが必ずしもベストではないという見解の存在もある。しかし、優遇規定の不要論に対しては、経済界からは反論も出ているという混乱した状況のようである。

いま、連邦憲法裁判所で係争中の事案のひとつは、私的な財産に対する課税と、事業用財産に対する優遇の不均衡を問うものである（BvR 804/22）。もうひとつの事案は、事業用財産と管理資産の区分を巡り、立体駐車場の敷地が管理資産に該当するかどうかという議論に端を発している（BvR 1761/24）¹²。連邦財政裁判所はいずれの事案においても、憲法上の問題はない旨判示したが、納税者が上訴し連邦憲法裁判所が受理しており、近く判決に至るとみられる。

連邦財政裁判所判事の説明によれば、連邦憲法裁判所はこれらの事件について、積極的な審理を行っているようであり、平等原則上の問題につき何らかの重要な判示がなされるはずである。もし再び違憲判決が出るなら、その後の手続によってドイツの事業承継税制は大きく変容する可能性がある。

以上のように、ドイツ事業承継税制はいま、重大な岐路にさしかかっている。シェーン教授においても、全財産に対する一律の低税率課税のほか、別案として、事業用財産に通常どおりに課税した上で、その後、10～30年の期間にわたりその事業が生む利益を原資に納税をさせる方式の導入の可能性にも言及があった。このような議論も、連邦憲法裁判所において違憲判決が出されれば活発化すると考えられる。

3. 日本の事業承継税制に与える示唆

ドイツの事業承継税制は、もともと担税力なきところに課税することによる事業継続の阻害効果を除去するために設けられたといえる。つまり当該税制は優遇的規定というよりも、応能負担原則を重視した制度であったと考え得る¹³。

その後、これをベースとしながら、中小企業、家族経営企業を保護することによる雇用の安定と継続という政策的な目的（嚮導目的）の方がより強調されるに至り、この目的に適合する税制を実現するために改善されてきたものである。

日本においても、事業承継税制を設けた趣旨は、ドイツと同様に中小企業の継続と雇用

¹² ドイツ事業承継税制上、自社株式評価時に、管理資産（事業上必要でない資産）に該当するものは、免税対象から除外される。

¹³ 吉村・前掲 234 頁。

の安定にあると考えられる¹⁴。しかし、一般措置としての事業承継税制については、納税者のリスク負担が過大であることなどから利用は低迷しており、特例措置もその適用時限があるほか、未だ煩雑さを排除できない手続上の問題など、不安定な状況である¹⁵。

事業承継税制の趣旨目的を踏まえれば、多くの中小企業にとってより利用しやすい制度としていく必要はあるだろう。そのためには、円滑な事業承継の促進という目的に適う正当性を維持しつつ、適用要件、手続負担、リスク負担を軽減していくことが重要と考えることができる。

ただし、ドイツにおける過去三度の違憲判決と、今般の違憲審査に至る流れをみるに、日本において、例えば単純に納税者の手続やリスクを緩和して、事業用財産の優遇を強化し、多くの事業後継者が容易に利用できる制度への移行を想定してみると、それは租税公平主義の観点から問題を抱える可能性があると考えられる。このため、事業用財産への公平かつ適正な優遇とは何かをよく検討する必要がある。

その上で、現段階でドイツの制度から得られる有益な示唆としてはまず、賃金総額基準の適用のあり方を挙げるができる。数年間の賃金総額基準を満たせば問題なく自社株の課税軽減措置が維持されるが、仮に基準を満たせない場合も、その未達部分の割合に応じてのみ、免税部分を逡減させるという仕組みは、合理的なリスク軽減措置の例と捉えることができるだろう。

また、事業用財産と管理資産を区分し、事業用部分だけを優遇するという考え方も有用と思われる。株式評価上、その企業の事業用財産と管理資産（遊休財産）を区分し、真の事業用財産に対応する部分のみを優遇するという取扱いは合理的と考え得る。煩雑な納税猶予方式から（例えば評価減額方式へ）の転換と同時にこのような方策の導入を検討していくとすれば、これまでのドイツの経験は価値ある参考となるだろう。

¹⁴ 小池正明「事業承継税制の諸問題」早稲田法學 95 卷 3 号（2020）369 頁。

¹⁵ 長谷部光哉「中小企業の事業承継税制の国際比較について」税研 212 号（2020）53 頁。

Ⅲ ドイツの相続法（民法）と相続税法の概要

1. ドイツの相続法（民法）の概要

（1）相続と死因処分

ドイツ民法においても、日本と同様に人（被相続人）の死亡によって相続が開始し、相続により財産を承継する人を相続人という（1922条）。相続財産とは、被相続人が所有していた金銭的価値のある権利をいい、非金銭的権利は含まれない¹⁶。また、相続財産には積極財産と消極財産（債務）が含まれ、後者は遺産債務とも呼ばれる¹⁷。すなわち、相続人は遺産債務をも承継し（1967条）、共同相続人は遺産債務の債権者に対して、連帯債務者としての責任を負うとされる（2058条）。

相続人と法定相続分の規定は1924条から1936条にかけて置かれているが、いずれも、遺言等がない場合の相続人と法定相続分という位置づけである。すなわち、被相続人の遺言を含む死因処分（遺言及び相続契約）に基づく相続人と相続分の指定があることが想定されており、それに優先的効力が与えられている。

被相続人は、一方的な死因処分により、相続人と相続分を指定することができるのであり（1937条）、指定された相続人は、被相続人の血族等でない場合にも、指定相続人として、相続財産を包括的かつ直接に承継する¹⁸。指定された相続人の相続分が遺産全体に及ばない場合には、残余の財産について法定相続人の法定相続分が効力をもつ¹⁹。

（2）法定相続人

基本的に、法定相続人は、血族及び配偶者であるが、そのほかパートナーにも法定相続権があり、最終的には国庫が取得することもある²⁰。血族の相続順位について、第一順位は被相続人の直系卑属であり、被相続人の子は等分の相続分を有する（1924条）。子が相続開始以前に死亡している場合は、その直系卑属が代襲相続人となる。この点は日本法と同様の規定といえる。

しかし、第二順位は被相続人の父母及びその直系卑属（1925条）、第三順位が被相続人の祖父母及びその直系卑属（1926条）、第四順位が曾祖父母及びその直系卑属（1928条）という形で、直系尊属が相続開始以前に死亡している場合に、おじ、おば、いところに加え、祖父母の兄弟やその子などが法定相続人となり得る点で、日本法との違いがある。

配偶者が常に法定相続人となる点は、日本法と同様である。配偶者が第一順位の相続人

¹⁶ ライポルト, D. 田中宏治訳『ドイツ相続法』信山社（2024）18頁。

¹⁷ ライポルト・前掲18頁。

¹⁸ 浦野由紀子「ドイツ法」『各国の相続法制に関する調査研究業務』公益社団法人商事法務研究会（2014）2頁。

¹⁹ 浦野・前掲2頁。

²⁰ ライポルト・前掲19頁。

(直系卑属)とともに相続する場合の配偶者の法定相続分は4分の1とされ(1931条1項)、第二順位、第三順位の相続人とともに相続する場合は2分の1とされる(同)。ただし、第三順位の相続人(祖父母及びその直系卑属)とともに相続する場合で、祖父母が先に死亡している場合は、その直系卑属の相続分を配偶者が取得する(1931条1項)。

また、第四順位以降の相続人とともに相続する場合は、配偶者が全遺産を相続することとされている(1931条2項)。このように、配偶者と先順位の血族が同時に法定相続人となる点で日本法と共通するが、配偶者と血族の法定相続分の割合は日本法と異なる。

先述のとおり、被相続人が血族や配偶者といった推定法定相続人以外の者を相続人に指定し、その指定相続人に遺産の全部を相続させた場合、推定法定相続人は相続権を失うことになる。ただし、被相続人の配偶者、直系卑属及び父母は、法定相続分の2分の1に相当する遺留分の請求権を与えられる(2303条)。

(3) 遺産分割

遺産は、各相続人による遺産分割契約により分割されるが、分割に際しては、まず被相続人の債務を弁済しなければならず(2046条)、その弁済後の残余財産が分割対象となる(2047条)。遺産分割が行われるまでの間、相続人間の共同財産となる(2032条)。

被相続人の生前に、贈与等の特別受益を受けた直系卑属がいる場合には、日本の民法903条と同様に、遺産分割にあたり、その特別受益額を持ち戻して調整する義務を負う(2050条1項)。ただし、配偶者など直系卑属以外の特別受益の調整に関する具体的規定はなく²¹、その調整の要否については被相続人の贈与時の意思によるとされる(2050条3項)。

寄与分については、直系卑属についてのみ法定されており、被相続人への財政支援又は長期間の介護等の寄与を行った直系卑属がいる場合には、その者は遺産分割にあたり、その寄与による調整を要求することができるとされる(2057a条)。

また、ドイツ相続法においては、特定承継の規定がなく、遺言により特定の財産の取得者を指定することはできるが、それは物権的効力を有せず、共同相続人間の債権的効力を生ずるに過ぎないとされる²²。このため、事業用財産について遺贈があったとしても、最終的には遺産分割契約により事業承継者に相続されると考えられる。

2. ドイツ相続税法の概要

(1) 法体系と特徴、民法との関係性

ドイツの相続税贈与税法は遺産取得税体系を採用しており、相続税(Erbchaftsteuer)と贈与税(Schenkungssteuer)の2税目で構成され、1つの法令に統合されている。相続税は10年間の累積贈与額と相続財産の額に対して相続税を一体的に課税する制度である。一方

²¹ 浦野・前掲11頁。

²² ライポルト・前掲21頁。

で、贈与税は10年間の累積による受贈者課税制度（累積控除は受贈者との関係性による単純累進課税）が特徴である²³。ドイツ民法では、相続に際し、包括相続の原則に基づき、権利と占有は死亡時に自動的に相続人に移転することを規定している。これには被相続人の債務に対する無制限の個人責任が含まれ、遺言による遺贈受遺者は、相続人に対してのみ個人的請求権を有し、相続人の個人的責任は生じず、かつ処分可能財産範囲内に限定される。

また、相続人は、相続の事実を知った日から6週間以内に遺産裁判所に放棄を申述することにより相続を放棄することができる²⁴。被相続人の子孫及び配偶者は、法定相続分の上限2分の1までを遺留分として請求できる。

（2）相続税の課税方式

ドイツでは日本の申告納税方式と異なり、賦課課税方式を採用している。納税者が相続開始後3か月以内に行う当初申告では、相続についての基本情報（被相続人、相続開始日、遺言、財産の概要等）のみの記載を行い納税地所轄税務署長に届出る。税務署長は提出された届出書に基づき、期日を指定し納税者に通知する。納税者は指定された期日までに、株式、不動産等の評価を自ら行い、相続財産の価額を記載した申告書を納税者が提出する。税務署長は申告書の内容に基づき、必要に応じて税務調査を行い、賦課課税する方式である²⁵。

（3）相続税、贈与税、所得税との関係性

ドイツの相続税と贈与税は2税目が1つの法令（相続税贈与税法）に統合されており、遺産取得税体系を採用するとともに、課税方式は賦課決定方式を採用している。一方、ドイツ所得税は居住者に対する全世界所得課税による申告納税方式を採用しており、ドイツ相続税贈与税法と所得税法では、その法体系及び課税方式においても異なっている。

（4）課税財産

ドイツ相続税贈与税法上、以下の事由による財産の取得が課税の対象となる。

- ① 死亡による取得
- ② 生前贈与
- ③ 負担付贈与
- ④ 実質的に家族の利益のために設立された財団、及び実質的に特定の家族の利益のために資産を保有することを目的とする社団の資産は、それぞれ30年毎

相続税の納税義務が生じるのは、被相続人が死亡時にドイツ居住者である場合、贈与が行

²³ 内閣府・第18回税制調査会（2018年10月18日）説明資料2-2資産課税（相続税・贈与税）について「わが国と諸外国における相続・贈与に関する税制比較 ドイツの現行制度」34頁

²⁴ ドイツ連邦共和国日本総領事館ウェブサイト（<https://japan.diplo.de/ja-ja>）

²⁵ 日本税理士会連合会国際税務情報研究会ドイツ税制視察報告書 10頁

われた時点の贈与者又は課税が発生した時点の財産の取得者がドイツ居住者であるときは、その財産の全額について納税義務が生じる。無制限納税義務者となる者は以下のとおりである。

- ① ドイツに住所又は常時居所を有する自然人
- ② ドイツ国内に住所を持たず、国外に5年以上居住したことの無いドイツ国民
- ③ ②に定める5年の期間にかかわらず、ドイツ国籍の者は、
 - a. 国内に住所も常時居所もない
 - b. 国内の公法上の法人に雇用され、国内の公的資金から賃金を受け取っている、及びその世帯員でドイツ国籍を有する者
- ④ 国内に経営事務所又は登録事務所を置く法人、人的社団及び財団

ドイツ相続税贈与税法における課税財産は、非課税規定に定めるものを除き、納税義務者が取得した財産のすべてをいう。相続税贈与税法上の課税財産は、相続及び贈与による財産の移転の総額から、控除対象となる遺産債務の額を控除して算出する。

(5) 非課税財産

ドイツ相続税贈与税法上、非課税となる財産は、以下のとおりである。

- ① 繊維品及び衣類を含む家庭用品で、価額の総額が41,000ユーロを超えない限りにおいて、課税クラスIに属する者が取得するもの
- ② 課税クラスIに属する者が取得する場合、価額の総額が12,000ユーロを超えない限りにおいて、その他の動産
- ③ 家庭用品（リネン、衣類を含む）
ただし、農林業事業資産に属する財産、不動産に属する財産、事業資産に属する財産、現金等、有価証券、金貨、貴金属、貴石、真珠は、非課税とならない。
- ④ 不動産、不動産の一部、美術品、科学品、蔵書、公文書のうち、
 - a. これらの物品の保存が芸術、歴史、科学、公共の福祉に適う場合、維持費用が通常発生する収入を超え、かつ、研究又は公教育に利用可能であるか、利用可能になる予定である場合は、財産の価額の60%、不動産及び不動産の一部については価額の85%を非課税とする。
 - b. 上記aの条件を満たし、さらに以下の条件を満たす場合は全額非課税とする。
 - (a) 納税義務者が、文化財保存に関する法令の適用を受けることに同意する場合
 - (b) 遺族が少なくとも20年間所有していたもの、又は、2016年7月31日付文化財保護法（連邦官報第I部1914頁）第7条第1項に基づき国家的に価値のある文化財の登録簿に登録されているもの。
 - c. 不動産又は不動産の一部で、公共の福祉のため、法律による義務なくして一般に開放されており、かつ、その保存が公共の福祉に適うものであり、また年間

の維持費が通常得られる収益を上回るもの。なお、当該不動産又は不動産の一部が取得後10年以内に売却された場合又は非課税となる要件をこの期間に満たさなくなった場合には、非課税措置は過去に遡って消滅する。

⑤ 民法第 1969 条に基づく取得

a. 一方の配偶者が他方の配偶者に対して行う生前贈与で、他方の配偶者に国内で居住するための家又は区分所有建物（世帯用住居）を与えること又は世帯用住居の購入又は建築により発生した義務から他方の配偶者を解放することを目的とする取得

b. その他民法同項に定める財産の取得

⑥ 受贈者の生活費又は受贈者への就学費の提供により生じた被相続人に対する債務の免除又は被相続人が債務者の生活の困窮により債務を免除し、かつ、免除によっても生活の困窮が解消しない場合の免除

⑦ 被相続人の父母、養父母、義父母、又は祖父母に対する財産の取得で、当該取得が取得者のその他の資産と合わせて 41,000 ユーロを超えず、かつ、取得者が身体的又は精神的障害のため、かつ、就労不能とみなされるか、就労不能又は就学中の子孫と共同生活を送っているため、有給就労が妨げられている場合には、財産の取得者のその他の資産と合わせて 41,000 ユーロを超える資産については、超過額の 2 分の 1 まで課税する。

⑧ 受益者の合理的な維持又は教育を目的とする生前贈与

⑨ ドイツ連邦政府、州又は国内自治体（自治体連合）への寄附金、国内の宗教団体、又は国内のユダヤ教宗教団体への寄附金

⑩ 上記の他、法令で定める財産で一定のもの

(6) 基礎控除

ドイツ相続税贈与税の基礎控除は、課税クラスに応じて以下のとおり規定されている。

【課税クラス I】

① 配偶者（法令上のパートナー含む）：500,000 ユーロ

② 子：400,000 ユーロ

③ 孫：200,000 ユーロ

④ 親（相続の場合）：100,000 ユーロ

【課税クラス II】

・ 兄妹、姪と甥、親（贈与の場合）、義理の父母、義理の子、離婚した配偶者
20,000 ユーロ

【課税クラス III】

・ その他親族でない人、法的団体 20,000 ユーロ

(7) 計算方式

相続税贈与税法上の課税財産は、相続及び贈与による財産の移転の総額から、控除対象となる遺産債務の額を控除して算出した課税価格の総額に税率を乗じて税額を計算することになるが、課税クラスごとの税率は以下のとおりである。

【取得価額】 (単位：ユーロ)	【課税クラス毎の税率】 (%)		
	I	II	III
75,000 以下	7	15	30
300,000 以下	11	20	
600,000 以下	15	25	
6,000,000 以下	19	30	
13,000,000 以下	23	35	50
26,000,000 以下	27	40	
26,000,000 超	30	43	

なお、相続の場合の控除額の特別加算は以下のとおり、

- ① 配偶者、法令上のパートナーには 25.6 万ユーロの控除額が加算される。
- ② 27 歳までの子の相続取得には、5.2 万ユーロから 1.03 万ユーロの控除額が加算される。

(8) 税額控除

① 贈与税額控除

10年以内に同一の者から取得した財産については、取得時の価格で課税価格に合算する。課税価格の総額に対する税額から、取得の時点の課税クラスに基づいて計算される過去の取得分の税額を控除する。

② 外国税額控除

外国において外国に所在する資産に対してドイツの相続税と同様の税金を課された取得者は、当該外国税を外国資産に係るドイツ相続税から控除することができる。

③ 相次相続控除

過去 10 年以内に課税クラス I の者から取得し、相続税が課税された財産について、課税クラス I に属する者の死亡を起因して取得した場合は、当該財産に対して課税される税額を以下のように減額する。

【課税の期間】	【減額率】 (%)
1 年未満	50
1 年以上 2 年未満	45
2 年以上 3 年未満	40
3 年以上 4 年未満	35
4 年以上 5 年未満	30
5 年以上 6 年未満	25
6 年以上 8 年未満	20
8 年以上 10 年未満	10

(9) 申告と納税

相続税贈与税の課税対象となる財産の取得について、納税義務者となる者は、財産の移転の事実又は義務が生じたことを知ったときから3か月以内に納税地を所轄する税務署長に相続についての基本情報（被相続人、相続開始日、遺言、財産の一覧及び個別の資産と取得の価値の査定に必要なその他の事項）を届出なければならない。税務署長は、財産を取得した者に対して税務署が定める一定の期限内に申告することを要求できる。税務署長は提出された届出書に基づき、期日を指定し納税者に通知する。納税者は指定された期日までに、株式、不動産等の財産評価を行い、財産の価額を記載した申告書を納税者が提出する。税務署長は申告書の内容に基づき、必要に応じて税務調査を行い、賦課課税する方式である。納税義務者は当該賦課決定に基づき納税を行う。

なお、複数の相続人がいる場合には共同で申告を行うことができる。この場合、申告は申告者の全員が署名しなければならない。相続人以外に相続に関与する者も相続人の同意により、共同で行う申告に参加させることができる。遺言執行人又は遺産管理人がいる場合、遺言執行人又は遺産管理人が申告を行わなければならない。

(10) 延納と物納

① 延納

事業資産又は農林業資産が相続財産に含まれる場合、税務署長は納税者の申請により、相続税の納期を最高10年まで延長することができる。上記の他、税務署長は納期限における税の徴収を納税義務者に強いることが困難であり、かつ、納期の延長を認めても担保提供等がある場合には、納税額の全部又は一部の納期の延長を認めることができる。

② 物納（美術品による物納）

納税義務者が相続税又は贈与税を支払うべき場合において、美術品、美術コレクション、科学的収集、蔵書、その他の財産の所有権をその芸術品としての価値、歴史的価値又は科学的価値により公共の福祉として取得するときは、税務署長は契

約により、税収の帰属する州に移転することにより金銭納付に代えることを認めることができる。

(11) 税務調査

税務署長は相続税贈与税法に基づき職権による税務調査を実施し、更正を行う権限が付与されている。税務署長は、納税者から提出された相続税贈与税申告書に基づき、個別資産の価値査定に必要な税務調査を行い、賦課決定を行う。なお、税務調査が実施されると、税務調査期間中は法令上の消滅時効（4年）は停止される²⁶。

(12) ドイツ税理士の関与

ドイツ相続税贈与税法では賦課決定方式を採用しているが、納税義務者における納税地所轄税務署への届出、税務署長の要求に基づく納税義務者における申告手続は非常に複雑であり、かつ、財産評価に際しても日本の相続税法と比較して財産評価方法について詳細な規定が存在しないため、基礎控除額を超える財産を取得した納税義務者は、ドイツ税理士の関与なくして相続税贈与税の申告を実施することは現実的ではない²⁷。

そのため、ドイツ相続税贈与税申告に対するドイツ税理士の関与度合いについての公表された統計資料は存在しないが、ドイツ相続税贈与税が発生するほぼすべてのケースにおいてドイツ税理士が申告に関与する必要があると考える。

3. 第Ⅲ章まとめ

本章では、本稿のベンチマーキング研究の柱である「ドイツ事業承継税制」の背景となるドイツの相続法（民法）とドイツ相続税法の概要を提示した。前者については、日本における相続法（民法）と基本的な概念は共通していると識別できたが、後者については、賦課課税方式を基盤としている点で大きく異なるだけでなく、遺産取得税方式を採用している点を識別できた。

申告納税方式を基盤とし、遺産税方式と遺産取得税方式の併用方式を採用している日本の相続税務手続きや税実務上の利便性・争訟発展可能性などについて、ドイツなどの諸外国との比較優劣の生じる根本的な原因はこれらの相違にあることも確認できた。

²⁶ 日本税理士会連合会国際税務情報研究会「ドイツ税制視察報告書」2025年10月 29頁

²⁷ 同上

IV ドイツの産業構造と中小企業の概況

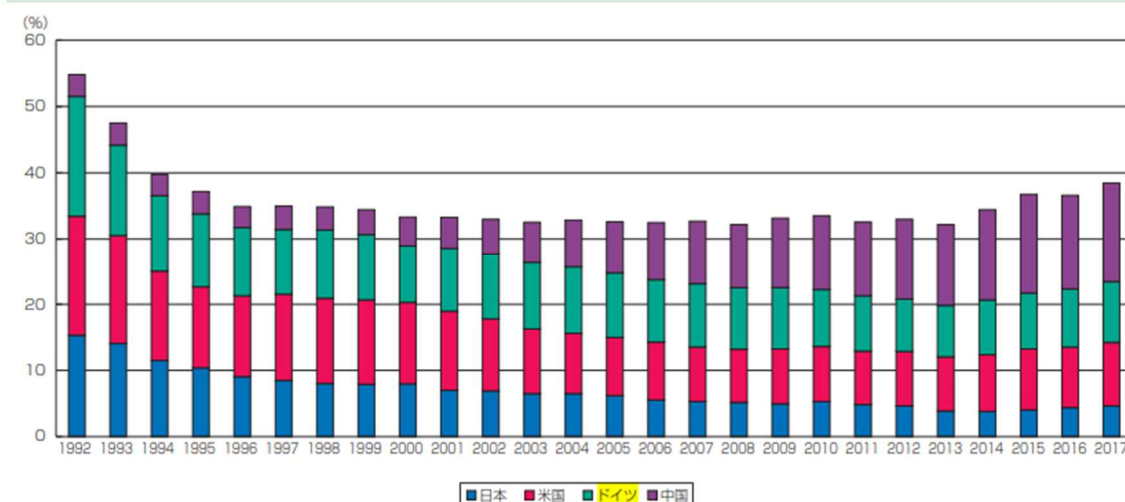
1. ドイツの産業構造

(1) ドイツ経済の特徴

ドイツの国内総生産（GDP）の産業別比率は、2022 年において第一次産業は 1.0%に過ぎず、第二次産業 29.7%、第三次産業 69.3%となっており、日本の産業構造と類似し、ものづくりを主要産業として構成されている。主要分野としては自動車、機械、化学、電機・電子などが挙げられ、企業の研究活動も盛んである。ドイツは連邦共和国という名前のとおり連邦を構成する 16 の州に権能が分散している。いくつかの都市に機能が分散しており、一極集中していない。首都はベルリンだが、自動車や先端技術の産業がある経済都市ミュンヘン、欧州中央銀行がある金融の中心フランクフルトなど、各都市が異なる役割をもっている²⁸。ドイツは日本と比較して、歴史的に製造業が非常に強く、特に自動車、機械、化学・製薬などの分野で高い国際競争力を有する。中小企業がイノベーションを牽引し、高付加価値製品の輸出を重視する傾向がある。EU 域内での貿易が活発であり、為替リスクの観点では、単一市場の恩恵を受けている。

- ① ドイツは製造業において世界で第 4 位（2017 年統計）を占める。

図 221-19 4 国製造業の輸出額シェアの推移



備考：合計値は、4 国製造業が世界製造業の輸出額に占める割合
資料：UN COMTRADE から経済産業省作成

（出所：経済産業省「2019 年版ものづくり白書」59 頁）

²⁸ 国立研究開発法人科学技術振興機構 「研究開発の俯瞰報告書 論文・特許データ分析（2025 年）」
主要国・地域の科学技術・イノベーション政策動向（2025 年）1 頁

② ドイツの製造業における業種分類と対象企業数は下図のとおりである。

図 221-20 4 国製造業データの対象企業数

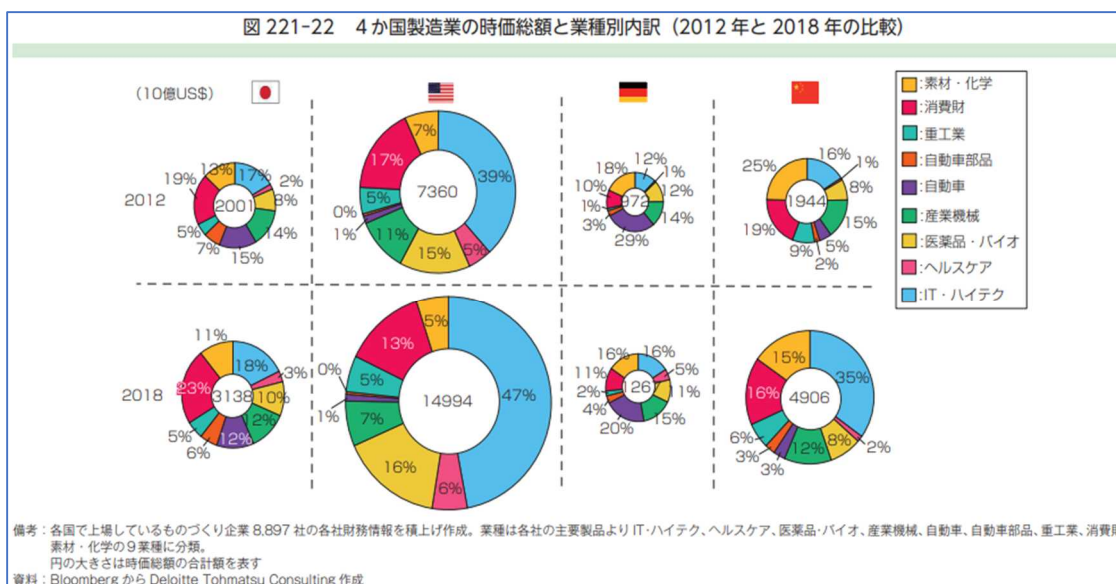
業種分類	対象企業数				
	日本	米国	ドイツ	中国	合計
1 IT・ハイテク	599 (28.7%)	873 (27.1%)	118 (30.9%)	649 (20.2%)	2239
2 ヘルスケア	48 (2.3%)	293 (9.1%)	23 (6.0%)	56 (1.7%)	420
3 医薬品・バイオ	81 (3.9%)	721 (22.4%)	29 (7.6%)	268 (8.4%)	1099
4 産業機械	336 (16.1%)	274 (8.5%)	69 (18.1%)	599 (18.7%)	1278
5 自動車	10 (0.5%)	17 (0.5%)	7 (1.8%)	33 (1.0%)	67
6 自動車部品	114 (5.5%)	56 (1.7%)	14 (3.7%)	154 (4.8%)	338
7 重工業	226 (10.8%)	170 (5.3%)	24 (6.3%)	181 (5.6%)	601
8 消費財	367 (17.6%)	434 (13.5%)	60 (15.7%)	561 (17.5%)	1422
9 素材・化学	309 (14.8%)	380 (11.8%)	38 (9.9%)	706 (22.0%)	1433
合計	2090 (100%)	3218 (100%)	382 (100%)	3207 (100%)	8897

備考：各国で上場しているものづくり企業 8,897 社の各社財務情報を横上げ作成。業種は各社の主要製品より IT・ハイテク、ヘルスケア、医薬品・バイオ、産業機械、自動車、自動車部品、重工業、消費財、素材・化学の 9 業種に分類。
カッコ内は各業種の占める時価総額のシェア
資料：Bloomberg より Deloitte Tohmatsu Consulting 作成

(出所：経済産業省「2019 年版ものづくり白書」60 頁)

③ 各国製造業の時価総額は 2012 年に比べ増加しており、2018 年のドイツの時価総額は 2012 年の 1.3 倍となっている。

図 221-22 4 国製造業の時価総額と業種別内訳 (2012 年と 2018 年の比較)



(図表 経済産業省「2019 年版ものづくり白書」62 頁)

これまで欧州では従来、国際的に競争力の高い製造業を有するドイツが経済の牽引役となってきた。しかしながら、近年ではドイツは成長率が低迷している。その理由は以下のと

おりと考えられる²⁹。

- ① 主要な輸出先である中国経済の成長鈍化やロシアによるウクライナ侵略以降のエネルギーコストの上昇
- ② 運輸・交通や宿泊・飲食といった労働集約的なサービス業における労働者の不足
- ③ 製造業における製造コストの上昇

2. ドイツの中小企業

(1) 中小企業の定義

ドイツにおいては、中小企業を意味する *kleine und mittlere Unternehmen (KMU)*、ミッテルシュタント (*Mittelstand*) に関する統一的な定義が存在しない。ドイツにおける中小企業の定義は EU 法に基づいており、EU 法上での中小企業の定義は、法的拘束力はないが、政治的意味をもつ勧告の一つとして 2003 年に公布され、2014 年に法的拘束力を持つ EU 規則にて加盟国間共通となる中小企業の定義化がなされた³⁰。また、中小企業グループ内では、さらに零細企業、小規模企業、中規模企業に区分している³¹。また、ボン中小企業研究所 (IfMB³²) による中小企業の定義は以下のとおり「年間売上高が 5,000 万ユーロ未満、従業員数が 500 人未満の企業」³³としている。

表2 ボン中小企業研究所による中小企業の定義

(2016年1月1日以降)

企業区分	従業員数		売上高 (ユーロ/年)
零細企業 (kleinst)	9人以下	and	200万ユーロ以下
小規模企業 (klein) *	49人以下	and	200万ユーロ以上 1,000万ユーロ以下
中規模企業 (mittel) **	499人以下	and	1,000万ユーロ以上 5,000万ユーロ以下
中小企業 (総称) (KMU) zusammen)	500人未満	and	5,000万ユーロ以下

出所：ボン中小企業研究所³
* 零細企業を除く
** 零細企業および小規模企業を除く

(出所：JETRO デュッセルドルフ事務所「ドイツにおける中小企業政策とケーススタディ」(2021年3月)5頁)

²⁹ 経済産業省 令和7年版通商白書 第1部・第5章各国・地域経済の動向 コラム2「ドイツ経済が抱える構造問題」57頁

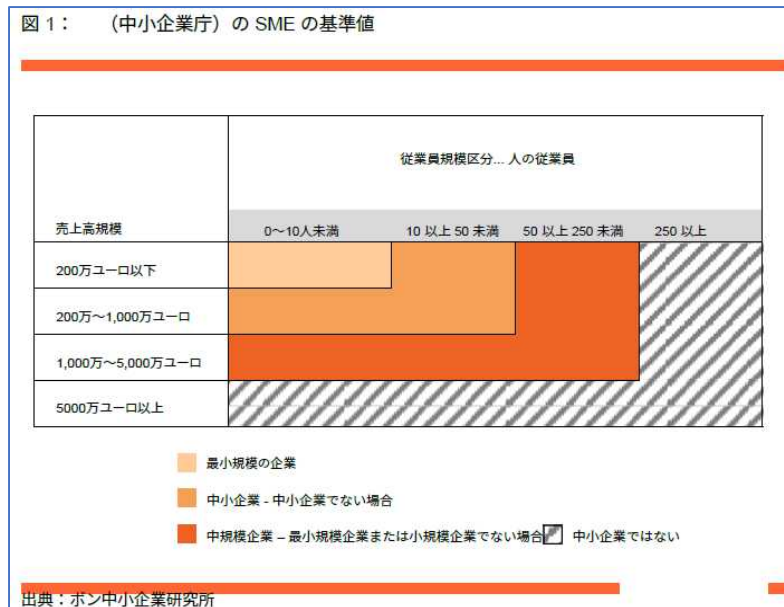
³⁰ JETRO デュッセルドルフ事務所 ドイツにおける中小企業政策とケーススタディ (2021年3月)

³¹ Dr. Rene Sollner ドイツにおける中小企業の経済的重要性 2頁 (PDF②)

³² ボン研究所 中小企業 1頁 (PDF③)

³³ Dr. Rene Sollner ドイツにおける中小企業の経済的重要性 2頁 (PDF②)

欧州委員会は、中小企業（SME）を3つの基準、すなわち①従業員数、②年間売上高、③総資産額に基づいて定義している。したがって、従業員数が250人未満、年間売上高が5,000万ユーロ以下、又は総資産が4,300万ユーロを超えない企業は、中小企業とみなす。また、中小企業はさらに、零細企業、小規模企業、中規模企業に分類される。



(図 Braun & Kay 2021 2019年企業規模統計 13頁—引用)

(2) 中小企業の特徴

ドイツの中小企業の特徴は、1)外国指向が強い、2)大都市に集中せず全国各地に点在していること、3)そのROA（純資産利益率）が高いこと、4)Family owned company（家族経営、同族経営）が95%と多いことが特徴として挙げられる。

① 企業数

ドイツにおける企業規模別企業数の推移は下図のとおりである。

表1: 2015年から2019年までの企業規模別企業数

	2015	2016	2017	2018	2019
零細企業	3,062,938	3,060,435	3,057,010	3,050,074	3,062,053
小規模企業	313,158	320,249	326,654	332,821	387,174
中規模企業	72,857	74,740	76,636	78,660	86,478
中小企業合計	3,448,953	3,455,424	3,460,300	3,461,555	3,535,705
大企業	20,086	20,769	21,560	22,136	23,492
企業合計	3,469,039	3,476,193	3,481,860	6,949,282	7,098,940

© IIM ボン

出典：連邦統計局：企業登録簿（各報告年度）、IIMボンによる計算。

(図 Braun & Kay 2021 2019年企業規模統計、14頁)

上記のとおり、全企業に占める中小企業の割合は 99.4%から 99.3%に推移している。

② 雇用者数、従業者数

2018 年から 2019 年にかけて、企業の従業者数は 3,085 万 9 千人から 3,520 万 9 千人に増加した。この増加数のうち、23 万 6 千人は社会保険の義務のある雇用者であり、ドイツでは企業全体の従業者のうち、その過半数以上が中小企業で雇用されている³⁴。

③ 付加価値額

ドイツの中小企業は、大企業を凌ぐペースで成長し、欧州の他国と比べてもドイツの中小企業は付加価値及び雇用者数の双方で大きく伸びている³⁵。

2023 年、中小企業は 2,770 億ユーロ（2022 年：2,900 億ユーロ）の輸出売上高を達成した³⁶。

④ 業種構成

2011 年ドイツにおけるほとんどの中小企業は「自動車販売、整備、修理」（577,000 社）、「専門的、科学的、技術的サービス」（372,000 社）、及び「建設業」（243,000 社）に属していた³⁷。

・ 90%以上が小規模企業³⁸

- a. 鉱業、エネルギー、水道、廃棄
- b. ホスピタリティ
- c. 金融の提供、保険サービス
- d. 不動産及び住宅
- e. フリーランス、科学者及び技術サービスプロバイダー
- f. アート、エンターテインメント、レクリエーション
- g. その他のサービス業

・ 10%以上が中小企業³⁹

- a. 建設業
- b. 貿易、自動車/工業製品のメンテナンス/修理
- c. 輸送、保管
- d. 教育

³⁴ Braun & Kay 2021 2019 年企業規模統計 13 頁 (PDF①)

³⁵ 岩本晃一 「ドイツ経済を支える強い中小企業『ミッテルシュタンド (Mittelstand)』」 独立行政法人経済産業研究所コラム第 13 回 (2016 年 5 月 13 日掲載)

³⁶ IfMB 2025 ボン研究所 中小企業 (PDF③)

³⁷ Dr. Rene Sollner ドイツにおける中小企業の経済的重要性 5 頁 (PDF②)

³⁸ Braun & Kay 2021 2019 年企業規模統計 16 頁 (PDF①)

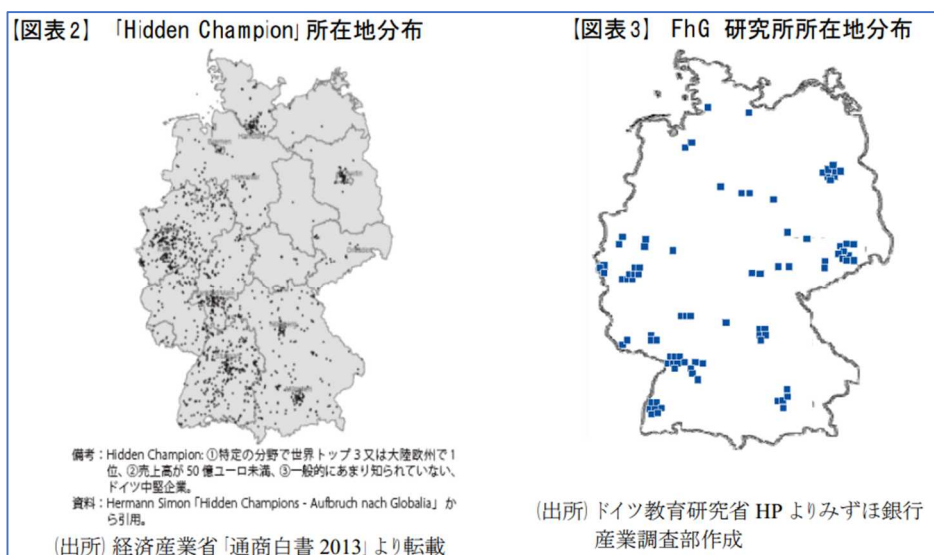
³⁹ Braun & Kay 2021 2019 年企業規模統計 13 頁 (PDF①)

e. 健康と社会サービス

⑤ 国内分散度

ドイツの中小企業が大都市に集中せず全国各地に点在している理由は、ドイツには日本のような「系列」が存在しないため、自社が立地する近郊の中小企業同士、お互いが得意な分野を活かして連携することで競争力を高め、成長してきた。そのため、企業が移転すると、連携関係が切れ、競争力を失ってしまうと考えられている⁴⁰。

ドイツではフラウンホーファー研究機構をはじめとする公的研究機関や、特定の領域に強みを持つ大学などが各地に分散して存在している。応用研究を担うフラウンホーファー研究機構は企業からの委託研究や独自の研究のスピノフ、特許のライセンス供与などを通じ、企業への技術移転を実施している⁴¹。



(出所：脚注40)

また、三菱総合研究所では、「ドイツにおける中小企業の研究開発投資が当該企業の海外展開に及ぼす影響とドイツにおける海外展開支援施策の現状に関する調査(2022)」にて、ドイツの日本の中小企業の特徴を下記のとおり分析している。

⁴⁰ 岩本晃一 「ドイツ経済を支える強い中小企業『ミッテルシュタンド (Mittelstand)』」 独立行政法人経済産業研究所コラム第13回 (2016年5月13日掲載)

⁴¹ みずほ銀行産業調査部 みずほ産業調査 50 2015 No.2 「欧州の競争力の源泉を探るー今、課題と向き合う欧州から学ぶべきことは何かー」 III-2-2 ドイツにおける中小企業・地域産業政策 (2015年2月26日) 265頁

- a. 「日本は大企業が多いのに対して、ドイツは中規模の企業が多く、大企業であっても多くの子会社を持つような企業ではない⁴²。」
- b. 「ドイツの中小企業は、自らの販路開拓の一環として積極的に海外（「国外」と同義）への新規市場開拓を行っており、日本の中小企業のそれとは比較できないほどである⁴³。」
- c. 「ドイツの中堅中小企業は、系列で海外展開する思想は全くない。日本の中堅中小とは違って小粒でも世界シェアの 6 割を持っているようなところが多い⁴⁴。」
- d. 「ドイツの中小企業の黒字化率はほぼ 100%に近いと言われている⁴⁵。」
- e. 「2010 年の全輸出額に占める中小企業の割合は、日本は 2.8%であるが、ドイツは 19.2%である。」

(3) 中小企業政策の概要

① 一般的な中小企業保護政策・プログラム

- a. 州政府は地域のネットワーク形成を図っている。
- b. 新しい技術・製品の研究、設計、開発が効率的に行われる体制構築をサポートしている⁴⁶。

一例として、NRW 州（Nordrhein-Westfalen ノルトライン・ベストファーレン州）は地場に存在する中小企業間のネットワーク形成が必要という課題意識から、IVAM4 というネットワーク形成を促進する組織を設立した。その結果、中小企業が IVAM を通じて様々なプロジェクトで交流することで幅広いネットワークを構築し、そこで得られた新たなアイデアを製品開発等に活用しビジネスを拡大させた。

- c. 経済エネルギー省が管轄する「中小企業の国外市場開拓プログラム（MEP：KMU-Markterschließungsprogramm）」や「輸出イニシアチブ・エネルギー」が存在する⁴⁷。
- d. 国内各地に配置される商工会議所（IHK）や在外ドイツ商工会議所（AHK）

⁴² 三菱総合研究所 令和 3 年度「ドイツにおける中小企業の研究開発投資が当該企業の海外展開に及ぼす影響とドイツにおける海外展開支援施策の現状に関する調査」事業報告書（2022 年 2 月）、21 頁

⁴³ 同上、1 頁

⁴⁴ 同上、19 頁

⁴⁵ 岩本 晃一「ドイツ経済を支える強い中小企業『ミッテルシュタンド（Mittelstand）』」2016 年 5 月 13 日 前掲脚注 39 と同じ

⁴⁶ 前掲脚注 40 と同じ みずほ産業調査部・・・

⁴⁷ JETRO デュッセルドルフ事務所「ドイツにおける中小企業政策とケーススタディ」（2021 年 3 月）7 頁

が窓口となる。

- e. ドイツ貿易・投資振興機関（Germany Trade & Invest：GTAI）が一般的な市場情報の提供から個別のコンサルテーションなどの企画・アレンジ等を担っている⁴⁸。

② 金融支援

事業資金の援助では、以下の支援策が存在する。

- a. AKA ドイツ輸出信用銀行（AKA-Bank）や KfW-IPEX 銀行（復興金融公庫（KfW）の輸出・プロジェクトファイナンス部門）、ドイツ投資開発公社（Deutsche Investitions- und Entwicklungsgesellschaft m.b.H（DEG））などが輸出支援を行う⁴⁹。
- b. 「経済エネルギー省委託の下、ユーラーヘルメス信用保険会社（Euler Hermes AG）が輸出信用保証・投資信用保証などを提供している。
- c. また国外展開支援向けに限らず、
 - (a) ドイツ復興金融公庫（KfW: Kreditanstalt für Wiederaufbau）や
 - (b) 各連邦州の州立銀行等でも、中小企業を対象とする融資プログラムが数多く提供されている。

③ 親族による事業承継への支援政策

金融支援、コンサルティングの支援政策としては、JETRO デュッセルドルフ事務所「ドイツにおける中小企業政策とケーススタディ」（2021年3月）「表 8：バイエルン州政府の中小企業支援策一覧」では、バイエルン州立助成銀行（LfA Förderbank Bayern）、とベルリン州投資銀行（Investitionsbank Berlin）の2つの団体のサービス内容に「事業承継」、「事業継承」は具体的に記されている。

三菱総合研究所の令和3年度「ドイツにおける中小企業の研究開発投資が当該企業の海外展開に及ぼす影響とドイツにおける海外展開支援施策の現状に関する調査（2022年2月）」報告書（別紙）のリスト内では、以下の具体的な支援策が明示されている。

- P180（PDF） **【支援主体】** ベルリン州投資銀行
【概要】 事業継承の際の設備投資と管理費用
- P182（PDF） **【支援主体】** ザクセン州経済・労働・交通省がザクセン開発銀行へ委託
【概要】 事業継承に関して無料コンサルタント要員を配置する際にかかる費用（コンサル費は一日最低 440 ユーロ） など

⁴⁸ 同上、8頁

⁴⁹ 同上

(4) ドイツ税理士の関与

ドイツ税理士、税理士会の概要と中小企業における税理士関与割合についての公表情報は存在しないが、事業承継税制をはじめとする相続税贈与税法の税務申告手続は非常に複雑であり、かつ、ドイツ税理士が関与すると申告期限の延長が認められているなど、ドイツ税理士の関与なくして税務申告を実施することは現実的ではないことから、ドイツ税理士が申告に関与する割合は日本に比しても高いと考えられる。

なお、ヨーロッパ全体の税務申告業務の内製化と外部税理士の関与度合いは以下のとおりである。

Table 2: The estimated share of enterprises handling tax compliance internally and outsourcing it

Handling tax compliance obligations ...	VAT				CIT			
	Micro	Small	Medium	LSE	Micro	Small	Medium	LSE
Internally	26%	24%	33%	28%	16%	20%	29%	24%
Outsourced (Full+Partly)	74%	76%	67%	72%	84%	80%	71%	76%

N=2 479; Source: VVA / KPMG (2021)

(2021 KPMG 資料 2021 より抜粋)

3. 第IV章まとめ

本章では、事業承継税制のユーザーであるドイツの中小企業の状況について確認できた。中小企業数や雇用維持割合などの指標は日本と相似しているが、黒字企業割合や輸出額等の指標において、ドイツにおける中小企業のポテンシャルの高さについて参考にすべき事項を識別できた。

その要因としては、EU加盟による「統一通貨メリット」だけでなく、地続きの巨大市場のほぼ中心に位置する「立地メリット」がある点で対外的な経済優位性を確保していることが伺える。一方、主力企業の地方分散により、各州における中小企業を含めた産業クラスターの基盤となる地理的集積、すなわち、日本のような「系列の企業ネットワーク」ではなく、「地域の企業ネットワーク」という国内的な経済優位性についても確認することができた。

V ドイツの事業承継税制とドイツ税理士の実務

1. ドイツ相続・贈与税制と事業承継税制の理解

日本の非上場株式の納税猶予制度の特例とドイツの事業承継税制を比較するにあたり、その前提を確認しておかなければならない。以下、代表的なものを列挙する。

(1) 課税方式

① 賦課課税方式

日本の申告納税方式と異なり、賦課課税方式を採用しているドイツの相続開始後3か月以内に行う当初申告では、相続についての基本情報(被相続人、相続開始日、遺言、財産の概要等)のみの記載を行う。次に、これに基づき、後日、課税庁から個別に指定された期日までに、株式や不動産の財産評価等の課税標準の資料を納税者が提出し、これらを基に課税庁が賦課課税することになる。

② 遺産取得税方式

ドイツでは遺産取得税方式を採用しており、純粹に各人の取得額のみに応じた超過累進税率が適用される。また、基礎控除額については後述(3)③にあるように被相続人との個別対応で独立して設けられている。

(2) 非上場株式についての財産評価

ドイツでは評価法が制定されており、非上場株式についても規定されている。株式は原則として公正市場価格価値とされているが、一般に流通性のない非上場株式については鑑定評価等による方法のみならず、直近3年間の営業利益を基に計算される簡便法も認められている。ただし、いずれの方式でも純資産価額が最低価額となる。

① 原則

a. 第9条 評価の原則、公正市場価値

評価の原則	評価は公正市場価値に基づいて行われる。 公正市場価値は、通常の事業過程で売却時に得られる価格で決定される。
-------	--

b. 第11条 有価証券、株式

上場株式等	原則	評価日にドイツ証券取引所の取引のある有価証券等は評価日の最低価格で評価。
	最終価格なし	基準日に価格がない場合、基準日前30日以内の最終価格が決定価格となる。
非上場株式等	原則	公正市場価格で評価。
	1年未満の取引なし	公正市場価格が1年未満前の独立第三者間取引から算定できない場合、①と②のいずれか大きい価額

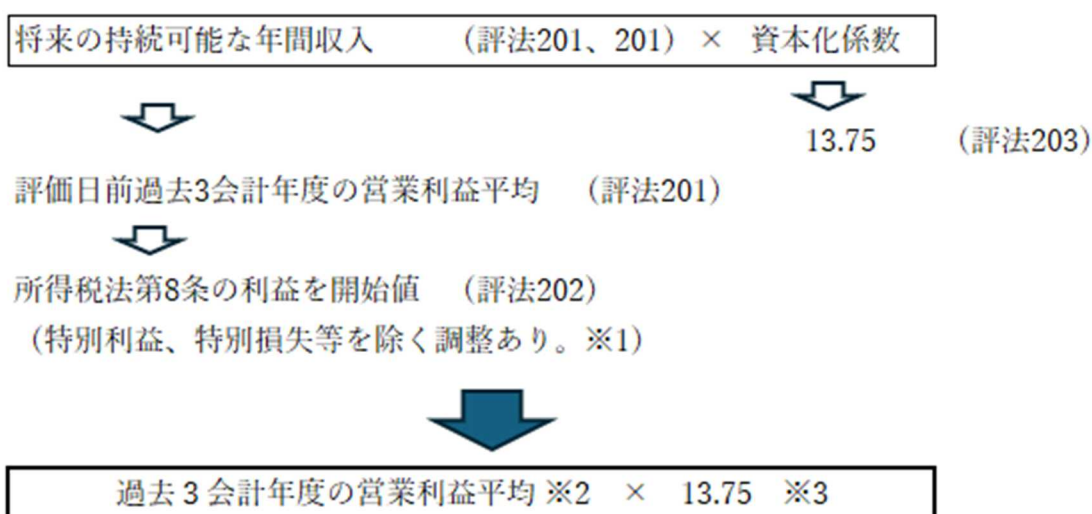
		①	購入者が購入価格を決定するために使用する方法で決定する。
		②	事業資産等の公正価格から負債等を控除した純資産価額。

② 非上場株式及び事業用資産の特例

第 199 条 簡易収益アプローチの適用

明らかに不正確な結果にならない場合に、次の算式による簡易収益アプローチを適用できる。

【算式】



※1 損益計算上、経営者給与が計上されていない場合や無償勤務の家族賃金も考慮される。

※2 評価要素の「過去3会計年度の営業利益平均」について、3会計年度前の期間と進行年度を入れ替えることができるが、財産取得者による変更理由等の説明が必要になるため、実際は困難がある。

※3 この計算方法による場合でも、第11条の純資産価額が下限とされる。

(3) 相続・贈与税法

① 財産移転としての規定

財産の移転については相続・贈与の区別なく同一法令で、単純に財産の無償・低額移転について、納税義務者や税率、基礎控除などを規定している。

② 最終取得からの10年遡及による精算

相続・贈与による最終取得から毎年10年遡求し(相続税贈与税法14条1項)、常にその10年の最終取得時に基礎控除と対応する超過累進税率で精算していく。

ただし、その精算年度受贈財産の 50% を超えて納税することはない（相続税贈与税法 14 条 2 項）。このため、完全な 10 年精算が実現しているわけではない。また、都度精算時に以前の取得について再評価はしない（相続税贈与税法 14 条 1 項）。

③ 基礎控除（非課税枠）及び税率

財産贈与者と受贈者の関係の個別対応による税区分がクラス I から III までに分かれており（相続税贈与税法 15 条）、それぞれの基礎控除額が定められている（相続税贈与税法 16 条）。

ただし、相続の場合は贈与者の死亡により個別対応の終了が確定するため、これをもって 10 年累積精算は終了する。

a. 基礎控除

課税クラス	財産取得者	控除額
クラス I	配偶者、登録パートナー	50万ユーロ
	子、継子	40万ユーロ
	子、継子の直系卑属	20万ユーロ
	両親、祖父母（相続の場合）	10万ユーロ
クラス II	両親、祖父母（贈与の場合）	2万ユーロ
	兄弟姉妹	
	兄弟姉妹の直系卑属	
	継父母	
	子の配偶者	
	配偶者の両親	
	離婚した配偶者、解消した登録パートナー	
クラス III	その他	2万ユーロ

b. 相続の場合の特別加算（相続税贈与税法 17 条）

- (a) 遺族配偶者、遺族パートナーには 25.6 万ユーロの控除額が加算される。
- (b) 27 歳までの子の相続取得には、5.2 万ユーロから 1.03 万ユーロの控除額が加算される。

④ 税率（相続税贈与税法 19 条）

【取得価額】 (単位：ユーロ)	【課税クラス毎の税率】 (%)		
	I	II	III
75,000 以下	7	15	30
300,000 以下	11	20	
600,000 以下	15	25	

6,000,000 以下	19	30	
13,000,000 以下	23	35	50
26,000,000 以下	27	40	
26,000,000 超	30	43	

⑤ 課税クラス II、III の取得者の適用税率の特例

課税クラス II 又は III に属する自然人の取得財産に特例対象株式がある場合、特例対象株式については課税クラス I の税率を適用できる（相続税贈与税法 19a 条）。

⑥ 相続税及び贈与税の申告時期

a. 当初申告

相続・贈与ともに財産移転が行われた場合、原則として、その取得者が取得後 3 か月以内に所轄税務署に申告する⁵⁰。この場合の申告は、取得日や大まかな財産内容（相続の場合は遺言や財産目録などを含む。）等のとりあえずの必要情報にとどまる。

b. 申告通知

上記 a の当初申告の後、所轄税務署から正式な財産評価等を記載した申告書の提出期限が記載された申告通知が納税者に送付され、納税者はその期限までに申告書を提出する。この申告通知は一律の期限ではなく、一般に 3 か月から半年程度で送付され、その申告通知に記載された期限についても申告内容に応じて期限の延長申請が認められる。

c. 賦課決定

納税者から上記 b の申告書の提出を受けて、税務署による納税額が賦課決定される。

2. 事業承継税制の概要

(1) 対象財産（特例資産）

農林資産、個人事業の事業用資産及び被相続人や贈与者が資本の 25% 以上を直接保有する非上場株式が特例資産となる（相続税贈与税法 13b 条）。

(2) 事業承継税制の種類

⁵⁰ 日本の贈与税のように、暦年で集計し翌年 3 月 15 日に合計して申告とされるような一律の申告期限はない。

	条文番号	特例対象	特例内容
①	13a 1項	2,600万ユーロ以下の特例資産の取得	85%非課税
②	13a 10項	2,600万ユーロ以下の特例資産の取得	100%非課税
③	13c	2,600万ユーロ超 の特例資産の取得	非課税の段階的縮小適用
④	28a	2,600万ユーロ超 の特例資産の取得	可処分資産に応じた税の減免
⑤	19a	クラスII、IIIの自然人の特例資産の取得	クラスIの低税率適用

(3) 管理資産（特例対象外資産）の扱い

本来の事業目的のための財産として取り扱われない管理資産（第三者への賃貸用不動産、投資目的有価証券、美術品等のコレクションや事業資産の15%を超える預貯金・金銭債権等）については、85%非課税特例及び100%非課税特例のいずれにおいても管理資産として特例対象にならない⁵¹。

(4) 2,600万ユーロ以下の85%非課税（上記(2)①）

適用要件に該当する場合、この85%非課税は課税庁による賦課課税方式で自動的に適用される。

① 適用要件

a. 賃金要件⁵²

従業員数	取得後5年間の必要賃金総額
16人以上	当初賃金総額の400%以上
11人から15人	当初賃金総額の300%以上
6人から10人	当初賃金総額の250%以上
5人以下	当初賃金総額の要件なし

※ 当初賃金総額が必要賃金総額を下回る場合、非課税金額はその下回る割合が減額される⁵³。

b. 保有期間、事業継続期間の要件

特例資産の取得者が、取得後5年以内に、事業の全部又は一部の停止⁵⁴や法人株式の全部又は一部の売却を行った場合、この特例は遡求的に不適用となる⁵⁵。

⁵¹ 少額管理資産（事業用資産を一定計算して10%以下のもの）については特例措置で非課税の対象となる。

⁵² 表中の「当初賃金総額」は直前過去5年間の平均賃金の総額。

⁵³ 取得者は、最低賃金を下回った場合、給与支払期間後6か月以内に所轄税務署に通知する義務がある。また、税務当局においてもモニタリングが行われている。

⁵⁴ 重要な事業用資産の売却や私的目的への転用、非事業目的に使用される場合を含む。

⁵⁵ この場合取得者は、事実発生の1か月以内に所轄税務署に通知する義務がある。

② 85%非課税の場合の残りの15%部分の取扱い

a. 15%部分の資産価額合計が15万ユーロ以下の場合

残存する15%部分はないものとされるため、特例資産全額が非課税となる。

b. 15%部分の資産価額合計が15万ユーロ超の場合

この場合、15万ユーロからその15万ユーロを超過する金額の50%を控除した金額が非課税として減額される。

したがって、15%部分の非課税は、特例資産の合計額が100万ユーロ（15%相当額15万ユーロ）超の金額から順次縮小し、特例資産の合計額が300万ユーロ（15%相当額45万ユーロ）で0になる。

【計算例】

特例資産220万€の場合	
15%部分	$220万€ \times 15\% = 33万€$
15%超過額の50%	$(33万€ - 15万€) \times 50\% = 9万€$
非課税額	$15万€ - 9万€ = 6万€$
特例資産300万€の場合	
15%部分	$300万€ \times 15\% = 45万€$
15%超過額の50%	$(45万€ - 15万€) \times 50\% = 15万€$
非課税額	$15万€ - 15万€ = 0€$

③ 手続き

取得資産が適用要件に該当する場合には、特別な手続きはなく85%非課税が自動的に（ある意味、強制的に）適用され、賦課課税が行われる⁵⁶。

(5) 2,600万ユーロ超の100%非課税（上記(2)②)

特例資産についての100%非課税の規定は、納税者の選択により適用される。

また、この選択は取消し不能な形式で宣言するため、一度この規定を選択すると上記(4)の85%非課税に戻ることはできない。

① 適用要件

⁵⁶ 25%以上の所有割合の非上場株式であれば比較的緩やかな要件で85%免除が強制適用できるドイツ税制に比べ、我が国の事業承継税制は、同族50%超で同族筆頭の議決権保有や代表者であることを贈与者や受贈者に要求されると共に煩雑な手続規定も課されるため、特例適用者数が低調である問題がある。その反面ドイツでは、通常の財産への課税と比較すると簡易な方法で優遇課税される事業用資産には、評価や課税の公平性について連邦憲法裁判所で違憲判決がでるなど、日本に比べその制度の安定性に問題がある。

a. 賃金要件⁵⁷

従業員数	取得後7年間の必要賃金総額
16人以上	当初賃金総額の700%以上
11人から15人	当初賃金総額の565%以上
6人から10人	当初賃金総額の500%以上
5人以下	当初賃金総額の要件なし

※ 当初賃金総額が必要賃金総額を下回る場合、非課税金額はその下回る割合が減額される。

b. 保有期間、事業継続期間の要件

上記(4)①bの期間要件の5年は7年に置き換えて適用される。

c. 管理資産の20%以下の割合要件

この100%非課税規定の適用は、上記(1)の特例資産が(3)の管理資産の20%を超えて構成されていないことが前提条件となる。

② 制度選択の注意点

当初100%非課税特例を選択した者が、その後の税務調査等で管理資産割合要件を充足しないことが判明した場合には、100%非課税だけでなく85%非課税を選択し直すこともできない。従って、管理資産の価額の占める割合の測定は極めて重要となり、100%非課税の選択には慎重な判断が必要となる。

このため実務上では、当初の申告の際に85%非課税を選択して、残りの15%部分について一度納税し、その後税務調査により相続財産の評価額が確定し、管理資産の20%割合要件を充足することが判明することを待って、100%非課税を再選択するとともに15%相当分の既納付税額は還付を受けるという方法が多く検討されている⁵⁸。

③ 手続き

取得資産が適用要件に該当する場合の100%課税の適用には、85%非課税に替えて納税者自らが選択する必要がある。この場合は申告書の☑欄にチェックすることで足りる(チェック無しの空欄のまま提出すると85%非課税が自動摘要される)。

(6) 2,600万ユーロ超の非課税(非課税割合の段階的縮小適用 上記(2)③)

相続、贈与による特例資産の取得価額合計額が2,600万ユーロを超える場合については、取得者の申請により一定金額が非課税となる。

⁵⁷ 表中の「当初賃金総額」は直前過去7年間の平均賃金の総額。

⁵⁸ 金額の大きな相続の場合は税務調査が行われることが多く、また事業継続期間中の85%非課税から100%非課税の移行は認められるためこの方法が可能となる。

① 非課税割合の計算

上記(4)の 85%非課税又は(5)の 100%非課税割合は、特例資産の取得価額 2,600 万ユーロを超える金額が、75 万ユーロを超える毎に 1%が減額されて非課税規定が適用される。

【計算例】

85%非課税の場合	
特例資産の取得価額合計額	5,600万€
減額される割合	$(5,600万€ - 2,600万€ = 3,000万€) \div 75万€ = 40\%$
非課税割合	$85\% - 40\% = 45\%$

② 適用上限

上記(5)の 100%非課税の場合においても、特例資産の取得価額が 9,000 万ユーロを超える場合には非課税割合は付与されない。

③ 下記(7)の税の減免制度との選択適用

特例資産が 2,600 万ユーロを超える場合には、この制度の他に下記(7)の可処分資産に応じた税の減免の制度の適用があるが、同一の取得について重複適用は認められないため、いずれかを選択することになる。

(7) 2,600 万ユーロ超の税の減免 (可処分資産に応じた税の減免 上記 (2) ④)

① 財産取得者の申請による税の減免による救済措置

特例資産の取得価額が 2,600 万ユーロを超える場合、特例資産にかかる税金は、財産取得者の申請により免除される。ただし、取得者は自己の可処分資産から税金を支払うことができないことを証明することが条件とされている。

この税の減免は、上記 (6) の非課税の段階的縮小との選択適用となるが、実務上こちらの税の減免制度が多く利用されている⁵⁹。

② 可処分資産

次のものの公正価値の合計額の 50%

- a. 相続又は贈与で取得した財産で、特例資産に該当しないもの。
- b. 課税時点において既に財産取得者が所有していた資産で、特例資産に該当しないもの。

⁵⁹ マックスプランク租税研究所 (2025 年 10 月ドイツ視察でのヒアリングより)

【計算例】

税の減免適用による納税額	
a. 今回の相続により取得した特例資産	6,000万€
b. 今回の相続により取得した特例資産以外の財産	1,000万€
c. 財産取得者が従来から所有していた財産	1,000万€
d. 通常の納税額	3,000万€
e. 減免により支払うべき税額	
$\{ 1,000万€ (b.) + 1,000万€ (c.) \} \times 50\% = 1,000万€$	

3. ドイツと日本の事業承継税制の主たる相違点

(1) 遺産取得税制度と法定相続分による遺産取得税制度

① ドイツにおける遺産取得税制度による非課税

贈与や相続による財産取得者ごとに完全な分離計算（遺産取得税体系）を行うドイツでは、事業承継税制の利益は事業承継者たる財産取得者のみに帰属する。

② 日本における法定相続分に基づく遺産取得税制度による納税猶予・免除

法定相続分に基づく遺産取得税制度を採用している日本では、課税遺産総額に特例対象となる非上場株式を含めた超過累進税率による相続税額と、特例対象者について特例対象株式のみを取得したものとした超過累進税率で計算された相続税額を納税猶予額とし、両者の差額を納税額としている。このため、以下の問題が発生する。

a. 猶予額・免除額の十分性

日本の現在の計算方式では、課税遺産総額に特例対象となる非上場株式を含めた場合の超過累進税率と、特例対象者が特例対象株式のみを取得したものとする超過累進税率との税率のブラケットについての問題が解決できず、納税猶予額及び免除額が十分でないケースが多く発生する。

b. 日本の事業承継税制の問題解決方法の検討

(a) 納税猶予・免除方式から非課税方式へ変更した場合

特例資産についてドイツのような非課税方式を採用した場合、現行の法定相続分に基づく遺産取得税制度では、事業承継者以外にも遺産全体から免除されることによる超過累進税率の引き下げによる恩恵（小規模宅地の減額の特例等にも同様の問題が存在する。）が発生する。

(b) 完全な遺産取得税制度への変更による解決

日本では、2009年度の税制改正による事業承継税制の導入時に、完全な遺産取得税制度への見直しが検討され、その後見送られた経緯はあるが、完

全な遺産取得税制度のもとにおいても、現行の猶予額計算では取得者単位での超過累進税率の問題は解決できない。このため、ドイツのように当初から非課税扱いに変更するか、現行の納税猶予・免除方式を維持する場合でも、猶予額の計算方式を、通常の納税額と特例対象額を非課税にした場合の差額とするなどの対応が必要と思われる。

③ 累積課税の制度の相違（累進精算の時点の相違）

ドイツにおける基礎控除は、例えばクラス I の 40 万ユーロは、贈与、相続を問わず常にその最終取得から 10 年遡求して、40 万ユーロの基礎控除とその時点の累積額に対応する超過累進税率で精算を行い、最終精算時点を必ずしも相続と想定していない。このため 10 年毎に 40 万ユーロの贈与を行えば常に無税で財産移転ができ、また毎年 4 万ユーロの贈与でも永久に課税は行われない。

更に言い換えれば、その間に贈与を行わない 10 年を挟めば、11 年前に 40 万ユーロ、12 年目に 40 万ユーロの財産移転を行うことにより、実質 11 年から 12 年の期間で 80 万ユーロの無償による財産移転が可能になり得ると思われる。

このように相続及び贈与について比較的大規模な基礎控除を設けているドイツと、最終精算時点を相続のみと想定した課税技術方法に基づく日本の制度とでは、事業承継税制についての比較の困難性が存在することは否定できない。

(2) 非上場株式の評価方法（純資産価額方式の位置づけ）

ドイツでは簡易収益アプローチ（評価法 200 条）を使用する場合でも、常に純資産価額方式（評価法 11 条 2 項）との比較が必要になり、いずれか高い価額を選択しなければならない。

これに対し日本では、たとえ小会社でも土地保有特定会社株式等に該当しなければ、類似業種 50% の併用方式と純資産価額のいずれか低い方の価額が選択可能となっている。

また、ドイツでは少数株主の配当還元方式が以前は規定されていた⁶⁰が、現在は存置されていない⁶¹。

(3) 管理資産（日本における特定資産）の取扱い

① ドイツにおける管理資産の適用除外

a. 85%非課税

管理資産は原則として⁶²非課税は適用除外とされている。

⁶⁰ 公益財団法人 全国法人会総連合「わが国と主要国における事業承継税制の制度比較検討調査に係る報告書」（平成 25 年 3 月）15 頁

⁶¹ KPMG ミュンヘン事務所

⁶² 少額管理資産には非課税適用がある。（100%非課税にも同様の扱いがある）

b. 100%非課税

管理資産は原則として非課税の適用除外とされている。また、管理資産の占める割合が特例資産の合計の 20%を超える場合には、100%非課税制度自体が適用できないこととなる。

② 日本における特定資産の取扱い

日本においても、ドイツと同様の性格で資産保有型会社⁶³、資産運用型会社⁶⁴の適用除外規定があるが、第三者従業員が 5 名以上であること等の比較的簡単な要件でクリアでき、これによりドイツでいう管理資産についても猶予特例の対象になるという優遇された取り扱いがある。その一方、資産保有型会社及び資産運用型会社の除外判定は、特例経営承継期間中のみならず、最終的に猶予期限が確定するまで継続するという厳しいものとなっている。

4. 第V章まとめ

本章では、本稿の核心であるドイツ事業承継税制の詳細について提示することができた。ベンチマーキング研究である以上、日本の事業承継税制との異同点について明らかにするため、ドイツ事業承継税制の特徴について明示し、日本の事業承継制度との主な相違点を浮き彫りにすることができた。本章での研究成果は、本稿のIX章において「日本の事業承継税制の課題」における本稿の結論形成に貢献する。

⁶³ 特定資産の保有割合が総額の 70%以上の会社をいう。

⁶⁴ 特定資産からの運用収入が総収入金額の 75%以上の会社をいう。

VI 日本の相続法（民法）と相続税法の概要

1. 日本の相続法（民法）の概要

（1）法体系と特徴

明治31年に制定された民法の親族法・相続法は、第二次世界大戦後に制定された新憲法に伴い、昭和22年に個人の尊厳と両性の本質的平等を基本原則とする全面的な改正が行われた。

その後も改正が繰り返されており、主なものとして以下が挙げられる。

- 昭和55年：配偶者の相続分の改正、代襲相続の制限
- 平成11年：無能力制度を制限能力者制度へ改正
(平成16年改正で「制限行為能力者」と改称)
- 平成25年：最高裁判決を受け、非嫡出子の相続分を嫡出子と平等にする改正
- 平成30年：成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正、配偶者居住権の新設、遺留分制度の改正

（2）相続、相続人、相続分

① 相続（民法882条）

相続は被相続人の死亡によって開始する。相続の基本原則として「同時存在の原則」がある。すなわち、被相続人の財産が相続によって相続人に移転するためには、相続開始の時点（＝被相続人が死亡した時点）において相続人が存在していなければならない。

② 相続人の種類と範囲（民法886条、887条、889条、890条）

相続人とは、被相続人の相続財産を包括的に承継できる者をいう。我が国の民法は、この相続人の種類と範囲を法定しており（法定相続）、あらかじめ画一的に定められている。

③ 相続人の範囲と相続分

a. 配偶者相続人

被相続人に配偶者がいる場合、当該配偶者は常に相続人となる（民法890条）。

b. 配偶者以外の相続人

(a) 第1順位：子及びその代襲者

- 子：配偶者以外で第一順位の相続人は、被相続人の子である（民法887条1項）。
なお、被相続人の子は、相続開始時点で出生していなくても、胎児であれば既に生まれたものとみなされる（民法886条）。
- 代襲者：被相続人の子が①相続開始前に死亡している場合、②相続欠格に該当する場合、③廃除された場合には、その子（孫）が代わって相続人と

なる（民法 887 条 2 項）。さらに、この代襲相続については再代襲相続・再々代襲相続も認められる（民法 887 条 3 項）。

(b) 第 2 順位：直系尊属

第 2 順位の相続人は、被相続人の直系尊属である（民法 889 条 1 項 1 号）。複数の直系尊属が存在する場合には、被相続人に近い親等の者が優先される（同条但書）。なお、直系尊属については、代襲相続は認められない。

(c) 第 3 順位：兄弟姉妹及びその子

第 3 順位の相続人は、被相続人の兄弟姉妹である（民法 889 条 1 項 2 号）。兄弟姉妹が①相続開始前に死亡している場合、②相続欠格に該当する場合、③廃除された場合には、その子が代襲相続する（民法 889 条 2 項、887 条 2 項）。ただし、子の場合と異なり、再代襲相続は認められない。

c. 相続分

共同相続が発生した場合、各共同相続人には相続分が認められる。相続分の概念としては、法定相続分・指定相続分・具体的相続分が重要である。

(a) 法定相続分（民法 900 条、901 条）

法定相続分は以下のとおりである。

- 子及び配偶者が相続人の場合：子 1/2、配偶者 1/2
- 配偶者及び直系尊属が相続人の場合：配偶者 2/3、直系尊属 1/3
- 配偶者及び兄弟姉妹が相続人の場合：配偶者 3/4、兄弟姉妹 1/4
- 子、直系尊属又は兄弟姉妹が複数いる場合：各相続人の相続分は等しい。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹（半血兄弟姉妹）の相続分は、父母双方を同じくする兄弟姉妹（全血兄弟姉妹）の 1/2 とされる。

(b) 指定相続分（民法 902 条）

被相続人が遺言を作成した場合、その遺言によって各相続人の相続分を指定することができる。この遺言に基づいて定められた相続分を「指定相続分」という。

(c) 具体的相続分

具体的相続分とは、法定相続分や指定相続分を前提としつつ、各相続人が生前に受けた贈与（特別受益）や、遺産の維持・増加に対する特別な寄与（寄与分）を考慮して修正された実際の相続分をいう。

④ 相続人の欠格及び廃除

a. 相続欠格（民法 891 条）

相続制度を根本から害するような重大な非行を行った者については、法律上当然に相続資格を剥奪する制度である。欠格事由は民法 891 条各号に限定列挙されている。

b. 廃除（民法 892 条）

相続欠格に該当しない場合であっても、次の要件に当たるときには推定相続人を廃除することができる。

- (a) 遺留分を有する推定相続人が、
- (b) 被相続人に対して虐待又は重大な侮辱を加えた場合、又は著しい非行があった場合、
- (c) 被相続人は家庭裁判所に廃除を請求でき、家庭裁判所の審判によって相続権が剥奪されることがある。

(3) 遺言・遺贈・受遺者

① 遺言（民法 960 条）

遺言は、相手方を要しない単独行為であり、民法の定める方式に従って行わなければならない（民法 960 条）。

法定相続分は、遺言による相続分の指定がない場合などにおいて補充的に適用される規定である（平成 25 年 9 月 4 日最高裁判決）⁶⁵。

遺言において重要なのは、遺産分割の方法の指定と遺贈である。

② 遺産分割の方法の指定（民法 908 条）

遺言による遺産分割方法の指定には、

- a. 遺産をどのように分割するか（現物分割・換価分割・代償分割のいずれによるか）を指定するもの
- b. 特定の相続財産を特定の相続人に帰属させるもの（特定財産承継遺言）がある。

③ 遺贈（民法 964 条）

遺贈とは、被相続人が遺言によって自己の財産を他人に与える行為をいう。

a. 受遺者

受遺者とは、遺贈によって財産を受ける者をいう。相続人でも相続人以外の第三者でもよい。相続人が相続放棄（民法 938 条、939 条）をしても遺贈を受ける資格を失わない。胎児も受遺者となることができる（民法 965 条、886 条）。なお、受遺者にも相続欠格の規定が準用される。

b. 遺贈義務者

遺贈を実行する義務を負う者で、原則として相続人である。

c. 遺贈の無効・取消し

遺言自体が無効であれば遺贈も無効である。遺贈に固有の無効事由としては、①効力発生時に受遺者が存在しない場合（民法 994 条 1 項）、②遺贈の目的物が相続財産に属しない場合（民法 996 条）がある。

⁶⁵ 裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/520/083520_hanrei.pdf

また、錯誤・詐欺・強迫による遺贈は取り消すことができる（民法 95 条 1 項、96 条 1 項）。

④ 特定遺贈と包括遺贈

a. 特定遺贈

特定の財産を特定の者に承継させる遺贈をいう。遺言者の死亡により効力が生じる（民法 985 条）。受遺者がこれを望まない場合は、遺言者の死亡後いつでも放棄できる（民法 986 条 1 項）。

b. 包括遺贈

遺産の全部又は一定割合を遺贈する場合をいう（財産や利益が特定されていない）。包括受遺者は積極財産だけでなく消極財産（債務）も承継する（民法 990 条）。

したがって、包括受遺者は、相続人と同様に包括遺贈の放棄や限定承認をすることができる（民法 990 条、915 条ほか）。

(4) 贈与・死因贈与・贈与者・受贈者

① 贈与（民法 549 条）

贈与とは、一方当事者が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が承諾することによって成立する契約である。

② 贈与者・受贈者

- a. 贈与者：財産を贈与する者
- b. 受贈者：財産を贈与される者

③ 死因贈与（民法 554 条）

死因贈与とは、贈与者の死亡によって効力が生じる贈与契約をいう。契約自体は生前に締結されるが、財産の移転は贈与者の死亡後に行われる。

なお、遺贈に関する規定は、その性質に反しない限り準用される。

④ 生前贈与と死因贈与の違い

- a. 生前贈与：贈与者の生前に財産が移転する。受贈者が死亡した場合、その相続人が贈与財産を承継する。
- b. 死因贈与：贈与者の死亡によって効力が生じる。受贈者が贈与者より先に死亡した場合、原則として効力を失う。

⑤ 死因贈与と遺贈の違い

- a. 法的性質：死因贈与は契約、遺贈は単独行為。
- b. 要式性：死因贈与は書面不要（任意契約）、遺贈は遺言書が必須。
- c. 撤回：死因贈与は原則としていつでも撤回可能（ただし負担付の場合は制限あり）。遺贈は遺言書の撤回によりいつでも可能。
- d. 能力要件：死因贈与は行為能力（原則 18 歳以上）が必要。遺贈は遺言能力（民

法 961 条、15 歳以上) が必要。

(5) 特別受益・寄与分・遺留分

① 特別受益 (民法 903 条)

特別受益とは、相続人の一部が被相続人から遺贈や婚姻・養子縁組のための贈与、生計の資本としての贈与を受けていた場合に、遺産分割における公平を図るために考慮される制度である。

具体的には、被相続人の相続開始時の財産に、特別受益分を加えた額を基準に相続財産を算定し、その上で各相続人の相続分を定め、特別受益を受けた者の相続分からは当該価額を控除する。

最高裁判決 (平成 28 年 12 月 19 日) ⁶⁶は「遺産分割の仕組みは共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とする」と判示しており、この制度趣旨を明確にした。

② 寄与分 (民法 904 条の 2)

寄与分は、共同相続人の中で被相続人の財産の維持又は増加に特別な貢献をした者に、その貢献を考慮して相続分を増加させる制度である。

寄与行為としては、

- 被相続人の事業への労務提供や財産上の給付
- 被相続人に対する療養看護

などがあり、単なる扶養義務 (民法 752 条、877 条) を超える特別の寄与であることが必要である。さらに、寄与行為と被相続人の財産の維持・増加との間に直接的な因果関係が求められる。

寄与分は、相続財産からその額を控除し、法定相続分に加算することで具体的相続分が算出される。

③ 特別寄与料の請求権 (民法 1050 条)

平成 30 年改正で創設された制度であり、相続人以外の親族が被相続人に対して無償で療養看護等を行い、財産の維持・増加に特別な寄与をした場合、相続開始後に相続人に対して金銭の支払いを請求できる。

これにより、共同相続人に限らず親族の貢献も考慮されることとなった。

④ 遺留分 (民法 1042 条以下)

遺留分制度は、明治 31 年の民法制定当初から設けられ、戦後改正を経て現在も存続している。

この制度は、兄弟姉妹を除く相続人 (配偶者・子・直系尊属) に対し、被相続人の財産について一定割合の取得を保障するものである。

⁶⁶ 裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/354/086354_hanrei.pdf

最高裁判決（平成 24 年 1 月 26 日）⁶⁷も「遺留分制度は、被相続人の財産処分
の自由を制限し、相続人に一定割合の取得を保障することを趣旨とする」と判示
している。

a. 遺留分権利者

遺留分権利者は、兄弟姉妹（及びその代襲者）を除く相続人である。
ただし、相続欠格・廃除・相続放棄により相続権を失った者は遺留分権利者と
ならない（民法 1042 条、887 条 2 項・3 項）。

b. 遺留分額

民法 1043 条では、遺留分の算定基礎財産を「被相続人の相続開始時の財産
に、贈与財産を加算したもの」と規定する。

これは、被相続人が生前に全財産を贈与した場合でも、遺留分が全く確保さ
れないという不合理を回避する趣旨による。

遺留分の割合は、相続人の法定相続分に対して 2 分の 1（直系尊属のみが相
続人の場合は 3 分の 1）である（民法 1042 条）。

平成 30 年改正により、遺留分算定に関する規定が整備され、次のように定め
られた。

- (a) 原則：相続開始前 1 年間の贈与が算入対象（民法 1044 条 1 項）。
- (b) 例外：当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知って贈与したと
きは、1 年を超える前の贈与でも算入。
- (c) 相続人への贈与は特例があり、「10 年前まで遡る」「算入は婚姻・養子縁組・
生計資本のための贈与に限る」（民法 1044 条 3 項）。

（6）争訟解決手続き⁶⁸

相続に関して当事者間に紛争が生じた場合、裁判所による解決手続が用いられる。相続紛
争を扱う裁判所は主に家庭裁判所と地方裁判所である。

① 家庭裁判所

家庭裁判所では、遺産分割に関する紛争の終局的解決が予定されている（民法
907 条 2 項）。

遺産分割（特別受益や寄与分を含む）については、まず調停手続が行われる。
調停が不成立となった場合、審判手続に移行し、裁判官が事実認定と法律に基づ
き判断を下す。

この際には「遺産に属する物や権利の種類・性質、相続人の年齢・職業・心身
の状態・生活状況、その他一切の事情」（民法 906 条）が考慮される。

⁶⁷ 裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/945/081945_hanrei.pdf

⁶⁸ 松井淑子「特別受益・寄与分と遺言の実務対応」清文社（2019）43-46 頁

② 地方裁判所

遺産の範囲確認や遺留分侵害に関する紛争は、地方裁判所で訴訟によって解決される。

家庭裁判所の調停で合意に至らない場合、遺産分割は自動的に家庭裁判所の審判に移行するが、遺産の範囲や遺留分侵害などの問題については地方裁判所に訴訟提起が必要となる。

訴訟事項の例：

- 遺産の範囲確認請求
- 遺留分侵害額請求（旧法では遺留分減殺請求）
- 遺言無効確認

2. 日本の相続税法の概要

（1）法体系と特徴及び民法との関連性

相続税は、明治 38 年に日露戦争の戦費を賄うための財源として導入された。ただ、戦費調達のための臨時的な非常特別税とは異なり、相続税法は恒久的な税法とされたため単独税法となった。導入された相続税は、民法に規定された日本独自の家族制度を反映して、家督相続と遺産相続の二本立てになっている。家督相続は、戸主が家業や家そのものを継承するものであるため、遺産相続により税負担が軽減されているのが特徴である。また、一定の条件下でなされる贈与は遺産相続と看做されて課税されたが、これは贈与による相続税の脱税防止を目的とするものであった。

昭和 22 年相続税法全文改正は、日本国憲法の制定にともなう民法の親族編及び相続編の全文改正によるものである。この改正で家督相続そのものがなくなったので、相続税も遺産相続のみとなり、これを補完するため贈与税が創設された。このとき、相続税及び贈与税には申告納税制度が導入された。なお、戦争による相続の場合の非課税規定は廃止された。

日本における相続税は、被相続人の遺産を課税標準とする遺産課税方式（遺産税）であるが、昭和 22 年改正においても課税方式に変更はなかった。その後、シャープ勧告による昭和 25 年税制改正で、それぞれの相続人が相続した遺産に課税する遺産取得者課税方式（遺産取得税）となった。

（2）相続税の課税方式

「法定相続分課税方式」（遺産取得者課税方式）は、相続税額を計算する際、いったん「法定相続分で分けた場合を仮定して」全体の税額を算出し、その後、実際に取得した財産に応じて按分して税額を決定する。

（3）相続税の役割と所得税との関連性

相続をきっかけに、財産の一部を税として徴収することで、社会福祉や教育、インフラ整

備等の政策を通じ、国民に広く分配される『富の再分配』という役割がある。遺産を相続するときに課税する仕組みがなければ、裕福な家庭はますます裕福になり、貧富の差が広がることになる。貧富の差が広がると社会の安定が損なわれる恐れがある。

また、相続税には『偶然性による不労所得への課税』という役割もあり、多くの人は働いて収入を得るが、その収入に所得税が課せられる。一方、相続した遺産は、働いて得たものではないことから『不労所得』と位置付けられ、また、相続で多額の遺産を受け継ぐということは、裕福な家庭に生まれる偶然性があると考えられている。

もし、相続した遺産に課税する仕組みがなければ、働いて収入を得た人と遺産を相続した人の間で不公平になり、相続で得た財産に税を課すことで、働いて所得税を払っている人との間の公平性を図っている。

また、相続税には、『所得税の補完』の役割もあるとされ、所得税には様々な特例があり、それらを適用することでより多くの財産を手元に残すことができる。亡くなった人に多額の財産があれば、その財産を相続のときに課税して精算するという考え方が『所得税の補完』である。

(4) 課税資産

原則としてすべての財産が対象となる。主な課税資産は次のとおり。

- ・現金・預金
- ・不動産（土地・建物）
- ・株式・投資信託などの有価証券
- ・生命保険金（みなし相続財産）
- ・退職金（死亡退職金）
- ・貴金属、書画、骨董等の高価品

(5) 非課税資産

以下のものが非課税資産となる。

- ・墓地・仏壇等の祭祀財産
- ・生命保険金・死亡退職金の非課税枠（500万円×法定相続人の数）

(6) 基礎控除

現在の基礎控除は、3,000万円+600万円×法定相続人の数となっている。

【相続税基礎控除・免税点の推移】

年度	明治 38 年～	大正 3 年～	大正 15 年～	昭和 21 年～
	免税点	免税点	免税点	免税点
金額	家督相続 1 千円 遺産相続 500 円	家督相続 2 千円 遺産相続 500 円	家督相続 5 千円 遺産相続 1 千円	家督相続 2 万円 遺産相続 3 千円

年度	昭和 22 年～	昭和 25 年～	昭和 27 年～	昭和 28 年～
金額	免税点の廃止 基礎控除 5 万円	基礎控除 (一生を通じて) 15 万円 * 財産取得者毎	基礎控除 (一生を通じて) 30 万円 * 財産取得者毎	基礎控除 50 万円 * 財産取得者毎
年度	昭和 33 年～	昭和 37 年～	昭和 39 年～	昭和 41 年～
金額	基礎控除 150 万円+30 万円× 法定相続人の数	基礎控除 200 万円+50 万円× 法定相続人の数	基礎控除 250 万円+50 万円× 法定相続人の数	基礎控除 400 万円+80 万円× 法定相続人の数 * 配偶者控除 (基礎 控除に加算) 新設 婚姻期間 15 年を超 える 1 年につき 20 万円 : 最高 200 万円
年度	昭和 46 年～	昭和 48 年～	昭和 50 年～	昭和 63 年～
金額	基礎控除 400 万円+80 万円× 法定相続人の数 * 配偶者控除 婚姻期間 10 年を超 える 1 年につき 40 万円(最高 400 万円) を基礎控除に加算	基礎控除 600 万円+120 万円× 法定相続人の数 * 配偶者控除 婚姻期間 10 年を超 える 1 年につき 60 万円(最高 600 万円) を基礎控除に加算	基礎控除 2,000 万円+400 万円 ×法定相続人の数 * 配偶者控除の廃止	基礎控除 4,000 万円+800 万 円×法定相続人の数 * 基礎控除・税額計 算における法定相 続人に含める養子 の数を制限 (昭和 63.12.31 以後適用)
年度	平成 4 年～	平成 6 年～	平成 27 年～	
金額	基礎控除 4,800 万円+950 万円 ×法定相続人の数	基礎控除 5,000 万円+1,000 万 円×法定相続人の数	基礎控除 3,000 万円+600 万円 ×法定相続人の数	

(7) 計算方式

正味の相続財産



基礎控除を差し引く



課税遺産総額を法定相続分で仮に分割



税率をかけて相続税総額を計算



実際の取得割合で按分して各人の税額決定 ➡ 各人ごとの税額控除適用 ➡ 最終税額

【相続税額速算表】

各法定相続人の取得価額	税 率	控 除 額
1,000 万円以下	10%	—
3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円
2 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円以下	45%	2,700 万円
6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円超	55%	7,200 万円

(8) 税額控除

① 配偶者控除

1 億 6,000 万円又は法定相続分まで非課税

② 外国税額控除（在外財産に対する相続税額控除）

相続又は遺贈により、相続税法の施行地外にある財産を取得した場合、その財産に対して外国の法令により日本の相続税に相当する税が課税されたときには、その課された相続税に相当する金額は、その者の納付すべき相続税額から控除される。

ただし、その控除すべき金額が、次の算式によって計算した金額を超えるときは、その超える金額は控除されない（相続税法 20 条の 2）。

【計算式】

$$\left[\begin{array}{l} \text{贈与税額控除から相次相続} \\ \text{控除までの諸控除を控除した} \\ \text{後の日本における相続税額} \end{array} \right] \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{「外国に所在する財産の価額（注 1）」} \\ \text{「相続又は遺贈により取得した財産の価額のうち} \\ \text{課税価格計算の基礎に算入された金額（注 2）」} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{「外国に所在する財産の価額（注 1）」} \\ \text{「相続又は遺贈により取得した財産の価額のうち} \\ \text{課税価格計算の基礎に算入された金額（注 2）」} \end{array} \right]}$$

(注 1) 相続又は遺贈により取得した外国に所在する財産の価額の合計額から、その財産に係る債務の金額を控除した額（相基通 20 の 2-2）。

(注 2) 課税価格計算の基礎に算入された部分の金額とは、債務控除後の金額（相基通 20 の 2-2）。

③ 未成年者控除

相続人が 18 歳未満であるときは、その者の納付すべき相続税額は、その計算

した相続税額に相当する金額から、10万円にその者が18歳に達するまでの年数（1年未満の端数は、1年として計算）を乗じて計算した金額を控除した金額となる。この場合に控除しきれないときは、控除しきれない部分の金額は、その者の扶養義務者の相続税額から控除できる。

④ 障害者控除

相続人が障害者であるときは、その者の納付すべき相続税額は、その計算した相続税額に相当する金額から、10万円（特別障害者である場合、20万円）にその者が85歳に達するまでの年数（1年未満の端数は、1年として計算）を乗じて計算した金額を控除した金額となる。この場合に控除しきれないときは、控除しきれない部分の金額は、その者の扶養義務者の相続税額から控除できる（相続税法19条の4）。

⑤ 相次相続控除

相続により財産を取得した場合、その相続の被相続人が死亡前10年以内に開始した相続によって財産を取得したことがある場合には、第2次相続の相続人の納付すべき相続税額は、その者について算出した相続税額に相当する金額から次の算式により計算した金額を控除することとされている（相続税法20条、相基通20-3）。

【計算式】

$$A \times C / B - A \times D / C \times 10 - E / 10 = \text{各相続人の相次相続控除額}$$

A → 第2次相続の被相続人の第1次相続のときの相続税額

B → 第2次相続の被相続人が第1次相続によって取得した財産の価額（債務控除した後の金額）

C → 第2次相続によって相続人及び受遺者の全員が取得した財産の価額の合計額（債務控除した後の金額）

D → 第2次相続によって相続人が取得した財産の価額（債務控除した後の金額）

E → 第1次相続開始の時から第2次相続開始の時までの年数（1年未満切り捨て）

（注）上記計算式中の $C / B - A$ の割合が $100/100$ を超えるときは $100/100$ で計算

（9）申告と納税

相続開始から10か月以内に、申告と納税を行う必要がある。

(10) 延納と物納

① 延納

相続税の延納は、納税者の申請に基づいて行われ、その要件は以下のとおりである。

- a. 申告・更正又は決定による納付すべき税額が 10 万円を超えること（相続税法 38 条 1 項）。
- b. 納税者について納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする自由があること（相続税法 38 条 1 項）。
- c. 延納税額及び利子税の額に相当する担保を提供すること（ただし、延納税額が 100 万円以下で、かつ、延納期間が 3 年以下である場合は、担保の提供を要しない（相続税法 38 条 4 項））。
- d. 相続税の納期限又は納付すべき日までに所定の事項を記載した延納申請書及び担保提供書類を提出すること（相続税法 39 条 1 項）。

② 物納

次の要件の全てを満たす場合に、物納の許可が受けられる（相続税法 41 条、42 条）。

- a. 延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度としていること。
- b. 物納申請財産が定められた種類の財産であり、かつ、定められた順位によっていること。
- c. 納期限又は納付すべき日までに申請書及び物納手続関係書類を提出すること。
- d. 物納に充てることができる財産は、管理処分不適格財産に該当しないものであること及び物納劣後財産に該当する場合には、他に物納に充てるべき適当な財産がないこと。

順位	物納に充てることができる財産の種類
第一順位	①不動産、船舶、国債債権、地方債債権、上場株式等
	②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第二順位	③非上場株式
	④非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第三順位	⑤動産

(11) 税務調査

国税庁の「令和6年分 相続税の申告事績の概要(令和7年12月)」⁶⁹によると、令和6年分における被相続人数(死亡者数)は1,605,378人(前年対比101.9%)で、そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は166,730人(同107.1%)であり、約10人に一人が相続税の申告をしていたことになる。また、その課税価格の総額は23兆3,846億円(同108.1%)、申告税額の総額は3兆2,446億円(同108.0%)と増加し、いずれも基礎控除額の引下げがあった平成27年分以降で最高となっている。

その一方で、国税庁の「令和6事務年度における相続税の調査等の状況(令和7年12月)」⁷⁰によると、令和6事務年度においては、実地調査件数は9,512件(対前事務年度比111.2%)、追徴税額合計は824億円(対前事務年度比112.2%)と、いずれも増加している。なお、実地調査による非違割合は82.3%(前年84.2%)と実地調査の対象となった8割強の納税者が追徴税額を課されている。

事業承継税制に関する税務調査の実績は明らかにはなっていないが、事業承継税制の活用件数は、平成30年度税制改正において特例が措置されたことで、2023年度の特例承継計画の申請件数は過去最高の5,357件となっており、今後の税務調査の動向を注視していく必要がある。

(12) 法律・税務の専門家の関与

相続に関する手続や紛争は、法律的・税務的な知識を要する複雑な問題であり、以下のよう
に弁護士・司法書士・税理士などの専門家の関与が重要である。

① 遺言書の作成・確認

遺言は厳格な方式が要求され、無効となるリスクも高い。専門家は、遺言の有効性や内容の適法性を確認し、遺言執行に伴う紛争を未然に防ぐ役割を果たす。

② 遺産分割・遺留分問題への対応

遺産分割や遺留分侵害額請求に関しては、家庭裁判所の調停・審判で法律的な主張が必要となる。弁護士は、依頼者の立場を踏まえて適切な法的主張や交渉を行い、公平かつ迅速な解決に寄与する。

③ 相続税務への対応

相続手続には税務問題が不可避である。相続税の申告、評価、節税対策などについては税理士の助言が必要であり、適正な納税と税務リスクの軽減を実現する。

④ 紛争が深刻化した場合の代理

相続人間で対立が深刻化した場合、専門家による代理交渉や訴訟代理が不可欠

⁶⁹ 国税庁「令和6年分 相続税の申告事績の概要」(令和7年12月)

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2025/sozoku_shinkoku/pdf/sozoku_shinkoku.pdf

⁷⁰ 国税庁「令和6事務年度における相続税の調査等の状況」(令和7年12月)

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2025/sozoku_chosa/pdf/sozoku_chosa.pdf

となる。弁護士は法律的観点から最適な解決策を提示し、依頼者の権利と利益を守る。

上記のように、相続手続や紛争の適切な解決には、専門的知識と実務経験を持つ法律の専門家の関与が不可欠である。遺言作成から遺産分割・税務処理・訴訟対応に至るまで、専門家への相談はトラブルの予防と円滑な解決のために極めて重要である。

特に、税理士の関与については、相続税事前対策として、現在の財産状況をもとに、将来の相続税を予測し、生前贈与や生命保険の活用、不動産評価の対策等の提案、それとともに、財産の整理・可視化、財産目録の作成・確認、そして、二次相続を見据えた対策を提案する役割がある。

相続発生後は、相続財産の調査・評価、遺産分割案ごとの税額比較、特例・控除の適用判断を踏まえ、相続税申告書作成・提出を行い、税務調査時の立会・説明にも対応する。

また、税理士は中立的な専門家として、相続人間の税負担の公平性や感情的対立を避ける数字ベースの説明、弁護士・司法書士等との連携の橋渡し役、相続人の精神的・時間的負担軽減などその役割は大きい。

3. 第Ⅵ章まとめ

本章では、日本の相続法（民法）と相続税法の概要について記述した。

ここでは、単に、現行の法体系を示すだけでなく、これらの法律の制定に至る歴史的推移についても言及している。本稿のテーマである事業承継の領域だけではなく、事業とは無縁な一般の納税者にとっての相続制度及び関連税制の位置づけについて、改めて確認することができた。

Ⅶ 日本の産業構造と中小企業の概況

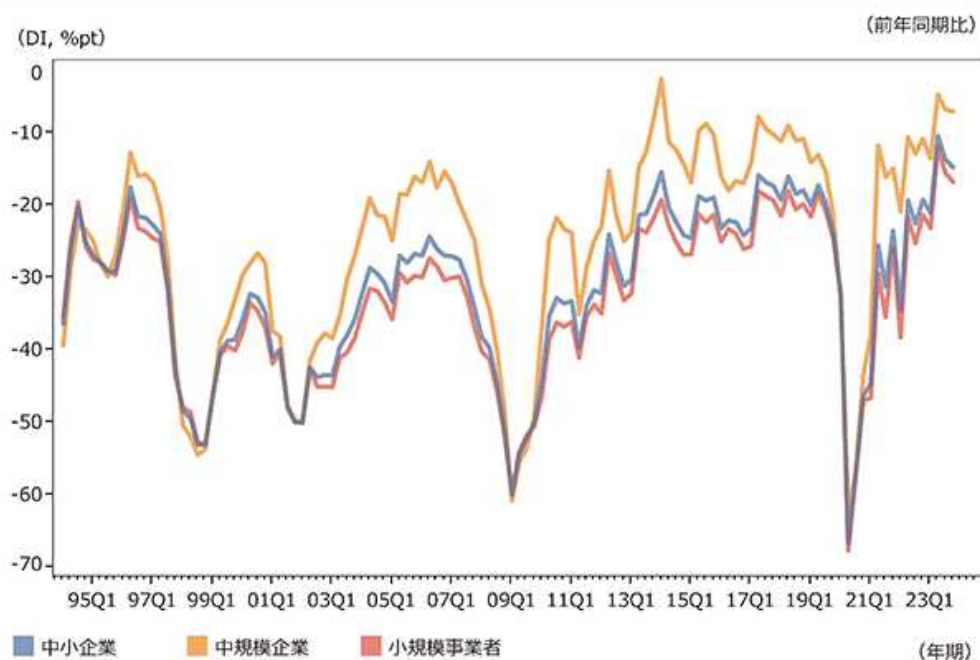
1. 日本の産業構造

(1) 日本経済の特徴

新型コロナウイルス感染症が5類移行した2023年以降の日本経済においては、日常の社会・経済活動を取り戻し、インバウンド消費の回復、半導体不足の緩和による輸出増加などの影響を受け、順調に回復の兆しを示している。

中小企業においても、企業規模別に業況判断DIの推移を見ると、2023年の第1四半期から第3四半期における中小企業の景況認識は、1994年以降最高水準となっており、経済が好転していると感じている中小企業も増加傾向にある⁷¹。

第1-3-1図 業況判断DIの推移（企業規模別）



資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）1.景況調査の業況判断DIは、前年同期と比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合（%）から、「悪化」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。

2.ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づく「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。

その一方で、日本経済全体においては、原材料価格の上昇や人手不足の状況などの課題が深刻化しており、特に中小企業においては、商品価格の値上交渉や生産性の向上、省力化投資などの課題にも直面している。

⁷¹ 中小企業庁：2024年版中小企業白書 第1-3-1図 業況判断DIの推移（企業規模別）I-64頁

(2) 日本の産業構造

以下の総務省・経済産業省による「2022年経済構造実態調査」(一次集計結果)の産業横断調査の産業大分類別の売上(収入)金額(以下「売上高」という。)をみると、「卸売業、小売業」が477兆9,942億円と最も多く、次いで「製造業」が415兆7,489億円、「医療、福祉」が142兆9,826億円などとなっている。これら上位3つの産業について2020年と比較すると、「卸売業、小売業」が1.1%の増加、「製造業」が6.7%の増加、「医療、福祉」が14.8%の減少となっている。

また、産業大分類別の企業等数をみると、「卸売業、小売業」が42万2,362企業と最も多く、次いで「建設業」が32万720企業、「製造業」が24万3,043企業などとなっている。これら上位3つの産業について2021年と比較すると、「卸売業、小売業」が1.0%の増加、「建設業」が1.8%の増加、「製造業」が0.7%の増加となっている⁷²。

表 産業大分類別企業等数及び売上高

産業大分類	企業等数			売上高		
	2021年 ^{※1}	2022年	増減率 (%)	2020年 ^{※1} (百万円)	2021年 (百万円)	増減率 (%)
全産業計 ^{※2}	2,061,245	1,978,697	-	1,676,591,704	1,691,904,217	-
農林漁業	35,332	36,227	2.5	5,961,606	6,174,054	3.6
鉱業、採石業、砂利採取業	1,354	1,316	▲ 2.8	1,327,221	1,863,270	40.4
建設業	314,915	320,720	1.8	119,226,291	120,722,459	1.3
製造業	241,290	243,043	0.7	389,816,023	415,748,873	6.7
電気・ガス・熱供給・水道業	5,396	5,879	9.0	36,216,440	36,277,286	0.2
情報通信業	53,997	58,130	7.7	73,977,890	74,562,406	0.8
運輸業、郵便業	57,873	58,037	0.3	63,331,936	66,345,945	4.8
卸売業、小売業	418,295	422,362	1.0	472,730,259	477,994,238	1.1
金融業、保険業	27,444	28,032	2.1	118,968,292	120,960,024	1.7
不動産業、物品賃貸業	223,978	229,123	2.3	57,196,282	60,421,276	5.6
学術研究、専門・技術サービス業	117,774	124,642	5.8	48,627,821	50,954,560	4.8
宿泊業、飲食サービス業	93,844	95,162	1.4	17,761,166	18,117,873	2.0
生活関連サービス業、娯楽業	67,448	68,143	1.0	29,341,810	30,075,628	2.5
教育、学習支援業	32,905	34,123	3.7	16,789,083	17,670,880	5.3
医療、福祉	143,982	145,189	0.8	167,831,003	142,982,647	▲ 14.8
複合サービス事業	2,446	2,138	▲ 12.6	8,826,819	8,388,739	▲ 5.0
サービス業(他に分類されないもの) ^{※2}	222,972	106,431	-	48,661,760	42,644,061	-

※1 「令和3年経済センサス-活動調査」速報集計結果の「会社企業」と「会社以外の法人」の合計

※2 2021年の企業等数及び2020年の売上高は「政治・経済・文化団体」及び「宗教」を含む。

⁷² 総務省・経済産業省：「2022年経済構造実態調査」一次集計結果 産業横断調査(企業等に関する集計) 結果の概要 2023年(令和5年)3月31日

なお、一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）が 2024 年 4 月 16 日に公表した「日本産業の再飛躍へ～長期戦略にもとづく産業基盤強化を求める～」⁷³では、今後の日本産業の方向性を示しつつ、長期産業戦略で定めるべき戦略分野の候補として以下の 7 つの分野を挙げている。

- ① AI・ロボット
- ② 半導体・光・量子
- ③ エネルギー（再エネ、電池、原子力、人工光合成、核融合等）
- ④ エンタメ・コンテンツ
- ⑤ 観光・食
- ⑥ バイオ・ヘルスケア
- ⑦ 宇宙・安全保障

経団連では、今後の日本及び世界が目指すべき社会像「Society 5.0」に向けて、「自然と人間」、「グローバルとローカル」、「集中と分散」、「リアルとデジタル」、「個と組織」といった異なる価値を包摂し、同時両立を図ることの必要性と、日本の産業構造の転換と産業基盤の強化に向けて取り組むべき課題と施策を提言している。

2. 日本の中小企業

（1）中小企業の定義（根拠法令）

中小企業基本法上では、以下のように中小企業を定義している。

業種	中小企業		うち小規模事業者
	資本金又は従業員	従業員	従業員
製造業・その他	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

一方、法人税法では、事業年度終了の時ににおいて資本金の額もしくは出資金の額が 1 億円以下であれば、普通法人のうち軽減税率が適用される中小法人に該当する（ただし、大法

⁷³ 一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）：「日本産業の再飛躍へ～長期戦略にもとづく産業基盤強化を求める～」2024 年 4 月 16 日 29 頁～35 頁
https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/031_honbun.html

人との間に完全支配関係のある普通法人等は該当しない)。また、以下の要件を満たせば、中小企業向けの租税特別措置等が適用される中小法人に該当する⁷⁴。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人の場合
 - 第1順位の大規模法人に1/2以上の株式等を保有されていないこと
 - 大規模法人に2/3以上の株式等を保有されていないこと
- ② 資本又は出資を有しない法人の場合
 - 常時使用する従業員の数が1,000人以下であること

その他、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）では、中小企業者を、次の各号のいずれかに該当する者をいう⁷⁵。

業種	資本金又は出資金の総額並びに従業員数	
製造業・建設業運送業・その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

（2）中小企業の特徴

経済産業省の中小企業白書によると、日本の中小企業は、企業数では全企業の99.7%を占め、従業者数では全体の70%を占め、付加価値額では全体の56%を占めている⁷⁶。

⁷⁴ 国税庁：中小企業者の判定等フロー

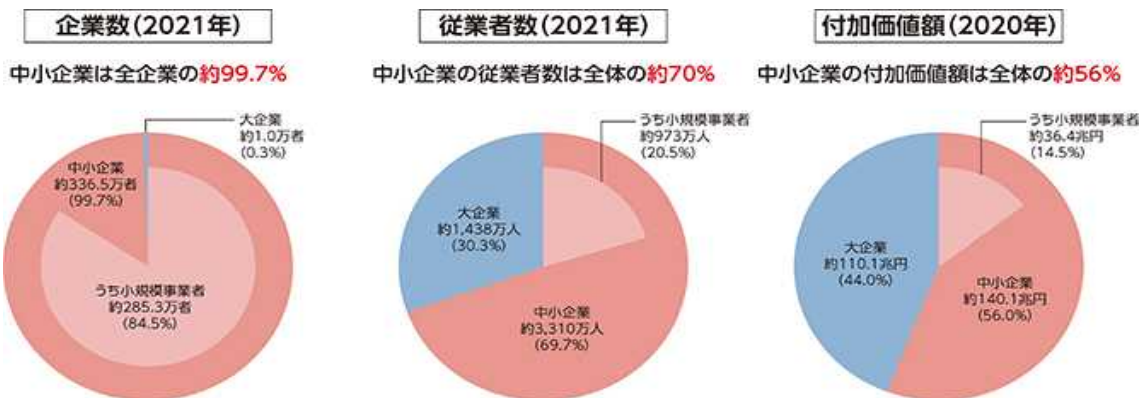
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/aramashi2024/pdf/03.pdf>

⁷⁵ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/420AC0000000033>

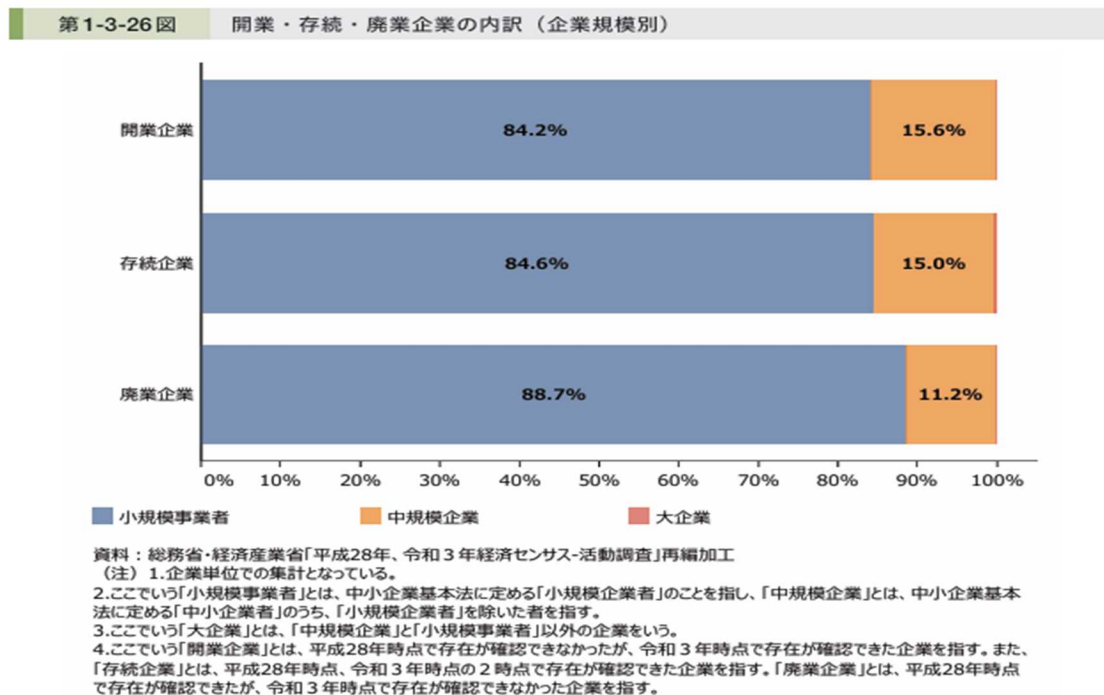
⁷⁶ 2024 中小企業白書 xi 頁

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2024/PDF/chusho/00Hakusyo_zentai.pdf



(出所：2024年版中小企業白書 xi 頁)

また、開業・存続・廃業企業については、開業企業や存続企業に占める小規模事業者の割合と比べて、廃業企業に占める小規模事業者の割合が高いことが分かる。このことから、廃業企業には、小規模事業者が比較的多く存在していることが示唆される⁷⁷。



(出所：2024年版中小企業白書 I-105 頁)

⁷⁷ 2024年版 中小企業白書 I-105 頁

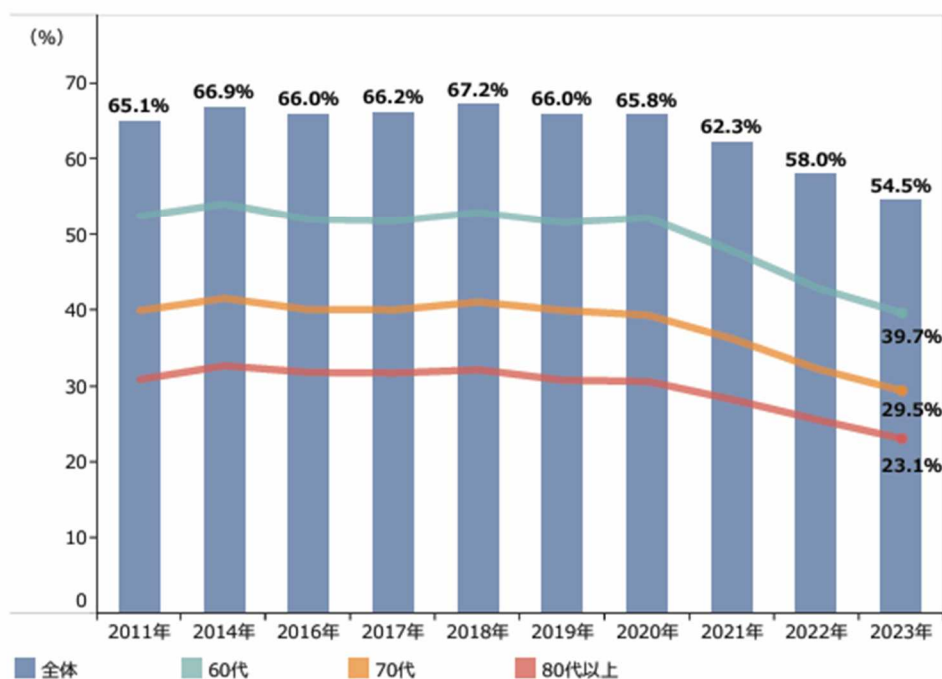
(3) 中小企業政策の概要

① 一般的な中小企業保護政策

中小企業の後継者不在率の状況としては、2018年以降、減少傾向にある。しかし、2023年時点でも54.5%となっており、半数近くの企業で後継者が不在となっている。

また、経営者の年代別に見ると、年代が上がるほど後継者不在率が低くなっており、経営者が高齢者であるほど、事業の承継を断念し、事業の廃業を選択する傾向が高まっているのではないかと推測する⁷⁸。

第1-3-30図 中小企業における後継者不在率の推移（年代別）



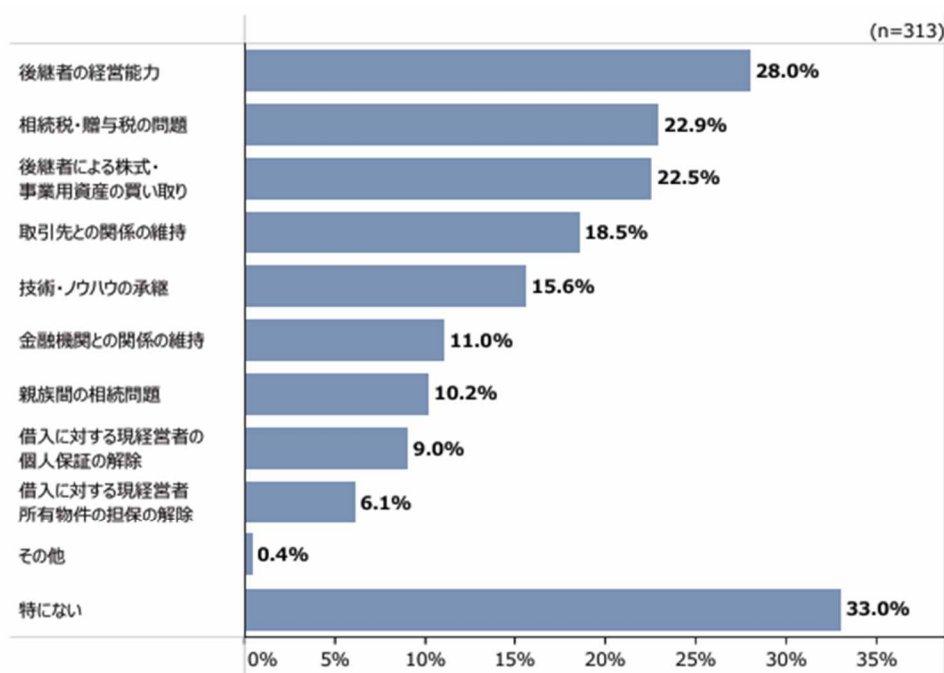
資料：(株)帝国データバンク「企業概要ファイル」、「信用調査報告書」再編加工
(注) 1.ここでいう中小企業とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」のことを指す。なお、企業規模は企業概要ファイルの情報に基づき分類している。
2.「全体」については、経営者年齢の情報がない企業も含んだ中小企業数に対する割合を示している。

(出所：2024年版中小企業白書 I-109頁)

⁷⁸ 2024年版 中小企業白書 I-109頁

後継者決定企業における課題については、下記の第 1-3-31 図のアンケート調査によると、「後継者の経営能力」の次に「相続税・贈与税の問題」が高い割合となっており、今後も事業承継を円滑にする上で、事業承継税制に対する期待と役割は高いものと思われる⁷⁹。

第 1-3-31 図 後継者決定企業における、事業承継の際に問題になりそうなこと



資料：(株)日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査（2023年調査）」
 (注) 1. 同調査の有効回答数は4,465件。そのうち、事業承継の見通しについて「後継者は決まっている（後継者本人も承諾している）」と回答した「後継者決定企業（n=313）」について集計している。
 2. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

(出所：2024年版中小企業白書 I-110頁)

また、中小企業庁では、「中小企業の事業承継・M&Aに関する検討会」を設置し、2024年6月28日に第1回の検討会をオンラインにて開催しており、そこで、以下のような「事業承継・M&Aに関する現状分析と今後の取組の方向性について」を公表している⁸⁰。

⁷⁹ 2024年版 中小企業白書 I-110頁

⁸⁰ 中小企業庁 中小企業の事業承継・M&Aに関する検討会 「事業承継・M&Aに関する現状分析と今後の取組の方向性について」 2024年6月28日
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shokei_ma/001/005.pdf

《事業承継・M&Aの進捗に関する現状分析》

- 中小企業の事業承継については、90年代以降、事業承継の早期化を図り、進行する経営者年齢ピークのライトシフトに歯止めをかけること、また、経営資源の散逸防止や雇用確保を政策目的として支援策を講じてきた。
- この結果、中小企業の経営者年齢は一定の若返りが進み、若返りによる生産性・経営力の向上も図られてきた。中小企業の構造的な賃上げにも貢献する取組として認知が浸透しつつある。
- 他方で、70代以上の経営者の割合は引き続き高く、地域の小規模な事業者の事業承継も課題。また、事業承継・M&Aを単に促すのみならず、これを確実に生産性・経営力の向上に繋げるための支援をより一層進める必要がある。

《事業承継・M&Aに関する課題と今後の取組の方向性》

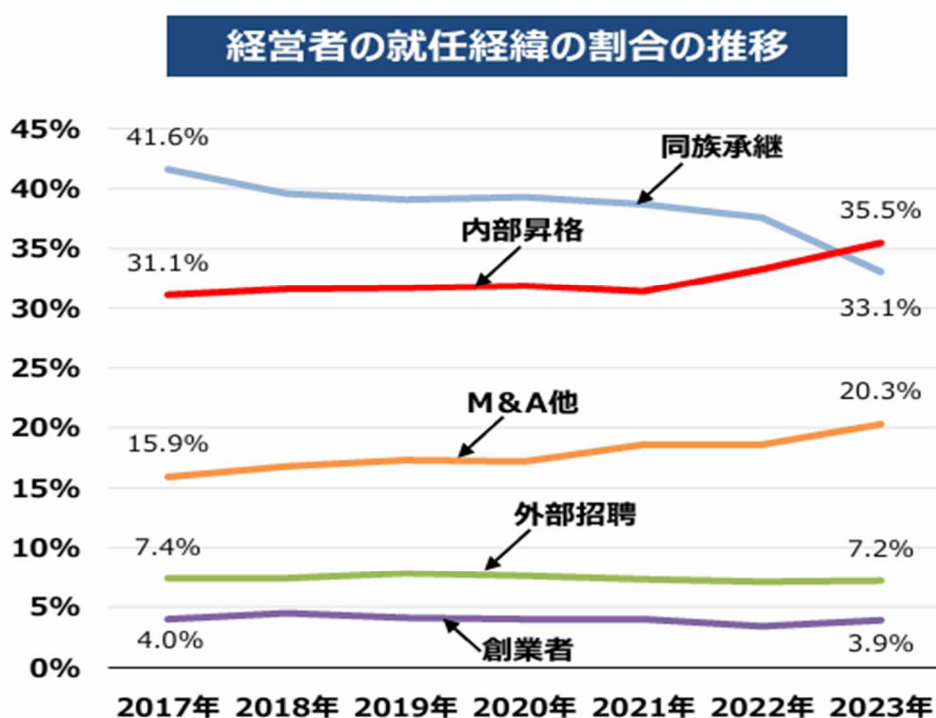
- 世代交代（親族内承継、第三者承継等）により経営者が若返ることで、生産性向上、売上の増加等につながる可能性が高く、事業承継・M&Aを契機とした成長を実現していくことが重要。他方、経営者交代と成長の間に必然性があるわけではなく、新たな経営者による積極的な自己変革が不可欠。親族内・第三者承継（M&A）等を問わず、事業承継・M&Aを契機とした生産性・経営力向上への支援を強化。
- 経営者が70代以上の比較的小規模な事業者ほど事業承継が進んでいない。こうした事業者であっても、地域社会において一定の重要な役割を担っているため、親族内・第三者承継等を問わずに事業承継を積極的に推進するとともに、場合によっては、適切なタイミングで事業者に廃業・再チャレンジを促すことも重要。廃業の選択肢も含め、地域の小規模な事業者に対し、事業承継・M&Aをより一層進めるための支援体制を強化。
- M&Aが普及し、事業の存続や再生のための重要なソリューションとして社会で認知されつつあることを背景に、中小M&Aガイドラインで言及されていない場面を中心に、不適切なM&Aの事例・トラブルも多く報告されている。中小M&Aガイドラインや支援機関登録制度の充実等による環境整備に今後も継続的に取り組む。

② 親族による事業承継への支援政策

経営者の就任経緯は、親族内承継が減少しているのに対して、内部昇格や M&A による就任は増加傾向にある。なお、事業承継・引継ぎ支援センターへの支援ニーズは、親族内承継と第三者承継のいずれも増加傾向にある⁸¹。

また、売上高規模別の事業承継の意向調査⁸²からも、小規模な事業者ほど、事業承継するつもりはない者の割合が高いとともに親族内承継の割合が低くなっていることが分かる。

今後もこのような傾向が続くことを想定した税制面での支援策が必要と思われる。

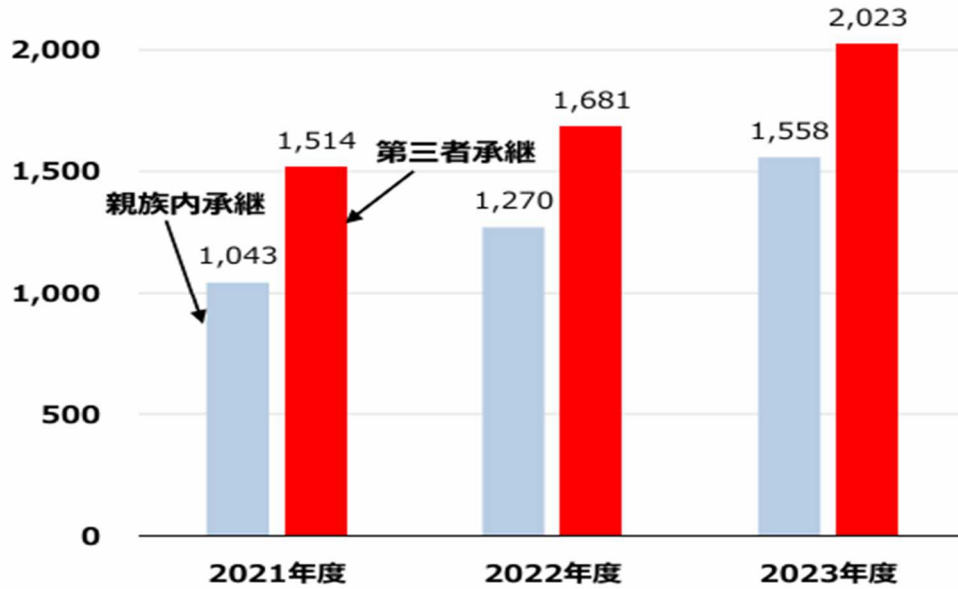


(注) 「M & Aほか」は、買収・出向・分社化の合計を指している。
 (出所) 帝国データバンク「後継者不在率動向調査」各年版を基に作成。

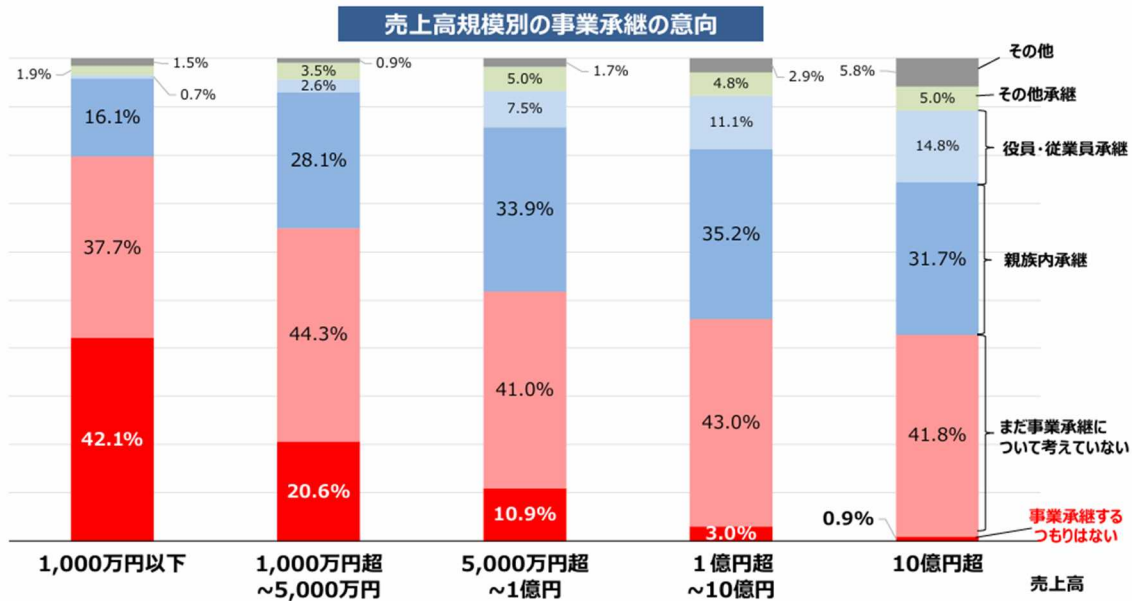
⁸¹ 中小企業庁 中小企業の事業承継・M&Aに関する検討会 「事業承継・M&Aに関する現状分析と今後の取組の方向性について」(2024年6月28日) 13頁

⁸² 同 35頁

事業承継・引継ぎ支援センターの支援完了件数



(出所) 中小企業基盤整備機構「令和5年度 事業承継・引継ぎ支援事業の実績について」を基に作成。

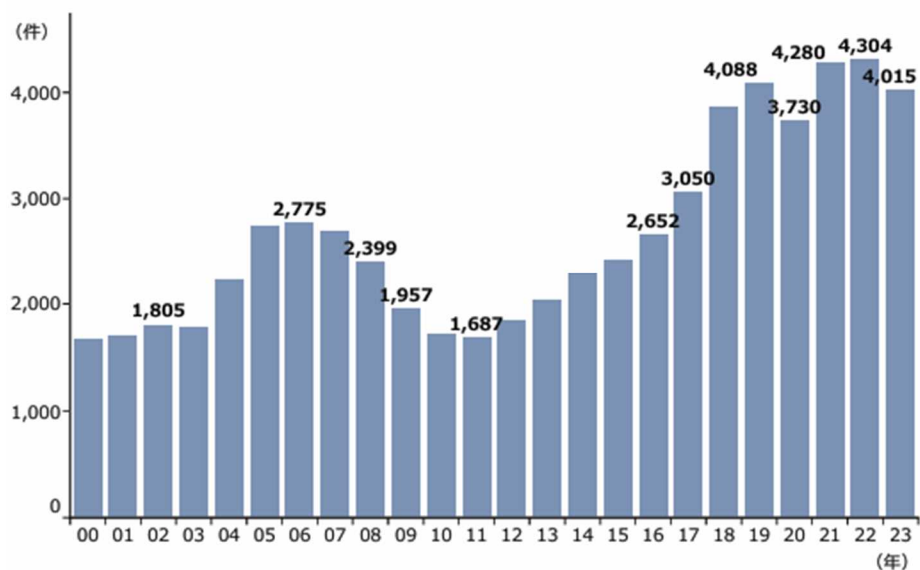


(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査（令和4年確報（令和3年度決算実績）」を基に作成

③ 起業・創業・第三者承継への支援政策

M&A は、事業承継や人材確保のための手段として、近年増加傾向で推移しており、2022年には過去最多の4,304件となった。今後も、M&Aは更に活発化していくことが推察される⁸³。

第2-3-17図 M & A 件数の推移



資料：(株)レコフデータ調べ

(出所：2024年版中小企業白書 II-154頁)

その一方で、M&Aの仲介事業者も増加傾向にあり、それにまつわるトラブルも増加している。そこで、中小企業庁では、M&Aに関するガイドラインの整備を進め、具体的には、2015年3月に、M&Aの手続や手続ごとの利用者の役割・留意点、トラブル発生時の対応等を記載した「事業引継ぎガイドライン」を策定した。その後、2020年3月には、後継者不在の中小企業のM&Aを通じた第三者への事業の引継ぎを促進するために、同ガイドラインを全面改訂した「中小M&Aガイドライン-第三者への円滑な事業引継ぎに向けて-」を策定し、2024年8月には第3版を公開している⁸⁴。

⁸³ 2024年版 中小企業白書 II-154頁

⁸⁴ 中小企業庁「中小M&Aガイドライン(第3版)ー第三者への円滑な事業引継ぎに向けてー」令和6年8月

<https://www.meti.go.jp/press/2024/08/20240830002/20240830002-br.pdf>

中堅・中小企業に対する M&A に関する税制面での支援策としては、「中小企業事業再編投資損失準備金」(中堅・中小グループ化税制)があり、2027 年 3 月 31 日までに事業承継等事前調査(実施する予定のデューデリジェンスの内容)に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、株式取得によって M&A を実施する場合に(取得価額 10 億円以下に限る)、株式等の取得価額として計上する金額(取得価額、手数料)の 70%の金額を準備金として積み立てたときは、その事業年度において課税所得から損金算入することができる(益金算入開始までの据置期間 5 年)。

また、過去 5 年間に M&A を実施した中堅・中小企業が、産業競争力強化法において新設された特別事業再編計画の認定を受けて株式取得による M&A を実施し、認定後 1 回目の M&A においては株式取得価額の 90%、2 回目以降は 100%の金額を準備金として積み立てた場合に、その事業年度において当該金額を課税所得から損金算入することができる(益金算入開始までの据置期間 10 年)

⁸⁵。

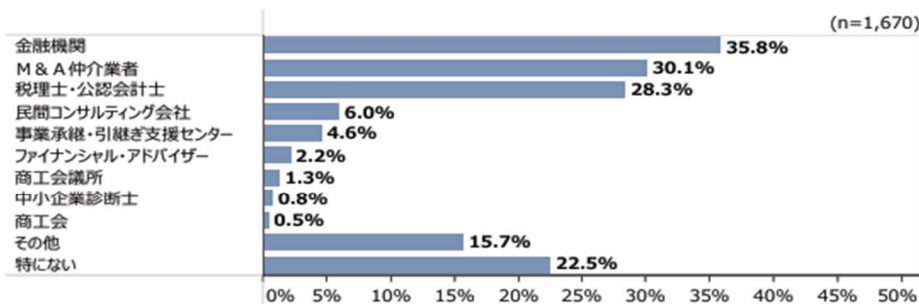
(4) 税理士の関与

M&A 実施時に活用した外部の機関については、「他社事業の譲受・買収」においても「自社事業の譲渡・売却」においても「税理士・公認会計士」は、「金融機関」や「M&A 仲介業者」に次いで高い割合となっており、事業承継や M&A の過程において税理士が重要な役割を担うことが期待されている⁸⁶。

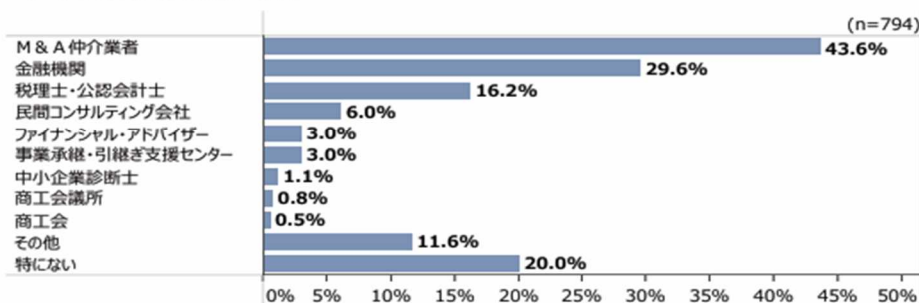
⁸⁵ 中小企業庁 中小企業事業再編投資損失準備金(中堅・中小グループ化税制)
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/shigenshuyaku_zeisei.html

⁸⁶ 2024 年版 中小企業白書 II-164 頁

(1) 他社事業の譲受・買収



(2) 自社事業の譲渡・売却



資料：(株)帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」
 (注) 1. (1) 2023年以前において、「他社事業の譲受・買収」を実施したと回答した企業に聞いたもの。
 2. (2) 2023年以前において、「自社事業の譲渡・売却」を実施したと回答した企業に聞いたもの。
 3. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

(出所：2024年版中小企業白書 II-164頁)

3. 第七章まとめ

本章では、日本の産業構造と中小企業の概況について、記述した。

日本の産業構造は、大企業（系列を含め）中心の製造業、中小企業が中心の建設業・流通業・サービス業が売上シェアの過半を占めている。中小企業については、企業数 99.7%、従業員数 70%、付加価値額 56%と事業拠点の地方分散による国民にとっての利便性確保や雇用の確保の機能を背景とした重要性が見られるものの、1事業所当たりの付加価値額の低さから、中小企業における、より一層の生産性の向上が望まれていることを確認できた。そして、中小企業数は、開業率の低さだけでなく、円滑な世代交代・事業承継が進まず、廃業などの直接的な要因で減少が続いている。少子化や若年層の都市部集中の影響もあり、親族内承継よりも第三者承継が増加し、規模の大きい中小企業者の中には、M & Aに活路を見出している点も着目できた。

Ⅷ 日本の事業承継税制と税理士の実務

1. 日本の事業承継税制

(1) 事業承継に期待される効果

中小企業庁は、事業承継に期待される効果として、次を挙げている⁸⁷。

- ポストコロナ・ウィズコロナの経済社会の変化や DX、GX といった社会的要請から事業再構築、経営革新が求められており、事業承継は経営革新の一つの契機ともされている。
- 経営者年齢が若い企業ほど新たな取組に果敢にチャレンジしやすい企業の風土があるとされ、早期の事業承継が中小企業の成長を後押しする。
- 事業承継後の企業の成長率は承継がない企業と比べて高く、39 歳以下で事業承継を実施した企業は当期純利益成長率が高く、従業員数の成長率も高いというデータもある。
- 事業承継を実施した企業の事業承継後の売上高成長率について、同業種の平均値と比較すると、事業承継後 3 年目以降からは同業種平均を上回っており、事業承継は成長の機会になり得ると考えられる。
- 事業承継時の経営者年齢別に、事業再構築の取組状況も集計したところ、事業承継時の経営者年齢が若い企業ほど、事業再構築に取り組む傾向にあり、事業承継による世代交代は企業にとって、挑戦・変革の契機になり得るとも考えられる。

中小企業は、日本の雇用の約 7 割を支えており、地域経済の基盤として重要な役割を果たしているが、経営者の高齢化が進み、事業承継は国家的な喫緊の課題となっている。円滑な事業承継は、経営者の高齢化や後継者不在による廃業で失われる可能性のある雇用や技術、ノウハウを維持するために極めて重要であり、社会経済の安定に直結すると考えられる。

また、若い経営者の参入は、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、企業の成長及び発展につながる新規事業を開拓するなど、地域に新たな付加価値やイノベーションを起こすきっかけになると期待される。事業承継後のスケールアップや成長は、単なる個別の企業の問題にとどまらず、地域経済を活性化し、ひいては日本経済全体の活力維持と持続可能な発展を担うものといえよう。

(2) 事業承継税制の創設趣旨と改正経緯⁸⁸

⁸⁷ 中小企業庁財務課「法人版事業承継税制（特例措置）活用事例」（2024 年 5 月公表）9-10 頁（https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/shoukei_zeisei_jirei.pdf：2025 年 12 月 30 日確認）。

⁸⁸ 本稿においては、平成 31 年度税制改正において措置された「個人版事業承継税制」には触れない。

① 事業承継税制の創設

中小企業の事業承継において、相続税の負担を軽減するために株式を分散して相続するなどの対応を行った場合には、安定的な事業の継続に支障をきたすこととなる。そこで、非上場会社の株式に係る相続税の特例が求められ、平成 20 年 5 月、経営承継円滑化法⁸⁹が制定され、これを基礎として、平成 21 年度税制改正において事業承継税制（非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除制度（租税特別措置法 70 条の 7、70 条の 7 の 2））が創設された。

創設にあたっては、「事業承継税制については、課税の公平性等の観点からも許容できる、経済活力の維持のために真に効果的な制度とする必要がある」⁹⁰とされ、特に、事業の継続が担保される仕組みを講ずることが必要とされた。

② 特例措置の創設

事業承継税制は、その後、累次の改正により適用要件の見直しが行われたが、①納税猶予割合が 80%に留まること、②事業承継後 5 年間の雇用平均が 8 割に満たない場合は猶予税額の全額を納付しなければならないこと、③株価が下落した場合でも承継時の株価を基に納税しなければならないこと等から、その活用にはリスクがあり、適用件数は低迷していた。

そこで、中小企業の円滑な世代交代を集中的に促進するため、平成 30 年度税制改正において、10 年間の贈与及び相続に適用される時限措置として、これまでの「一般措置」を抜本的に拡充する「特例措置」（租税特別措置法 70 条の 7 の 5、70 条の 7 の 8）が設けられた。

③ 特例承継計画の提出期限の延長

特例措置は、当初 5 年間に特例承継計画を作成して確認を受けた上で、この 5 年間を含めた 10 年以内に贈与・相続により非上場株式等を取得した場合に限って適用される時限措置であった。しかし、その後に発生した新型コロナウイルス感染症の影響等により特例承継計画の策定に時間を要する中小企業者もあったため⁹¹、令和 4 年度税制改正において、特例承継計画の提出期限が 2024 年 3 月 31 日まで 1 年延長され（旧円滑化省令 17 条 2 項）、令和 6 年度税制改正では、コロナ禍の影響が長期化したことを踏まえ⁹²、さらに 2026 年 3 月 31 日まで 2 年延長された（円滑化省令 17 条 2 項）。

また、令和 8 年度税制改正においても、「適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限

⁸⁹ 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（平成 20 年法律第 33 号）。経営承継円滑化法は、中小企業の事業承継を総合的に支援するための法律であり、遺留分に関する民法の特例、事業承継資金等を確保するための金融支援や事業承継に伴う税負担の軽減（事業承継税制）の前提となる認定等が盛り込まれている。

⁹⁰ 税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（平成 19 年 11 月 20 日）」27 頁。

⁹¹ 財務省「令和 6 年度税制改正の解説」608 頁。

⁹² 自由民主党、公明党「令和 6 年度税制改正大綱（令和 5 年 12 月 14 日）」18 頁参照。

活用できるよう」⁹³にするため、提出期限を1年6か月延長する改正が予定されている⁹⁴。

(3) 法人版事業承継税制の概要

一般措置は、恒久的措置であるが、納税猶予の対象となる非上場株式等につき総株式数の最大3分の2までとする制限があり、納税猶予割合が80%とされている。

他方、特例措置においては、株式数の制限はなく、雇用確保要件は緩和され、納税猶予割合も100%とされている。ただし、特例承継計画の提出と定期的な確認が必要となる。また、10年間の時限措置であることから、適用期限の到来を見据え、早期に取り組む必要がある。

【一般措置と特例措置の比較】

区 分	一般措置	特例措置
事前計画策定等	不要	特例承継計画の提出 2018.4.1～2026.3.31 (2027.9.30) ⁹⁵
適用期限	なし	次の期間の贈与・相続等 2018.1.1～2027.12.31
対象株数	総株式数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与：100% 相続：80%	100%
承継パターン	複数の株主から1人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要	承継後5年間で平均8割の雇用を維持できなかった場合でも、その理由を都道府県に報告する等の手続きにより、猶予を継続できる。
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	なし 猶予税額を納付	特例経営（贈与）承継期間の経過後に、事業の継続が困難な事由が生じた場合※において、株式等の譲渡等をしたときは、譲渡対価の額等に基づき再計算した猶予税額を納付し、従前の猶予税額との差額は免除される。
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から18歳以上の推定相続人（直系卑属）・孫への贈与	60歳以上の者から18歳以上の者への贈与

※ 事業の継続が困難な事由が生じた場合とは、次の場合をいう。

- ①過去3年間のうち2年以上赤字などの場合

⁹³ 経済産業省中小企業庁事業環境部財務課による令和8年度税制改正要望事項「事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等」29-1頁

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/request/medi/08y_medi_k_29.pdf : 2025年12月30日確認)。

⁹⁴ 自由民主党、日本維新の会「令和8年度税制改正大綱（令和7年12月19日）」14-15頁。

⁹⁵ 括弧書きは、令和8年度税制改正による予定。以下、同様である。

- ②過去3年間のうち2年以上売上減などの場合
- ③有利子負債≧売上の6か月分の場合
- ④類似業種の上場企業の株価が前年の株価を下回る場合
- ⑤心身の故障等により後継者による事業の継続が困難な場合（譲渡・合併のみ）

(4) 特例措置の手続き等

特例措置の仕組みと手続等の概要は、次のとおりである。

① 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除

所定の要件を満たして手続を行うことにより、後継者が納付すべき贈与税額のうち、この制度の適用を受ける非上場株式等に対応する贈与税の納税が猶予され、先代経営者の死亡等により猶予税額が免除される。

【非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の手続き】		
経営承継円滑化法による都道府県知事の関与	特例承継計画の 策定・提出・確認	2027年3月31日（2027年9月30日）まで
	↓	
	事業承継（贈与）	2018年1月1日から2027年12月31日まで
	↓	
	円滑化法の認定・会社 後継者に関する要件の判定	贈与税申告期限の2か月前までに認定申請
	↓	
贈与税の申告 ● 認定書の写しの提出 ● 担保提供	後継者の贈与税額のうち、この制度の適用を受ける非上場株式等に対応する贈与税の納税を猶予	
↓		
5 年 間	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の継続・代表者であること・株式等の保有継続等の要件 ● 毎年、都道府県庁と税務署に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● 要件を満たさなくなった場合には、猶予税額の全部又は一部と利子税を納付する。 ● ただし、「免除対象贈与※」に該当する場合は、一定部分の猶予税額が免除される。
↓		
6 年 目 以 後	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式等の保有継続等の要件 ● 3年に一度、税務署に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式等を譲渡又は贈与した場合等には、猶予税額の全部又は一部と利子税を納付する。 ● ただし、「免除対象贈与」に該当する場合は、一定部分の猶予税額が免除される。

次の場合は、猶予税額の免除

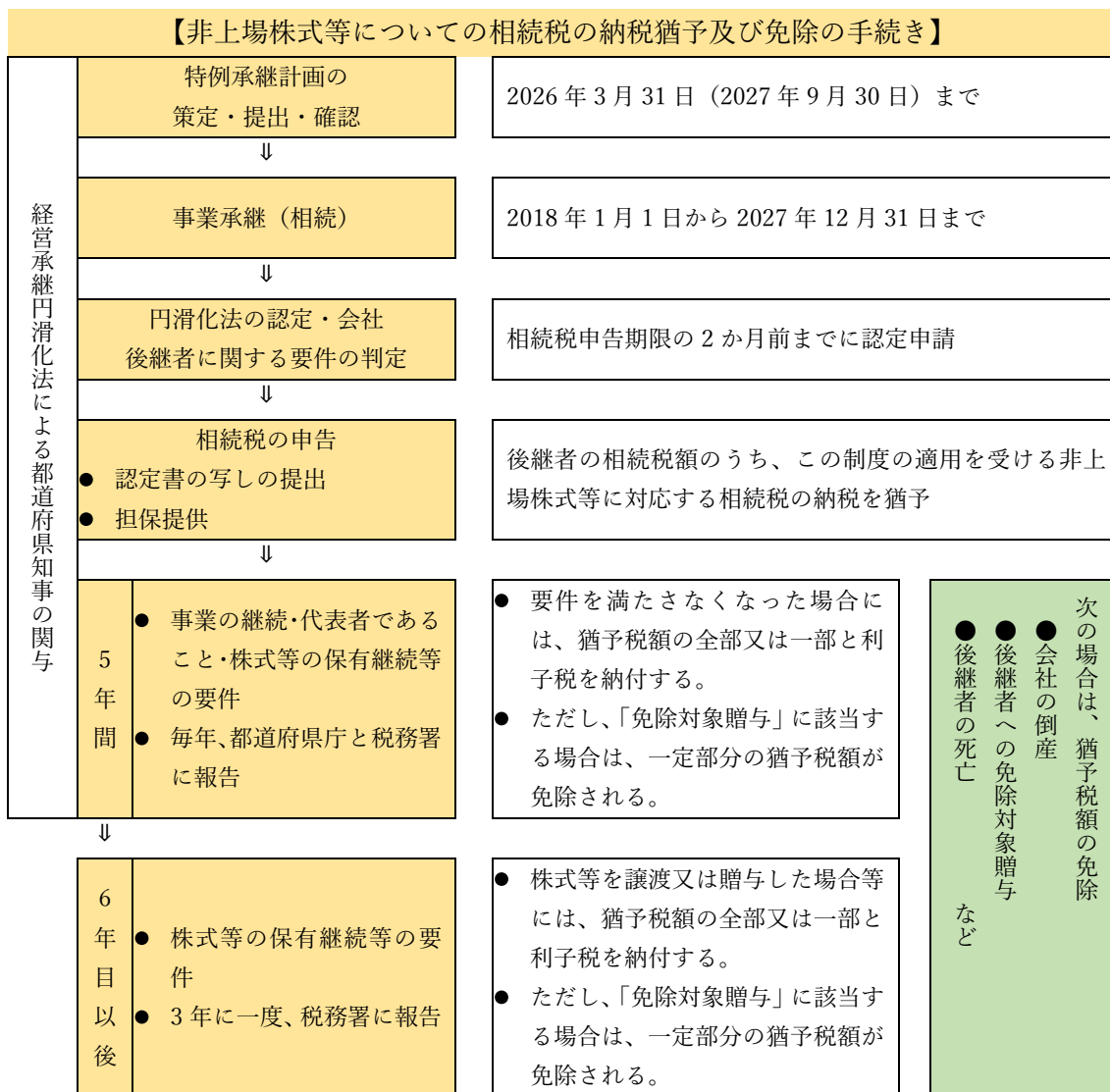
- 会社の倒産
- 後継者への免除対象贈与
- 先代経営者の死亡 など

※ 「免除対象贈与」とは、納税猶予を受けている後継者（二代目経営者）が、株式等を次の後継者（三代目経営者）に贈与し、その後継者が納税猶予を受ける場合における贈

与をいう。

② 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除

所定の要件を満たして手続きを行うことにより、後継者が納付すべき相続税額のうち、この制度の適用を受ける非上場株式等に対応する相続税の納税が猶予され、後継者の死亡等により猶予税額が免除される。



③ 贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予への切替

贈与税の納税猶予中に贈与者が死亡した場合には、猶予されていた贈与税は免除された上で、贈与を受けた株式等を贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税が課税される。その際、都道府県知事の切替の確認を受けることで、相続の開始が2028年以後になったとしても、特例措置による相続税の納税猶予の適用を受けることができる。

相続による承継時期はコントロールすることができないから、贈与税の特例措置から順次適用を受ける設計となろう。

④ 株価の固定

納税猶予の対象となった株式の評価は贈与時に固定され、原則として、その後の変化は反映されない。成長により企業価値が上昇すればするほど税負担軽減の効果が大きくなる。

株価固定は、企業価値が下落した場合にはリスクとなるが、特例措置では、売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免する取扱いがあり、経営環境の変化による将来の不安が軽減されている。

(5) 特例承継計画の申請件数と利用状況

事業承継税制の活用件数は、一般措置では、年平均 250 件程度であったが、平成 30 年度税制改正において特例が措置されて以降、大幅に増加した。2020 年度から 2022 年度まではコロナ禍の影響で提出件数が落ち込んだものの、年平均約 3,000 件の計画提出がなされており、2023 年度は過去最高の 5,357 件提出があったとされている⁹⁶。



また、2023 年の贈与についてみると、一般措置の受贈者は 22 人（猶予税額合計 7,300 万円）であるのに対し、特例措置は 800 人（同 720 億 9,800 万）である⁹⁷。このように、一般措置の利用はわずかであり、特例措置の終了は、実質的な事業承継税制の終了を意味する。

しかし、令和 6 年度税制改正大綱では「極めて異例の時限措置としていることを踏まえ、令和 9 年 12 月末までの適用期限については今後とも延長を行わない」⁹⁸とされ、令和 8 年

⁹⁶ 中小企業庁財務課・前掲注（87）7 頁参照。

⁹⁷ 国税庁『令和 5 年度統計年報』「贈与税 6-1 申告・課税状況(1)申告・課税状況（合計分）」218 頁。

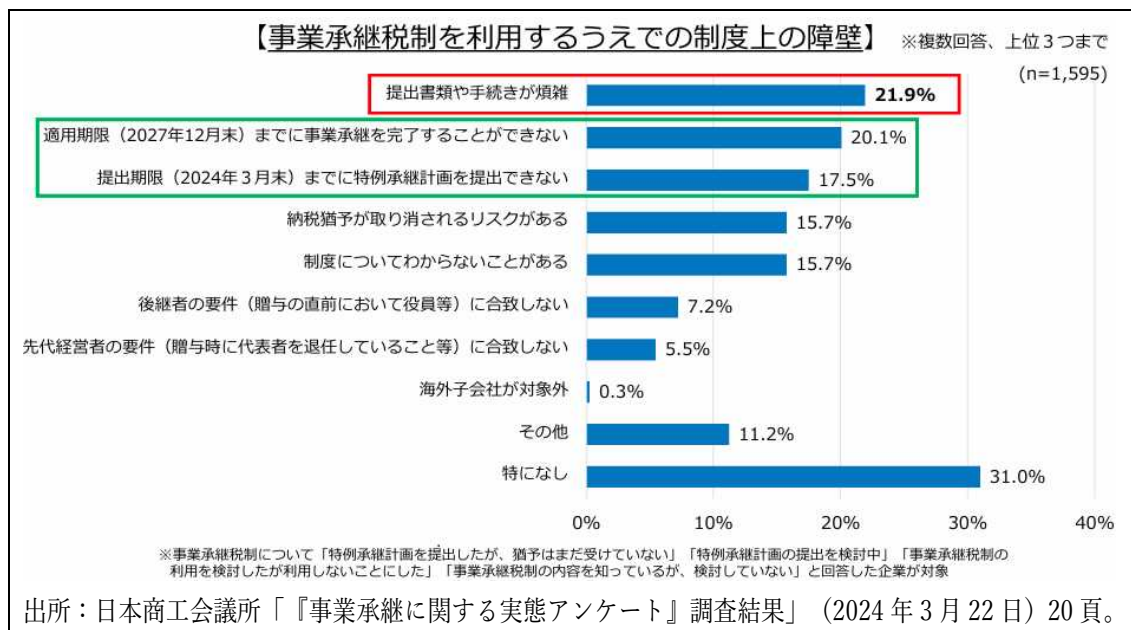
⁹⁸ 自由民主党、公明党・前掲注（92）18 頁。

度税制改正大綱においても「適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことが期待される」⁹⁹とされている。

(6) 事業承継税制の課題

① 手続きの負担と特例措置の期限

特例措置の問題としてまず挙げられるのは、時限措置であることと提出書類や手続きが煩雑で相当長期に継続することであろう。



日本商工会議所のアンケートでは、事業承継税制を利用する上での制度上の障壁として「提出書類や手続きが煩雑」が最も多く、「適用期限 (2027年12月末) や特例承継計画の提出期限 (……略……) に間に合わないといった、自社の事業承継のタイミングとのズレを訴える声も多い」¹⁰⁰としている。

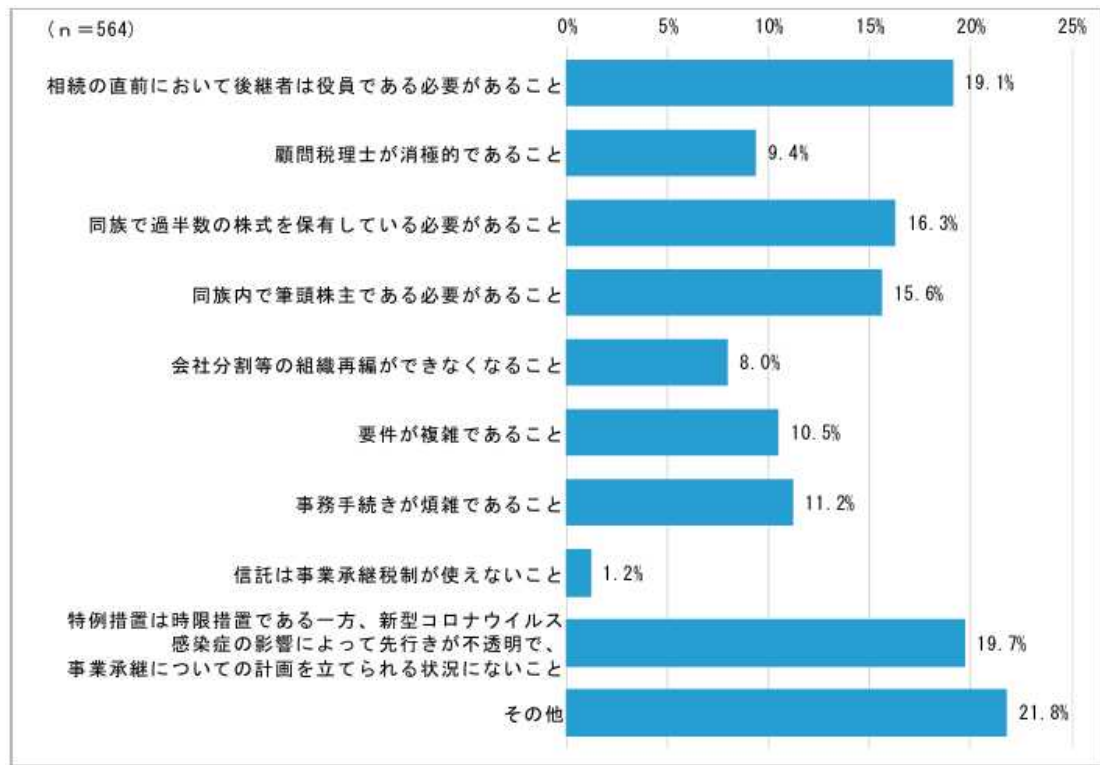
また、2021年度の帝国データバンクのアンケート調査によると、事業承継税制を検討している又は検討したが利用できなかったという回答の中、その「適用・検討にあたってネックとなっている事項」(複数回答) について、「特例措置は時限措置である一方、新型コロナウイルス感染症の影響によって先行きが不透明で、事業承継についての計画を立てられる状況にないこと」が19.7%、「相続の直前において後継者は役員である必要があること」が19.1%、「同族で過半数の株式を保有している必要があること」が16.3%、「同族内で筆頭株主である必要があること」が15.6%等となっている¹⁰¹。

⁹⁹ 自由民主党、日本維新の会・前掲注(94) 15頁。

¹⁰⁰ 日本商工会議所「『事業承継に関する実態アンケート』調査結果」(2024年3月22日) 20頁 (https://archive.jcci.or.jp/20240322jigyosyoikei_chosa.pdf : 2025年12月30日確認)。

¹⁰¹ (株)帝国データバンク「令和3年度中小企業関係税制に関するアンケート調査報告書」56頁参照 (https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000139.pdf : 2025年12月30日確認)。

【事業承継税制の適用・検討にあたってネックとなっている事項について（複数回答可）】



出所：(株)帝国データバンク「令和3年度中小企業関係税制に関するアンケート調査報告書」56頁。

特例措置は、基本的に、二代目経営者が死亡したとき又は三代目経営者に事業承継税制の適用を受ける贈与をしたときに猶予税額が免除となる制度である。税負担の軽減が孫世代の事業承継の決断を後押しする効果も期待されていると考えられるが、企業にはそれぞれ事業承継のタイミングがあり、三代にわたる事業承継を2018年1月1日から10年という特例措置の設定期間に策定することは必ずしも容易ではない。

令和8年度税制改正大綱においては、「適用期限到来後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得る」¹⁰²とされている。特例措置に劣らないさらなる施策が期待される。検討にあたっては、長期にわたる事務負担の軽減といった視点が必要であろう。

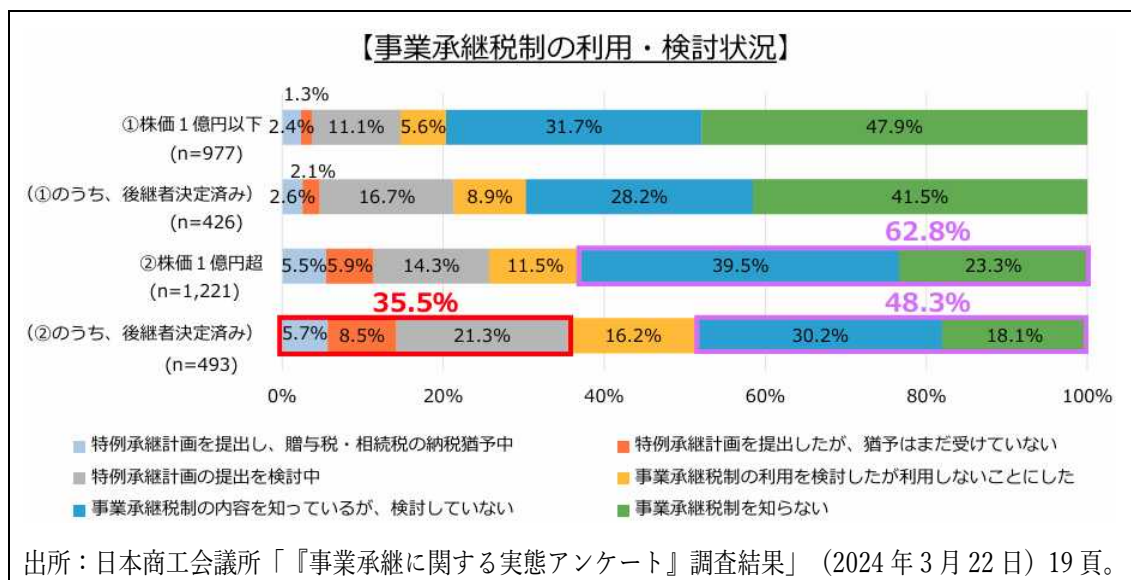
② コスト・ベネフィットの逆転

特例措置は、株式の承継に係る税額を100%免除するという究極のメリットを提供するが、要件充足を維持する負担と継続的な届出等の事務コストを伴う。理論上はすべての中小企業が対象となるが、相続税や贈与税の猶予額が一定程度にとどまる場合には、将来的なリスク、制度利用に伴うランニングコストや専門家報酬が節税効果を上回ってしまう「コスト・

¹⁰² 自由民主党、日本維新の会・前掲注(94)15頁。

ベネフィットの逆転」となる可能性がある。

日本商工会議所は、「事業承継税制の利用・検討状況」について、自社株式評価額が1億円超と1億円以下に区分してアンケート調査を行っている。後継者を決定している企業における「納税猶予中、特例承継計画を提出済み、特例承継計画の提出を検討中」の合計は、前者が35.5%であるのに対し、後者においては21.4%となっている¹⁰³。



③ 付帯税の負担

猶予税額が免除されず、認定が取り消された場合には、猶予税額の全部又は一部と利子税を納付することとなる。

2. 事業承継税制に係る税理士の実務

(1) 制度の説明と計画の立案

事業承継税制の利用にあたっては、その複雑な制度の内容をクライアントに理解してもらわなければならない。その上で、適正な株式の評価と相続税額の試算を行い、要件の充足を確認しつつ経営者の希望に叶う計画を立案することとなる。

その際には、グループ企業の組織再編を含む資本政策の提案や遺言の準備、後継者育成とそれに伴うガバナンス体制の構築、株式以外の財産の承継など、追加的な検討や支援が必要となる場合も多い。専門家としての知識とノウハウに加え、企業全体の状況を把握し経営者のビジョンを理解した上での信頼関係が土台となる。

(2) 長期にわたる伴走支援

¹⁰³ 日本商工会議所・前掲注（100）19頁参照。

会社や経営者の状況は変化し続け、彼らにとって最も重要なことは、必ずしも税制上の要件を充足することではない。事業承継税制の活用には、その適用を守る税理士のサポートが不可欠である。

特例措置については、特例承継計画の提出と確認、贈与の実行、都道府県庁への認定申請書の提出、贈与税又は相続税の申告、申告後5年間の報告、その後は3年に1回の届出書の提出というように、長期にわたる手続き及び管理を要する。もちろん取消事由についての説明と適用要件充足の確認も繰り返し継続して行わなければならない。税理士は、制度の内容を理解しているだけでは十分とはいえず、長期にわたる「伴走支援」を可能とする事務所の体制を構築しておかなければならない。そのため活用の提案を躊躇する税理士も少なくない。二代目経営者の死亡までは数十年の歳月があり、個人の税理士事務所が受任するのは困難であろう。

(3) 税理士職業賠償責任保険

税理士が事業承継税制についての判断や手続きを誤った場合には、発生した税負担について損害賠償請求を受ける可能性もある。

税理士の専門家責任が問われる事態に備えて税理士職業賠償責任保険があり、2025年2月1日現在の税理士法人の加入割合は87.63%となっている¹⁰⁴。税理士職業賠償責任保険は、税理士又は税理士法人が、税理士の資格に基づいて行った業務に起因して、業務を委嘱した納税者等に財産上の損害を与えたこと等により損害賠償請求を提起された場合において、法律上の賠償責任を負担したことによって被る損害を対象としている。

ただし、加算税や過少申告に係る修正申告等本来納付すべき本税に相当する損害については、保障の対象外とされている。

3. 第Ⅷ章まとめ

本章では、本稿のもう一つの核心である日本の事業承継税制と制度普及の担い手である税理士の実務に焦点を当て記述した。その過程で、日本の現行事業承継税制の利用実績の推移や特徴を浮き彫りにすることで、制度ユーザーである中小企業者が利用する場合の様々な課題を認識することができた。そして、税理士の実務については、制度に関する知識の深化の必要性だけでなく、伴走支援の重要性とその限界にも言及している。

¹⁰⁴ 日本税理士会連合会「税理士職業賠償責任保険のご案内（2025年度新規加入用）」4頁

(https://www.zeirishi-hoken.co.jp/books/zeibai_shinki_2025/index.html:2025年12月30日確認)。個人の加入割合は55.27%である。

Ⅸ ベンチマーキング研究による日本の事業承継税制の課題

前章まで、ドイツ事業承継税制の内容を掘り下げながら、現行の日本の事業承継税制との相違を検証してきた。ここでは、本稿の総括に代えて、ベンチマーキング研究に基づく、日本の事業承継税制の課題を記述したい。

1. 両国の事業承継税制の特徴と課題

(1) ドイツの事業承継税制（背景を含めⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ章参照）

【特徴】

- ・賦課課税方式を基盤としている点
- ・遺産取得税方式を採用している点
- ・優遇措置は課税財産からの控除方式を採用している点
- ・控除は定額ではなく、85%（100%）の控除割合方式を採用している点
- ・優遇の基準値を2,600万ユーロと高額に設定している点
- ・非上場株式等の評価は、法律に基づいており、公正市場価格を原則としながら、簡便法（直近3年間の営業利益を基礎とする評価）を選択できるが、純資産価額以上としている点
- ・手続きは賦課課税方式に基づく、遺産取得税方式かつ優遇措置は控除方式であることから、税務プロセスが明確で、税務署への相続等開始後3か月以内の基本情報の申告、税務署からの申告期限の通知、税務署への財産評価等の申告、必要ある場合の税務調査、税務署からの賦課決定（事業承継税制計算済み）の流れのため、事後取り消しや事後の納税者間争訟のリスクが少ない点
- ・当初申告で85%優遇措置を選択し、税務署の審査等を経たのち、事後的に100%優遇措置への切り替え可能なため、事後の取消リスクは低い点
- ・評価実務等は専門性が高く、ドイツ税理士の関与が一般的である点

【課題】

- ・優遇の基準値が高いことから、Ⅱ章で示したように、事業者と非事業者間の課税の公平性が論点となり、連邦憲法裁判所事案となっている点。しかし、この点は、そもそも事業承継税制自体が政策目的優遇措置であることから、公平性については、導入自体の可否を論ずるのではなく、優遇金額の妥当性の観点で論ずるべきと考える。

(2) 日本の事業承継税制（背景を含めⅥ、Ⅶ、Ⅷ章を参照）

【特徴】

- ・申告納税方式を基盤としている点
- ・遺産税方式と遺産取得税方式の併用方式を採用している点

- ・優遇措置は、納税猶予方式を採用している点
- ・一般措置（実質 53%）と特例措置（100%）の猶予割合方式を採用している点
- ・優遇の基準値を設定していない点
- ・非上場株式等の評価は、法律で「時価」と規定しているものの、実務上は、通達に規定する評価を規範としており、類似業種比準評価額、純資産評価額、併用評価額を原則としながら、特例として納税者の属性要件を付した配当還元価額を認容している点
- ・ただし、最終評価額は純資産価額以下としている点
- ・手続きは申告納税方式に基づき、特に、特例措置の場合は事前の都道府県に対する事業承継計画の提出・確認にはじまり、申告期限 2 か月前までの認定申請、認定書の受理、相続税・贈与税の申告、担保提供、事後報告（都道府県と税務署に対する 5 年間の継続報告、6 年日以降の税務署に対する 3 年に一度の報告）のほか、税務時効までは税務署による検証（署内審査、実地調査）が前提とされている点
- ・当初申告後の税務調査、事後報告期間における要件不該当事象の発生など事後取消リスクが内包されている点
- ・相続税額計算において、遺産課税方式と遺産取得税方式の併用方式を採用していることから、税務調査等で株式評価額の是正等があった場合、事業承継者以外の課税価格も変動し、事後の納税者間争訟リスクが高い点
- ・評価実務、事前・事後の手続きが複雑であるため、税理士の関与が一般的である点
- ・一方、顧問税理士にとっては、有利不利判定の不確実性や長期に及ぶ事後の諸リスクの対応など、税理士事務所自体の管理体制や持続性についての検討のうえ、受任を躊躇するケースも多い点

【課題】

- ・特例措置は廃止が大前提とされていることを鑑みれば、原則である一般措置の猶予割合が、国際比較上、相対的に低い点（納税者にとっての便益が低い点：研究会（2020 年）参照）
- ・適用中小企業者について、一律的な優遇措置となっており、大中小などの規模に応じた措置になっていない点
- ・特徴にあるように、手続きの工数が多く、かつ、事後の諸リスクが高い点

以上を俯瞰すれば、ドイツは日本に比べ株式評価額が高く算定される可能性はあるが、優遇される金額が高めである。そして、実務的には優遇される金額自体はシンプルに計算でき、かつ、事後管理負担や事後リスクが少ないことが、理解できる。

一方、日本は、ドイツに比べ株式評価が低めに算定される可能性があるが、一般措置の場合でも、優遇される金額が低めである。しかも、計算が複雑で、かつ、事後管理負担や事後争訟リスクが内包していることが理解できる。

(3) 日本の事業承継税制に対する納税者が認識しているイメージ

上記のように、日本の事業承継税制は、納税者において「リスクが高いわりに、メリットが少ない」すなわちコストパフォーマンスの低い税制であるとのイメージをもっていると想定できるが、これを検証するデータが日本商工会議所のアンケート調査結果(2024年3月22日)として公表されている。

本稿では、既にⅧ章に掲載済みであるが、前述の論点を裏付ける事項を下記のとおり再掲する。

- | |
|---------------------------------|
| ○事業承継税制を利用するうえでの制度上の障壁(複数回答:抜粋) |
| ・提出書類や手続きが煩雑(21.9%) |
| ・適用期限までに事業承継を完了することができない(20.1%) |
| ・提出期限までに特例承継計画を提出できない(17.5%) |
| ・納税猶予を取り消されるリスクがある(15.7%) |

(4) 事業承継税制と中小企業者の規模別の対応

上記のアンケート調査結果には、「事業承継税制の利用・検討状況」についてのデータも開示されており、本稿の趣旨である、「中小企業者の規模別の状況に対応した税制の構築」の概念を裏付ける事項となっている。

- | |
|---|
| ○事業承継税制の利用・検討状況(株式評価増額別のデータ:抜粋) |
| ・株価1億円以下 利用済み2.4%、計画提出済み(未認定)1.3%、検討中11.1%、利用しない5.6%、その他79.6% |
| ・株価1億円超 利用済み5.5%、計画提出済み(未認定)5.9%、検討中14.3%、利用しない11.5%、その他62.8% |

すなわち、規模別の指標としての株式評価総額ベースでは、規模の大きな中小企業者は、経営運営能力や事務管理能力(専門家報酬の支払能力を含む。)が高めで、煩雑な手続きを処理できる可能性が高く、かつ、自らの運営能力で取り消しリスクを低くコントロールできると判断していることが伺える。

一方、地方に多い規模の小さな中小企業者は、経営運営能力や事務管理能力が低めで、煩雑な手続きを処理できない可能性が高く、かつ、自らの経営運営能力では、取り消しリスクをコントロールできないと判断していることが伺える。

【結論】

上記から、現行の日本の事業承継税制の利用率が中小企業者全体として低い要因は、明らかであり、制度のユーザーである中小企業者の個別の事情を反映した制度改正は困難だとしても、少なくとも、規模別の状況に対応した制度改正とそれを基礎とする控除方式の優遇措置の導入が待たれていると結論できる。

X 新たな産業構造と構築促進税制等への提言（まとめ）

前章までは、ドイツの事業承継税制と日本の事業承継税制を比較検討することで、日本の事業承継税制の課題に焦点を当て、論述してきた。

本章では、終章として、前述の比較検討を踏まえ、日本経済の持続的発展の視点から、その担い手である中小企業者に対する事業承継税制の根源的な政策目的を再確認する。そして、日本の経済政策を鑑みると、半導体分野をはじめとする海外投資・海外への生産依存から日本の地方を中心とした国内投資・国内生産へのシフト、A I・量子コンピューター・バイオテクノロジー関連に加えコンテンツビジネスなどの創出と成長を目指す新たな産業構造の構築が希求されていると考える。そうした前提に立って、新たな産業構造を構築するための政策目的の一側面として、産業構造を下支えする「中小企業市場におけるプレーヤーの円滑な交代促進」に焦点を当てながら、相続税・贈与税制の枠組みを超えた、税制パッケージとしての「新たな事業承継に関連する税制」として提言する。

1. 税制を含めた経済政策の課題

2008 年の経営承継円滑化法の成立及び 2009 年の事業承継税制の創設当時の根源的な政策目的は「雇用の確保」と「地域経済の活力維持」にあったことは論を待たない。しかし、制度創設後 16 年余を経過し、「雇用の確保」の政策目的は、一転して「特に地方の中小企業者における深刻な人手不足の解消」に反転している。他方、「人口戦略会議」（三村明夫議長：増田寛也副議長）から公表された「令和 6 年・地方自治体「持続可能性」分析レポート」（2024 年）によると 2020 年から 2050 年までの間、現在全国に 1,729 ある自治体のうち約 43%（744 自治体）が「消滅可能性自治体」に該当していくと推計され、「地方経済の活力維持」の政策目的の実現は極めて困難な現状にある。

こうした中、2025 年 12 月公表の自由民主党・日本維新の会による「令和 8 年度税制改正大綱」ではその導入文において、日本の税制を含めた経済政策の課題は「強い経済」と「世界で輝く日本」の実現を打ち出している。特に、個人の現預金が国内経済に投資され、民間の大胆な（生産）設備投資を後押しするとともに A I・量子（コンピューター）・バイオ（テクノロジー）等戦略技術分野の研究開発の促進を図り、租税特別措置については、的を絞り、メリハリを明確にすることでインセンティブを強化することが掲げられている。

そして、「活力ある地方・中小企業の後押し」として、地方財政については、地方税収の偏在化の是正のための税制改正を掲げる一方、中小企業者における少額減価償却資産の全額損金算入の増額、賃上げ促進税制の維持、技術基盤強化税制の 3 年間の繰越税額控除の導入を掲げ、法人版事業承継税制（特例措置）については、特例承継計画の提出期限を 1 年 6 ヶ月延長するとした。

同大綱では、結語として、こうした中小企業者関連税制については下記のように方針を

明記している。

(中小企業者向けの) これらの措置は、中小企業等の経営者の円滑な世代交代を通じた生産性向上という待ったなしの課題を解決するための時限措置であることから、中小企業経営者及び個人事業主の方々には、適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことが期待される。

上記の「税制改正大綱」の文脈を紐解くと下記のように政策目的を規定できる。

「地方の維持」「活力ある地方・中小企業の後押し」のためには、長年国内経済・雇用を下支えしてきた地元中小企業の【課題1】経営の継続と【課題2】時代の変化に適応し、かつ、地方の特性を活用した積極的な企業活動が不可欠であり、その好機としての「円滑な世代交代」が期待され、その実現こそが、現時点での政策目的と規定される。

前述の政策目的の実現には、税制のみではなく、当然に様々な政策を動員する「ポリシーミックス」が大前提ではあるが、ここでは、本稿の趣旨に立脚し、事業承継関連税制に絞り、提言したい。

2. 提言

都市部だけでなく、地方においても中小企業者の良き相談相手であり、地域経済の支援者でもある税理士の視点からは、【課題1】については、親族・親族外を問わない事業承継者及び現経営者向けの「事業承継関連税制の進化」が必要であり、【課題2】については、地方を拠点とする起業者に対する支援税制の導入が必要であると考えます。

また、事業承継者がいわゆる「第二創業者」として、新たな分野へ果敢にチャレンジすることなど、これらの課題の混合形態も考えられる。

本章では、事業承継税制研究の枠を極端にはみ出ることを避け、起業者を除く、これらの形態の主人公である①事業承継者A類型（承継後、一定期間内には第二創業をしない者）、②事業承継者B類型（承継後、一定期間内に第二創業を行う者）、③被承継者（現経営者）の3類型に対する税制のイメージを提案する。

(1) 事業承継者A類型（承継後、一定期間内には第二創業をしない者）【相続税・贈与税関係】

事業承継者A類型としては、a 親族承継者のように、無償（贈与・相続・遺贈）で、非上場株式等を取得する者の他、b 第三者承継者のように、有償ではあるがデューデリジェンスで算定される合理的な時価を下回り、かつ、相続税評価額よりも低い価額で非上場株式等を取得する者に細分類する。

aについては、前章までのベンチマーキング研究で明らかになったように、納税猶予方式の欠点を克服する必要があることから、経営承継円滑化法をベースとした新たな法人

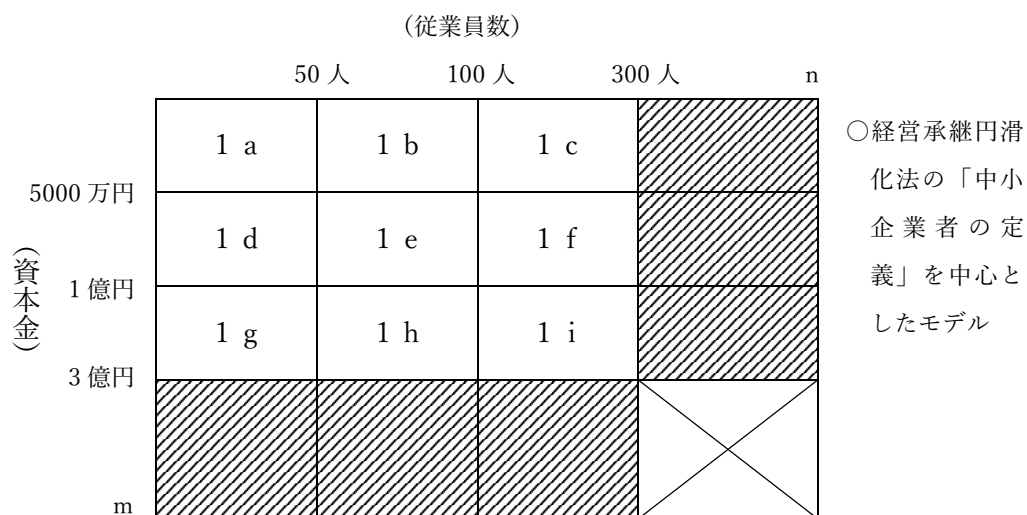
版事業承継税制・「事業承継特別控除」(相続税・贈与税共通)を小規模・中規模の中小企業者に限り、選択的に導入するハイブリッド型の事業承継税制を提案する。具体的には、下記の3つのモデルを参考にされたい。

これらの3つのモデルはあくまで、基本イメージであって、いずれかのモデルの選択について、本稿でそれらの優越を論じるものではない。そして、具体的な適用要件等(上記の第二創業に係る「一定期間」の定義を含む)については、今後の立法府・行政府や専門研究機関の前向きで活発な議論に委ねたい。

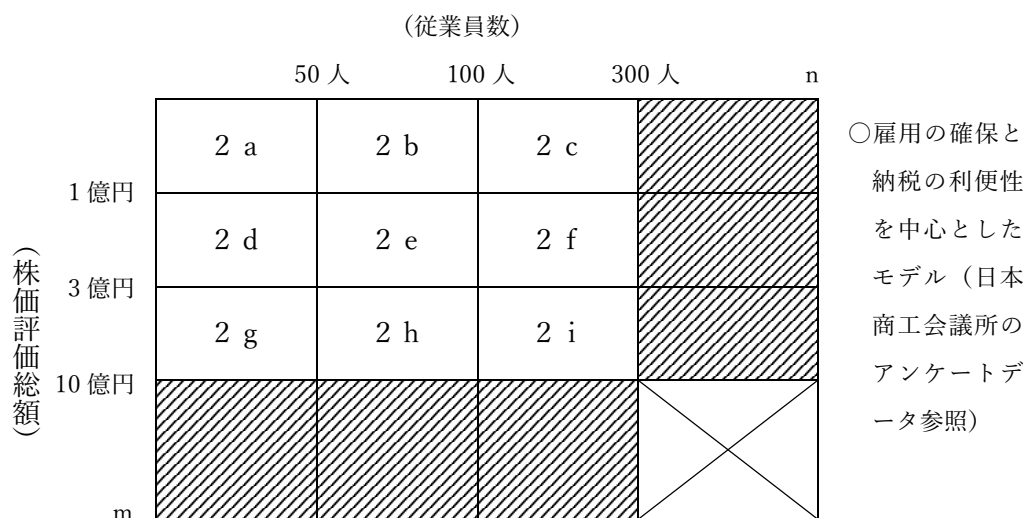
○「事業承継特別控除」(相続税・贈与税共通)の創設

－経営承継円滑化法をベースとした新たな法人版事業承継税制のイメージ

〔モデル1〕 雇用／資本金モデル




〔モデル2〕 雇用／株価モデル



〔モデル3〕 雇用／年商（経済活動）モデル

（従業員数）

		50人	100人	300人	n	
（年商）	1億円	3 a	3 b	3 c		○雇用の確保 と経済活動 を中心とし たモデル
	3億円	3 d	3 e	3 f		
	10億円	3 g	3 h	3 i		
	m					

- （注 1） 各モデルの a～i ごとに政策目的に対応した「事業承継特別控除額」を設定する。但し、各モデルの a については最小値として設定する。
- （注 2）  は現行の納税猶予方式（一般措置又は特例措置）のみを適用可能とする。
- （注 3） 各モデルの a～i についても「事業承継特別控除」に代えて現行の納税猶予方式の選択を可能とする。
- （注 4） モデル 1 の従業員数及び資本金モデルについては、経営承継円滑化法の業種区分に基づく変更も想定できる。

b については、特に小規模の案件の場合、合理的価額より低くかつ相続税評価額より低い、譲渡価格での第三者承継が行われることがある。そうした場合、相続税評価額と譲渡価格の差額については、低額譲渡として「みなし贈与」（相続税法 7 条）と認定されるリスクを内包する。そこで、経営承継円滑化法の対象会社で所定の要件（事業承継税制の要件の一部等）を満たしている場合、当該みなし贈与金額についても「事業承継特別控除」の適用を可能とする。

（2）事業承継者 B 類型（承継後、一定期間内に第二創業を行う者）【相続税・贈与税関係】

いわゆる「第二創業」の形態は多様であるが、本稿では「現行の事業承継税制要件に該当する事業承継後に、継承した既存の事業に関連した新規事業（関連多角化）やその枠を超えて、新たな領域に事業（非関連多角化）を計画的に展開すること」と解する。こうしたケースでは、組織戦略として承継した会社内に新事業部を組成する場合もあるが、新たな事業領域への参入時には、多様な人的資源や優れた技術・ノウハウの活用・

承継を必要とする場合が多い。特に、人的資源については、都市部で就業している若年層や国際経験が豊富な人材など、既存の労働環境では、リクルーティングに困難をきたす場合があり、新会社を設立する必要が生ずる場合も少なくない。また、関連多角化など既存の従業員のもつ優れた技術・ノウハウを活用・承継する目的で、当該従業員を新会社への転籍又は兼職などを実施することも想定される。

事業承継税制適用会社において、こうした、人的資源の配分や技術・ノウハウの活用・承継についてドラステックな変化が起こる場合、現行の事業承継税制の諸要件に抵触する可能性が考えられる。よって、一定の要件のもとに、要件緩和の手当を制度化することが期待されるのである。

(例)

- ・ 事業承継税制適用後の一定期間において、分社化のための転籍等で従業員数基準（平均 80%雇用維持基準）に抵触する場合の緩和措置
- ・ 同期間において、事業承継税制適用会社自体が、分社化に伴い、多額の出資や子会社等の急成長等を要因として、資産保有型会社（特定資産 70%基準）や資産運用型会社（特定収益 75%基準）に係る形式基準に該当する場合、その判定上の緩和措置

(3) 被承継者（現経営者）【所得税関係】

被承継者については、特に第三者承継の場合で、相続税評価額での株式譲渡となった場合でも、当該承継者が株式取得資金の全部又は一部を調達できないときなど、当該譲渡契約に、分割払い条項が付されることがある。この場合、被承継者において、現在の所得税法の延払条件付譲渡に該当し、当該譲渡に係る 5 年間の延納措置（所得税法 132 条）を受けるときは、担保の提供や利子税（年 7.3%）納付の問題が生じる。他方、将来、承継者が約定の分割代金を支払わない状況になった場合（支払能力の喪失や所在不明等を含む）は、「資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の譲渡所得の計算」（所得税法 64 条）及び回収不能の事実が生じた日から 2 か月以内の更正の請求」（所得税法 152 条）の適用にあたり、「回収不能の事実認定」について、承継者の属性の多様な現況を鑑み「簡易なガイドライン」の整備が有用となると考える。

よって、現行の経営承継円滑化法の対象会社で所定の要件（事業承継税制の要件の一部等）を満たしている場合は、所得税延納に係る担保の不要、利子税減免、更正請求の特則適用の明確化措置が期待されるのである。

以上

あとがき

日本税理士会連合会国際税務情報研究会
担当副会長 尾崎 秀明

わが国の産業構造を見ると、中小企業の比率が高く、ドイツと相似する点が多く見受けられる。今日までわが国の経済発展を支えてきた中小企業者は、強固な事業基盤を有する一方で、後継者不足や人手不足といった課題に直面している。また、後継者が既に決定している場合であっても、事業承継に伴う負担や困難は依然として大きく、看過することはできない。社会の変動が激しい中で、事業構造の変化に的確に対応できなければ、安定した事業経営の継続は困難となるおそれがある。

こうした問題意識の下、太田会長から国際税務情報研究会に対し、「ドイツ事業承継税制等に焦点を当てたベンチマーキング研究について」と題する諮問がなされた。

本研究は、ベンチマーキングの手法を用い、わが国の現行事業承継税制の課題を、ドイツの事業承継税制との比較検討を通じて明らかにすることを目的とする。しかしながら、文献やインターネット上の情報のみによる調査には限界があることから、令和7年10月にドイツ・ミュンヘンを訪問した。現地では実質2日間の滞在の中で、ドイツ税法等の検討のため、KPMGミュンヘン事務所、マックスプランク租税研究所、連邦財政裁判所及びドイツの民間税理士事務所の4か所を視察訪問し、ドイツ税理士、大学教授、判事等との意見交換を行うことで、現場の生の声を直接聞く機会を得た。

わが国の事業承継税制は、平成20年に経営承継円滑化法が成立したことを契機として翌年に創設され、その後幾度かの改正を経て現在の制度に至っている。令和8年度税制改正大綱においては、本制度（法人版特例措置）について、特例承継計画の提出期限を1年6か月延長することが盛り込まれた。一方で、制度そのものの適用期限については特段の明記がなく、延長されない見込みとなっている。したがって、適用期限後の事業承継税制の在り方については、令和9年度税制改正における議論を待つこととなる。

このような時期に、ドイツとわが国の事業承継税制を比較検討することは極めて意義深い。もっとも、わが国の事業承継税制が納税者に広く受け入れられているかといえば、適用実績に照らして、必ずしも十分とはいえない状況にある。ドイツの事業承継税制における控除制度と、わが国の事業承継税制（法人版）における納税猶予方式との間には大きな相違が認められ、税の公平性の観点も含め、多角的な検討が求められる。

今般、本研究の成果を答申として取りまとめたところであるが、本答申が、本会における税制改正建議の検討に資するとともに、わが国税制の更なる発展に向けた一助となることを期待する。

参考文献

- 野田裕康「ドイツ相続法における事業承継問題～2014年相続税法違憲判決を受けて～」駿河台経済論集 26 巻 1 号 (2016)
- 渋谷雅弘「ドイツにおける相続税・贈与税の現状」日税研論集 56 号 (2004)
- 吉村典久「ドイツにおける相続税の歴史—外国の遺産取得税（ドイツ）—」日税研論集 61 号 (2011)
- 天野史子「ドイツ相続贈与税法と資産取得課税について」立命館法学 4 号 (320 号) (2008)
- 稲村健太郎「事業承継税制の現状と行方—ドイツと日本—」産業経理 82 巻 3 号 (2022)
- 小池正明「事業承継税制の諸問題」早稲田法學 95 巻 3 号 (2020)
- 長谷部光哉「中小企業の事業承継税制の国際比較について」税研 212 号 (2020)
- ライポルト, D. 田中宏治訳『ドイツ相続法』信山社 (2024)
- 浦野由紀子「ドイツ法」『各国の相続法制に関する調査研究業務』公益社団法人商事法務研究会 (2014)
- 松井淑子「特別受益・寄与分と遺言の実務対応」清文社 (2019)
- 戸堂康之「経済安全保障を踏まえたサプライチェーン・産業政策のあり方」国際経済, 2025 年 77 巻, Pages 49-76, Released on J-STAGE: 2025 年 11 月 5 日
https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaikeizai/77/0/77_kk2025.f03/_article/-char/en
- 岩本晃一「ドイツ経済を支える強い中小企業『ミッテルシュタンド (Mittelstand)』」独立行政法人経済産業研究所コラム第 13 回 (2016 年 5 月 13 日)
<https://www.rieti.go.jp/users/iwamoto-koichi/serial/013.html>
- 酒井克彦「ドイツにおける税理士制度と職業賠償責任保険 (上)」税大ジャーナル 1 号 平成 17 年 4 月
<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/backnumber/journal/01/pdf/09.pdf>
- 内閣府・第 18 回税制調査会 (2018 年 10 月 18 日) 説明資料 2-2 資産課税 (相続税・贈与税) について「わが国と諸外国における相続・贈与に関する税制比較 ドイツの現行制度」
- 総務省・経済産業省「2022 年経済構造実態調査」一次集計結果 産業横断調査 (企業等に関する集計) 結果の概要 2023 年 (令和 5 年) 3 月 31 日
<https://www.stat.go.jp/data/kkj/kekka/pdf/2022gaiyo1.pdf>
- 経済産業省「令和 7 年版通商白書」
https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2025/pdf/1-5_colum2.pdf
- 経済産業省「2019 年版ものづくり白書」
https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/mono/2019/honbun_pdf/
- 財務省「令和 6 年度税制改正の解説」

国税庁『令和 5 年度統計年報』「贈与税 6-1 申告・課税状況(1)申告・課税状況 (合計分)」
国税庁「令和 6 年分 相続税の申告事績の概要」(令和 7 年 12 月)

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2025/sozoku_shinkoku/pdf/sozoku_shinkoku.pdf

国税庁「令和 6 事務年度における相続税の調査等の状況」(令和 7 年 12 月)

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2025/sozoku_chosa/pdf/sozoku_chosa.pdf

国税庁：中小企業者の判定等フロー

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/aramashi2024/pdf/03.pdf>

中小企業庁「2024 年版中小企業白書」

https://www.chusho.meti.go.jp/pamphlet/hakusyo/2024/PDF/chusho/00Hakusyo_zentai.pdf

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/420AC0000000033>

中小企業庁 中小企業の事業承継・M&A に関する検討会「事業承継・M&A に関する現状分析と今後の取組の方向性について」 2024 年 6 月 28 日

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shokei_ma/001/005.pdf

中小企業庁「中小 M&A ガイドライン(第 3 版)―第三者への円滑な事業引継ぎに向けて―」
令和 6 年 8 月

<https://www.meti.go.jp/press/2024/08/20240830002/20240830002-br.pdf>

中小企業庁 中小企業事業再編投資損失準備金(中堅・中小グループ化税制)

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/shigenshuyaku_zeisei.html

中小企業庁財務課「法人版事業承継税制(特例措置)活用事例」2024 年 5 月

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/shoukei_zeisei_jirei.pdf

中小企業庁事業環境部財務課による令和 8 年度税制改正要望事項「事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/request/medi/08y_medi_k_29.pdf

税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方(平成 19 年 11 月 20 日)」

ドイツ連邦共和国日本総領事館ウェブサイト <https://japan.diplo.de/ja-ja>

自由民主党、公明党「令和 6 年度税制改正大綱(令和 5 年 12 月 14 日)」

自由民主党、日本維新の会「令和 8 年度税制改正大綱(令和 7 年 12 月 19 日)」

一般社団法人日本経済団体連合会「日本産業の再飛躍へ～長期戦略にもとづく産業基盤強化を求める～」2024 年 4 月 16 日

https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/031_honbun.html

日本商工会議所「『事業承継に関する実態アンケート』調査結果」(2024 年 3 月 22 日)

https://archive.jcci.or.jp/20240322jigyosyokei_chosa.pdf
国立研究開発法人科学技術振興機構「研究開発の俯瞰報告書 論文・特許データ分析（2025年）」主要国・地域の科学技術・イノベーション政策動向（2025年）
公益財団法人全国法人会総連合「わが国と主要国における事業承継税制の制度比較検討調査に係る報告書」（平成25年3月）
（株）帝国データバンク「令和3年度中小企業関係税制に関するアンケート調査報告書」
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000139.pdf
三菱総合研究所 令和3年度「ドイツにおける中小企業の研究開発投資が当該企業の海外展開に及ぼす影響とドイツにおける海外展開支援施策の現状に関する調査」事業報告書
2022年2月 https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000606.pdf
みずほ銀行産業調査部「欧州の競争力の源泉を探る—今、課題と向き合う欧州から学ぶべきことは何か—：ドイツにおける中小企業・地域産業政策」みずほ産業調査50 No.2 2015年2月26日 <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/industry/sangyou/m1050.html>
日本貿易振興機構（JETRO）・デュッセルドルフ事務所 調査レポート「ドイツにおける中小企業政策とケーススタディ」2021年03月30日
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/02/d299264f4deb8fcb.html>
日本税理士会連合会国際税務情報研究会「ドイツ税制視察報告書」2025年10月
日本税理士会連合会「税理士職業賠償責任保険のご案内（2025年度新規加入用）」
https://www.zeirishi-hoken.co.jp/books/zeibai_shinki_2025/index.html
ドイツ相続税贈与税法（Erbschaftsteuer- und Schenkungsteuergesetz /ErbStG）原文
https://www.gesetze-im-internet.de/erbstg_1974/BJNR109330974.html
Braun, Simone; Kay, Rosemarie (2021) : Unternehmensgrößenstatistik 2019: Auswirkungen der Berücksichtigung geringfügig Beschäftigter im Unternehmensregister auf die KMU-Kennzahlen, Daten und Fakten, No. 26, Institut für Mittelstandsforschung (IfM) Bonn
Dr. René Söllner “Die wirtschaftliche Bedeutung kleiner und mittlerer Unternehmen in Deutschland” Statistisches Bundesamt, Wirtschaft und Statistik, Januar 2014（「ドイツにおける中小企業の経済的重要性」ドイツ統計局経済及び統計 2014年1月）
https://www.statistischebibliothek.de/mir/servlets/MCRFileNodeServlet/DEAusgabe_derivate_00000178/WistaJanuar2014.pdf
ボン・中小企業研究所（Institut für Mittelstandsforschung Bonn (IfMB)）ウェブサイト
<https://www.ifm-bonn.org/>
EY, “Worldwide Estate and Inheritance Tax Guide 2023”

日本税理士会連合会国際税務情報研究会委員名簿

《有 識 者》

会 長	中里 実（東京大学名誉教授・西村高等法務研究所所長）
会長代理	宮本 十至子（立命館大学経済学部教授）
	川田 剛（大原大学院大学客員教授）
	早川 眞一郎（弁護士・東京大学名誉教授）
顧 問	川北 力（野村資産承継研究所理事長・元国税庁長官）

《専門委員会》

専門委員長	田尻 吉正（東京会）
副委員長	瀧谷 和隆（北海道会）
委 員	小出 一成（東京会）
	鈴木 恭浩（千葉県会）
	高橋 俊行（千葉県会）
	江本 尚浩（関東信越会）
	呉 幸哲（近畿会）
	金山 知明（近畿会）
	金井 恵美子（近畿会）
	長谷部 光哉（東北会）
	松岡 宣明（四国会）
	前田 富和（沖縄会）

執筆者一覧

- I. リサーチの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・長谷部光哉
- II. 先行研究を踏まえたドイツ事業承継税制に関する考察・・・・金山知明
- III. ドイツの相続法（民法）と相続税法の概要・・・・・・・・金山知明、小出一成
- IV. ドイツの産業構造と中小企業の概況・・・・・・・・小出一成
- V. ドイツの事業承継税制とドイツ税理士の実務・・・・・・・・江本尚浩
- VI. 日本の相続法（民法）と相続税法の概要・・・・・・・・松岡宣明、呉幸哲
- VII. 日本の産業構造と中小企業の概況・・・・・・・・瀧谷和隆、前田富和
- VIII. 日本の事業承継税制と税理士の実務・・・・・・・・金井恵美子
- IX. ベンチマーキング研究による日本の事業承継税制の課題・・・・長谷部光哉
- X. 新たな産業構造と構築促進税制等への提言(まとめ)・・・・長谷部光哉